

# 快適な生活環境のために

— 令和6年度版やまとの公害 —

(令和5年度分報告)

大 和 市



大和市  
イベントキャラクター  
ヤマトン



# 目 次

## 第1章 大和市の公害行政の概要

第1節 大和市の概況	1
1 地勢	1
2 人口の推移	2
3 土地利用の状況	2
4 産業の状況	2
5 交通の状況	3
6 下水道の整備状況	3
第2節 法・条例の届出	4
1 水質汚濁防止法に基づく届出等の状況	4
2 騒音規制法に基づく届出の状況	5
3 振動規制法に基づく届出の状況	6
4 神奈川県生活環境の保全等に関する条例に基づく届出等の状況	7
5 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律に基づく届出の 状況	8
6 土壤汚染対策法に基づく届出等の状況	8
7 大気汚染防止法に基づく届出等の状況	9
第3節 公害苦情の状況	10
1 公害苦情の推移	10
2 都市計画区域別公害苦情の状況	11
3 発生原因別公害苦情の状況	12
第4節 土地利用における環境対策	13
1 土地利用の適正化	13
2 開発事業に関する指導状況	13
第5節 環境啓発事業	15
1 環境月間等の行事	15
2 夏休み親子環境教室	15
3 環境教育事業	16
4 環境保全講習会	16

5	アイドリング・ストップキャンペーン	16
<b>第6節</b>	<b>スズメバチの巣駆除事業</b>	<b>17</b>
<b>第7節</b>	<b>専用水道等衛生対策事業</b>	<b>18</b>
1	水道施設の推移	18
2	水道施設の届出状況	19
3	専用水道の指導状況	19
4	簡易専用水道・小規模貯水槽水道の指導状況	19
5	小規模水道の指導状況	19
<b>第2章</b>	<b>公害の状況と対策</b>	
<b>第1節</b>	<b>大気汚染</b>	<b>21</b>
1	大気汚染に係る環境基準と適合状況	21
2	大気汚染物質ごとの状況	22
3	大気汚染の防止対策	33
<b>第2節</b>	<b>水質汚濁</b>	<b>35</b>
1	水質汚濁に係る環境基準	35
2	境川、引地川の状況	35
3	環境基準の適合状況	36
4	地下水汚染の状況	38
5	水質事故及び被害状況	38
6	水質汚濁防止対策	38
<b>第3節</b>	<b>騒音・振動</b>	<b>48</b>
1	騒音に係る環境基準	48
2	騒音・振動の現状	48
<b>第4節</b>	<b>悪臭</b>	<b>59</b>
1	悪臭の現状	59
2	悪臭の対策	59
<b>第5節</b>	<b>土壌汚染</b>	<b>60</b>
1	特定有害物質及び土壌の汚染状態に関する基準	60
2	土壌汚染対策	60
<b>第3章</b>	<b>資料</b>	

<b>第1節 環境基準と規制基準</b>	<b>63</b>
<b>第2節 用語説明</b>	<b>85</b>
<b>第3節 条例・規則・要綱</b>	<b>94</b>
大和市小規模水道及び小規模貯水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例	95
大和市小規模水道及び小規模貯水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例施行規則	102
大和市水道法施行細則	106
大和市飲用井戸衛生管理要綱	110
大和市浄化槽設置整備事業補助金交付要綱	113
大和市スズメバチ駆除要綱	117



# 第 1 章 大和市の公害行政の概要







## 第1節 大和市の概況

### 1 地 勢

本市は神奈川県のおぼ中央部に位置し、東は横浜市、西は座間市、海老名市、綾瀬市、南は藤沢市、北は相模原市、東京都町田市に囲まれています。

市の面積は 27.09 km<sup>2</sup>、市域は南北に細長く、海拔は最高 91.149 m、最低 28.247 m と丘陵起伏がほとんどなく、市の東側には境川、西側には本市を水源とする引地川が流れ、その中央部を中心にして市街化が進んでいます。

現在、将来都市像を「健康都市 やまと」とし、その実現に努めています。

東端 東経	139° 28' 50"	南端 北緯	35° 25' 23"
西端 東経	139° 25' 45"	北端 北緯	35° 31' 14"

海拔 市役所位置	66.8 m	面積	27.09 km <sup>2</sup>
最 高	91.149 m	最 低	28.247 m



## 2 人口の推移

昭和 34 年、県下 14 番目の市として市制施行して以来、都心から 40 km 圏内に位置する本市は、交通の利便性、平坦な台地、温暖な気象条件等、都市的素材に恵まれたこともあって、市制施行当時 3 万 6 千人だった人口は昭和 45 年に 10 万人を突破し、現在では 24 万人を超す、県内でも特に過密な街に変貌しています。

また、平成 12 年 11 月には、「特例市」の指定を受け県内の中堅都市として、発展を続けています。平成 27 年 4 月 1 日特例市制度が廃止されたため、現在は施行時特例市となっています。

令和 6 年 4 月 1 日現在の人口は、243,626 人で県下人口 9,218,071 人の約 2.6 %を占めています。

人 口	総 数	2 4 3, 6 2 6 人
	男	1 2 1, 2 5 2 人
	女	1 2 2, 3 7 4 人
世 帯		1 1 6, 2 5 5 世帯

※人口と世帯数は、令和 2 年国勢調査（確定値）を基礎とし、住民基本台帳法及び戸籍法の定める届出等を加減して推計した数値です。

## 3 土地利用の状況

都市計画法で定める市街化区域面積は 2,019 ha で全体の約 75 %を占めており、残る 690 ha が市街化調整区域となっています。

用途別土地面積 (令和 6 年 3 月 29 日)

区分	用 途 地 域									市街化区域	調整区域
	一種低層	一種中高	一種住居	二種住居	準住居	近隣商業	商業	準工業	工業		
面積 (ha)	705	163	537	45	43	102	45	321	58	2,019	690
構成比 (%)	34.9	8.1	26.6	2.2	2.1	5.1	2.2	15.9	2.9	74.5	25.5
都市計画区域（市街化区域 + 市街化調整区域）2,709 ha											

## 4 産業の状況

首都圏との道路、鉄道の利便に恵まれていることから、昭和 30 年代、市の工場誘致策を契機に自動車、電気、食品など現在の有力な大規模事業所の立地がありました。昨今の経済情勢の悪化から工場や事業所を閉鎖したり、移転する事例が多く見られ、跡地は高層マンションや大規模小売店舗に変わるなど状況は大きく変化しています。

## 5 交通の状況

道路整備の状況は、南北に細長い市域を一般国道 467 号、市道福田相模原線が縦断し、一般国道 246 号、東名高速道路、県道横浜厚木線、県道丸子中山茅ヶ崎線が横断しています。

鉄道は、中央部を東西に相模鉄道線、南北に小田急電鉄江ノ島線が走るほか、北部には東急電鉄田園都市線が乗り入れ、狭い市域に 8 駅が点在しています。また、南部を東海道新幹線が東西に走っています。

## 6 下水道の整備状況

下水道事業は、昭和 29 年 11 月に事業認可を受け、第一期事業として市の中心部である大和駅周辺地区の約 71 ha を対象に、主に浸水の防除を目的として合流式で着手しました。その後、急激な市街化、人口増加等による下水道整備促進の要望に応えるため、人口の集中していた南林間駅、鶴間駅周辺の約 140 ha を合流式で整備しましたが、その後は、より効率的で迅速性のある分流式に排除方式を変更し整備を進めています。現在、市域の境川の上流部に北部浄化センター（44,000 m<sup>3</sup>/日）、中流部に中部浄化センター（59,000 m<sup>3</sup>/日）が供用を開始しています。

令和 5 年度末現在の処理区域面積は 1,957.68ha、人口普及率（行政区域内人口に比した水洗化人口率）は 95.3 % となっており、処理区域内の水洗化率は、99.8 % となっています。

・ 人 口	244,980 人
・ 処理区域内人口	234,070 人
・ 水洗化人口	233,528 人

また、処理区域面積普及率は、72.3 % となっています。

※令和 5 年度大和市下水道統計より

人口は、住基人口を使用し算出しています。

## 第2節 法・条例の届出

本市では、騒音規制法（昭和43年）、振動規制法（昭和51年）、悪臭防止法（昭和46年）に基づく事務や神奈川県生活環境の保全等に関する条例（平成9年）に基づく事務を行っていましたが、平成12年11月に特例市になったことに伴い、水質汚濁防止法（昭和46年）の事務移譲を受け、これに基づく事務も行うようになりました。また、平成15年2月15日より施行された土壤汚染対策法に基づく事務も行っています。

届出状況は次のとおりです。

### 1 水質汚濁防止法に基づく届出等の状況（令和6年3月31日現在）

特定事業場の数は92社です（休眠事業場を除く。）。このうち、有害物質を使用している事業場は35社です。

届出等申請状況 (件数)

年度 \ 届出の種類	1	2	3	4	5
新規設置届(第5条)	5	3	0	10	6
構造等変更届(第7条)	3	0	5	0	5
氏名等変更届(第10条)	8	7	5	16	8
承継届(第11条)	0	1	0	3	1
廃止届	2	3	2	8	6
合計	18	14	12	37	26

特定事業場の業種別設置状況 (件数)

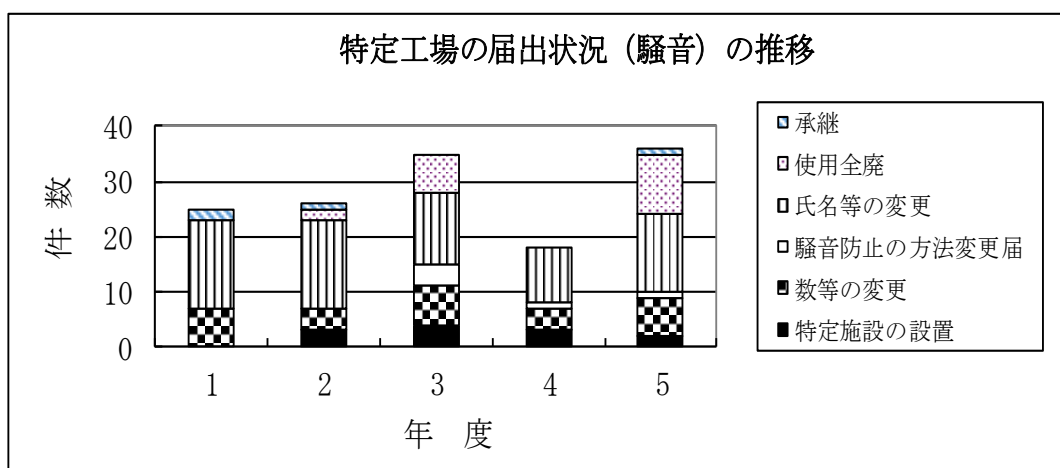
主な業種・施設	施設番号	事業場数	割合(%)
洗たく業(クリーニング)	67	15	16.3
自動車両洗浄施設	71	26	28.3
表面処理施設	65	12	13.0
旅館業	66の3	2	2.2
電気めっき施設	66	5	5.4
生コンクリート製造業	55	4	4.3
科学技術に関する試験・研究施設	71の2	3	3.3
し尿処理施設(500人以上)	72	2	2.2
自動式フィルム現像洗浄施設	68	4	4.3
その他	—	19	20.7
合計		92	100.0

## 2 騒音規制法に基づく届出の状況

### (1) 工場・事業場の届出

特定工場の数は221社です（休眠事業場を除く。）。

届出の種類 \ 年 度	1	2	3	4	5
特定施設設置届	0	3	4	3	2
数等の変更届	7	4	7	4	7
騒音の防止の方法変更届	0	0	4	1	1
氏名等の変更届	16	16	13	10	14
使用全廃届	0	2	7	0	11
承継届	2	1	0	0	1
合 計	25	26	35	18	36



### (2) 特定建設作業の届出

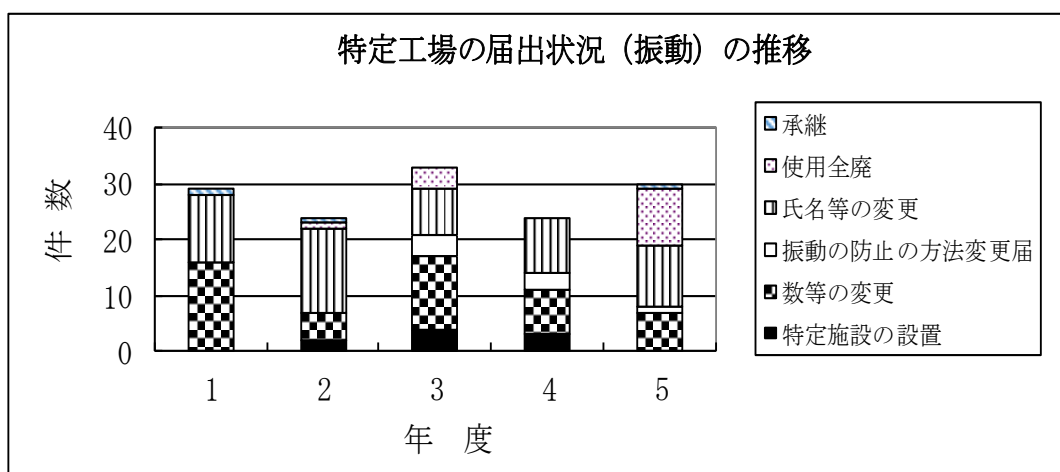
作 業 の 種 類	届出 件数	作 業 の 種 類	届出 件数
1. くい打機等を使用する作業	5	5. コンクリートプラント等を設けて行う作業	1
2. びょう打機を使用する作業	0	6. バックホウを使用する作業	4
3. さく岩機等を使用する作業	61	7. トラクターショベルを使用する作業	0
4. 空気圧縮機を使用する作業	3	8. ブルトンナーを使用する作業	0
合 計			74

### 3 振動規制法に基づく届出の状況

#### (1) 工場、事業場の届出

特定工場の数は129社です（休眠事業場を除く。）。

届出の種類	年 度				
	1	2	3	4	5
特定施設設置届	0	2	4	3	0
数等の変更届	16	5	13	8	7
振動の防止の方法変更届	0	0	4	3	1
氏名等の変更届	12	15	8	10	11
使用全廃届	0	1	4	0	10
承継届	1	1	0	0	1
合 計	29	24	33	24	30



#### (2) 特定建設作業の届出

作 業 の 種 類	届出件数
1. くい打機等を使用する作業	7
2. 鋼球を使用して破壊する作業	0
3. 舗装版破砕機を使用する作業	0
4. ブレーカーを使用する作業	48
合 計	55

4 神奈川県生活環境の保全等に関する条例に基づく届出等の状況

令和6年3月31日現在の神奈川県生活環境の保全等に関する条例に基づく指定事業所数は180社であり、届出状況は次のとおりです（休眠及び指定外事業所を除く。）。

届出の種類		指定事業所の届出状況 (件数)				
		1	2	3	4	5
設置許可申請書		1	2	3	2	2
事業開始届出書（設置工事完了届出書）		3	2	1	4	2
変更許可申請書		11	7	19	9	10
変更完了届出書		12	4	15	10	7
変更計画中止届出書		0	0	0	0	0
変更計画届出書		0	0	0	0	0
変更届出書		15	21	17	14	14
地位承継届出書		1	1	0	0	0
廃止等届出書		1	1	2	1	11
有害物質 使用地	廃止報告書(59条第3項)	2	0	0	0	0
	土地区画形質変更届(60条第1項)	6	2	1	4	5
	土壌調査報告書(60条第2項)	5	2	1	4	3
	公害防止計画書(60条第4項)	0	0	0	0	0
	公害防止計画完了報告書(60条第5項)	1	1	0	0	0
	周知計画書(60条の2第2項)	1	0	0	0	0
	周知計画完了報告書(60条の2第3項)	1	1	0	0	0
地下水への影響の調査(62条の2)		0	0	0	0	0
現況届出届		0	0	0	0	0
休止等届出書		0	1	0	0	1
環境管理事業所認定申請書		0	0	0	0	0
環境管理事業所変更届出書		0	0	0	0	0
夜間小売業開始届		0	0	0	0	0
化学物質管理状況報告書		18	8	33	8	16
合 計		78	53	92	56	71

土壌汚染に係る公表（県条例第59条第4項に基づく公表）

令和6年3月31日現在2件あり、市ホームページで公表しています。

5 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律に基づく届出の状況

届出の種類	年 度				
	1	2	3	4	5
公害防止統括者（代理者）届出書 （選任、死亡、解任）	4	8	5	8	2
公害防止管理者（代理者）届出書 （選任、死亡、解任）	4	2	6	9	3
承継届出書	0	0	0	0	0
合 計	8	10	11	17	5

6 土壤汚染対策法に基づく届出等の状況

届出の状況は以下のとおりです。

なお、令和6年3月31日現在、第6条に基づく要措置区域はありません。

また、第11条に基づく形質変更時要届出区域の指定は1件あります。

届出の種類	年 度				
	1	2	3	4	5
調査結果報告書（法3条1項）	2	0	1	0	1
法3条1項ただし書きの確認申請	1	0	0	0	1
一定規模以上形質変更届（法4条1項）	4	9	2	5	6
汚染除去等計画書（法7条1項、3項）	1	1	0	0	0
工事完了報告書（法7条9項）	0	2	1	0	0
実施措置完了報告書（法7条9項）	0	2	1	0	0
土地の形質の変更届（法12条1～3項）	1	1	0	0	0
合 計	9	15	5	5	8



## 7 大気汚染防止法に基づく届出等の状況

この事務のうち、一般粉じん発生施設設置届については、平成24年4月1日から権限移譲により大和市で行っています。それ以外は、神奈川県県央地域県政総合センター環境部で行っています。また、石綿等を発生するおそれのある特定粉じん発生施設は、平成5年度中に全廃され、それ以降届出はありません。

一般粉じん発生施設の届出状況 (件数)

年 度	1	2	3	4	5
届出の種類					
氏名変更届(11条)	0	0	0	1	0
廃止届(11条)	0	0	0	0	0
承継届(12条)	0	0	0	0	0
設置届(18条1項)	0	0	0	0	0
変更届(18条3項)	0	0	0	0	0
使用届(18条の2、1項)	0	0	0	0	0
合 計	0	0	0	1	0

一般粉じん発生施設の設置状況 (件数)

年 度	1	2	3	4	5
施設名					
コークス炉	0	0	0	0	0
鉋物又は土石の堆積場	5	5	5	3	3
ベルトコンベア及びバケットコンベア	22	22	22	13	13
破碎機及び摩砕機	4	4	4	4	4
ふるい	1	1	1	1	1
施設総数	32	32	32	21	21
工場及び事業場数	6	6	6	3	3

### 第3節 公害苦情の状況

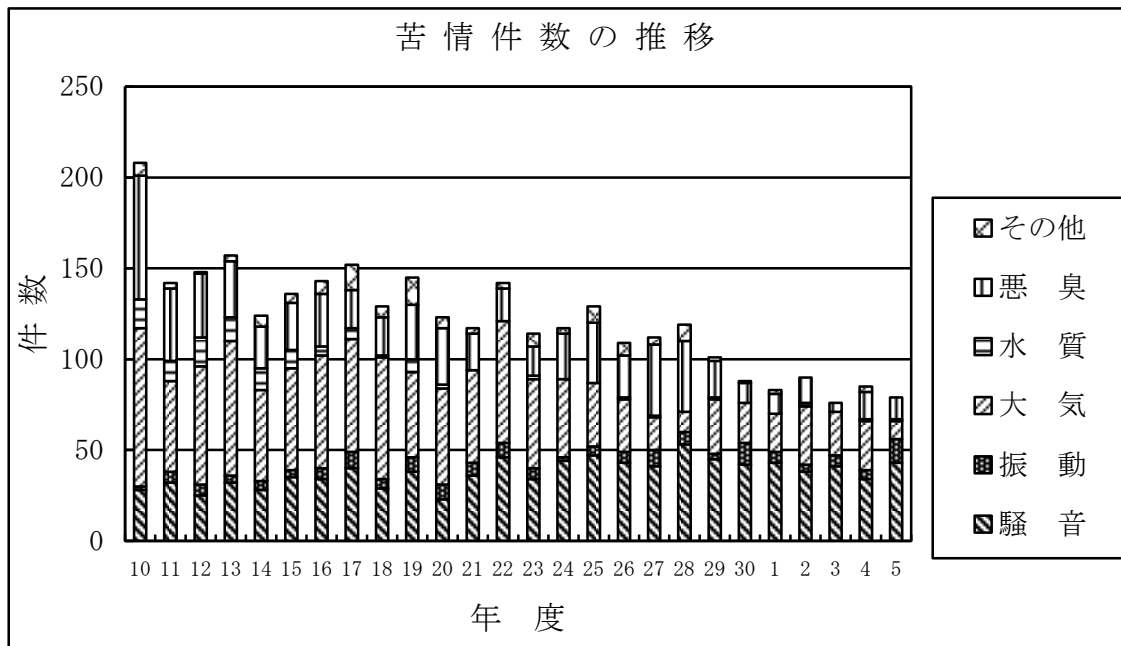
#### 1 公害苦情の推移

公害苦情の受付件数は、平成10年度の208件をピークに、その後は減少傾向が続いており、令和5年度は79件でした。

騒音の苦情件数は、平成28年度の53件をピークに減少傾向が続いており、令和5年度は過去10年間で平均的な43件、全体の54%を占めていました。また、大気（野焼き等）に関する苦情件数は10件であり、令和4年度に対して概ね3分の1となりました。

過去10年分の年間苦情受付件数の推移 (件数)

年度 種類	26	27	28	29	30	1	2	3	4	5
騒音	43	41	53	45	42	43	38	41	34	43
振動	6	9	7	3	12	6	4	6	5	13
大気	29	18	11	30	22	21	32	24	27	10
水質	1	1	0	1	0	0	2	0	1	1
悪臭	23	39	39	20	11	11	14	5	15	12
その他	7	4	9	2	1	2	0	0	3	0
合計	109	112	119	101	88	83	90	76	85	79



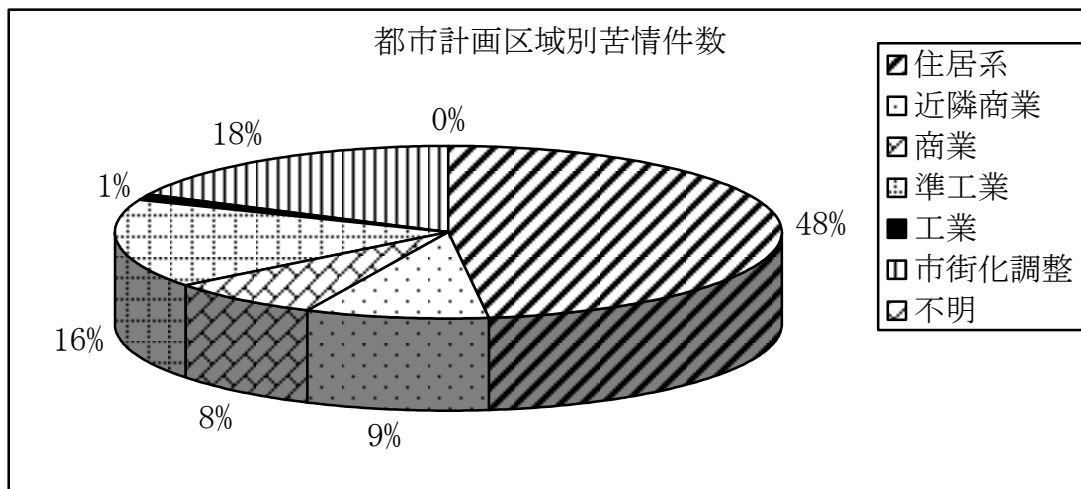
## 2 都市計画区域別公害苦情の状況

都市計画法による都市計画区域毎の苦情件数は次のとおりで、住居系地域が約半数を占めていました。

都市計画区域別公害苦情の状況

(件数)

種 類 地 域	騒 音		振 動	大 気	水 質	悪 臭	そ の 他	合 計
	カラオケ	その他						
住居系地域		18	11	1		8		38
近隣商業地域	1	5				1		7
商業地域	2	4						6
準工業地域		10		1	1	1		13
工業地域				1				1
市街化調整区域		3	2	7		2		14
不明								0
合 計	3	40	13	10	1	12	0	79



### 3 発生原因別公害苦情の状況

種 類		騒 音	振 動	大 気	水 質*2	悪 臭	その他	合 計
発生原因*1								
	焼却（施設）			1				1
	産業用機械作動	10	2	1		1		14
	産業排水				1			1
	流出・漏洩					1		1
	工事・建設作業	19	11			1		31
	飲食店営業	5				1		6
	カラオケ	3						3
移動 発 生 源	自動車運行							0
	鉄道運行							0
	航空機運行							0
	廃棄物投棄							0
家 庭 生 活	機器							0
	ペット							0
	その他					3		3
	焼却（野焼き）			8				8
	自然系							0
	その他	4				1		5
	不明	2				4		6
	合 計	43	13	10	1	12	0	79

\*1 発生原因の区分は、総務省公害等調整委員会事務局の公害苦情調査による。

\*2 水質に関する苦情に、水質事故は含まれていません。

## 第4節 土地利用における環境対策

### 1 土地利用の適正化

本市では、国土利用計画や都市計画法に基づく諸計画による土地利用の適正化に対する指導はもとより、地域住民の良好な生活環境を確保することを目的に、宅地開発事業や中高層建築物を建設する事業の適正な施行を大和市開発事業の方法及び基準に関する条例（以下「開発条例」という。）に基づき指導しています。

### 2 開発事業に関する指導状況

最近では、工場等周辺や工場が移転した空き地における中高層建築物の開発事業が目立ってきています。市では、これら地域を住宅地として利用する場合には、開発条例に基づき、市長に協議することになっており、適切な土地利用を図るよう指導しています。

令和5年度の協議の状況は次のとおりでした。

開発条例に基づく協議受付状況 (件数)

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合計
協議	2	5	7	6	7	2	4	4	6	6	3	3	55

協議の都市計画区域別受付状況 (件数)

用途地域	一低	一中	一住	二住	準住	近商	商業	準工	工業	市街化調整区域
件数	17	2	13	0	0	5	7	7	1	3

協議の用途別受付状況 (件数)

種類	工場	店舗等 (併用含む)	共同住宅	専用住宅 (宅地造成含む)	その他 (公的施設等)
件数	3	7	17	20	8

協議の指導状況 (件数)

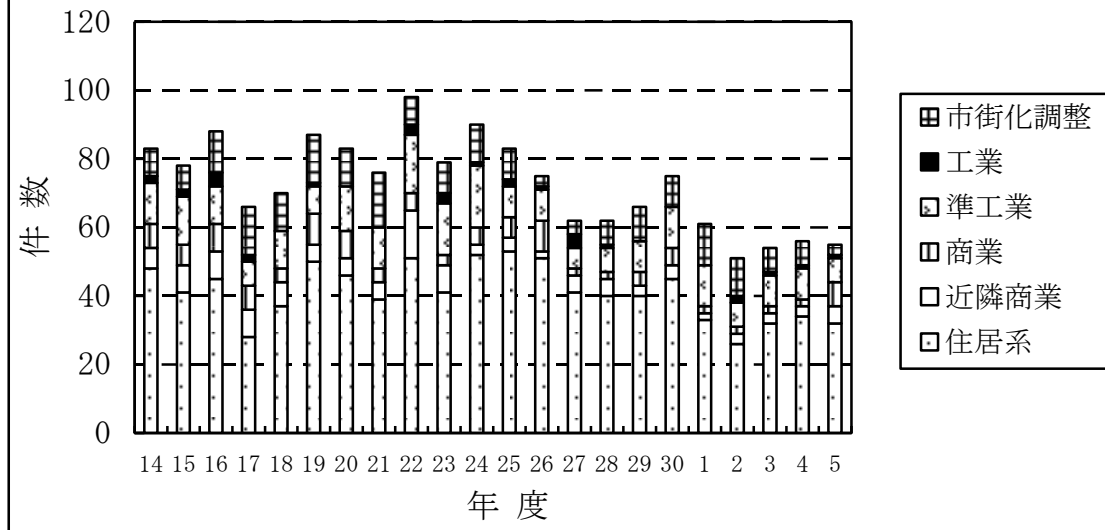
法令申請手続き	特定建設作業の届出	防音・防振対策	アイドリング・ストップ*1	飲食店等防臭対策	エアコン等室外機の指導	水道施設届出	非住居系地域の周知*2
72	55	10	27	6	34	32	10

\*1 アイドリング・ストップとは、県条例に基づいて駐車場等を設置する事業者に対し、アイドリング・ストップの周知を指導するものです。

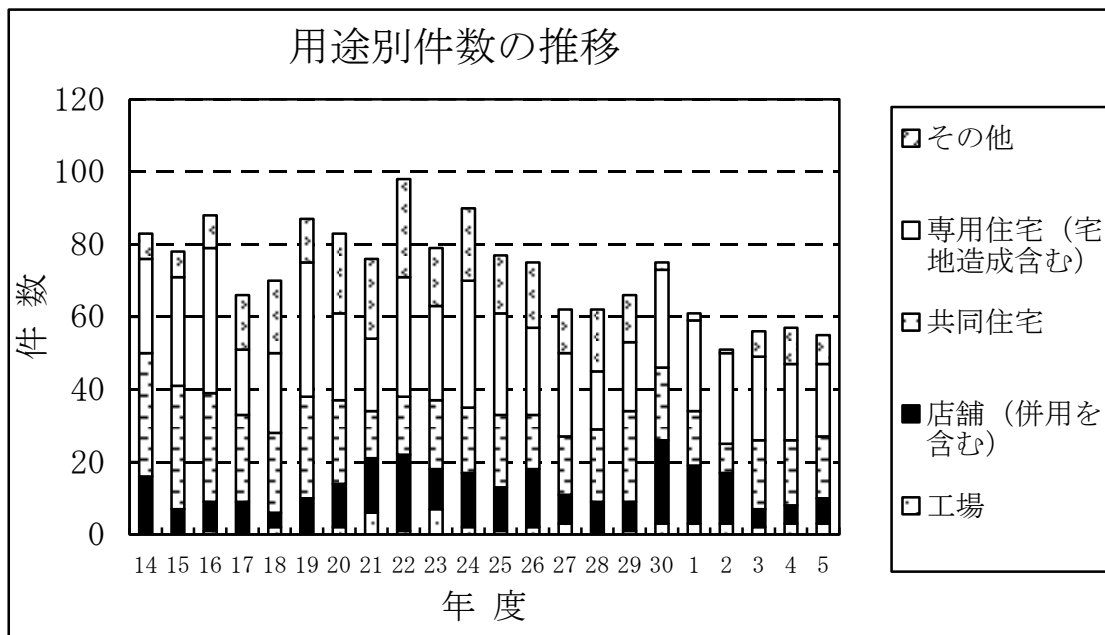
\*2 非住居系地域の周知とは、商業や工業・準工などの非住居系用途地域に共同住宅などの住宅開発を行う際に、入居者に対してその旨周知するよう指導するものです。

・すべての開发行為に対し、工事騒音・振動の周辺への配慮及び焼却行為の禁止を指導しています。

都市計画区域別件数の推移



用途別件数の推移



## 第5節 環境啓発事業

よりよい環境を保全・創造し、安全で快適に暮らすためには、市民、事業者、行政の相互の連携・協力が必要です。

公害や自然破壊などの課題を解決するためには、今まで以上に環境に配慮した市民生活や事業活動が求められています。そのための施策の一つとして啓発事業を実施しています。

### 1 環境月間等の行事

毎年6月5日は「環境の日」です。これは、事業者及び国民の間に広く環境の保全についての関心と理解を深めるとともに、積極的に環境の保全に関する活動を行う意欲を高めるため、環境基本法（第10条、平成5年）に基づき設けられました。

県では、この日を含めた1ヶ月を「かながわ環境月間」とし各種環境啓発事業を行っており、市においても神奈川県生活環境の保全等に関する条例施行規則改正を周知するため、工場・事業場のパトロールを行っています。

例年、特定有害物質やその他の化学物質の適正な管理状況の確認及び啓発を目的に、神奈川県県央地域県政総合センターと合同で立入調査を実施していますが、令和2年度から5年度は新型コロナウイルス感染予防対策のため中止になりました。

### 2 夏休み親子環境教室

夏休みの期間を利用し、親子のふれあいや環境保全思想の普及を目的に、平成元年度から実施しています。令和5年度は次のとおり実施しました。

- ・実施日 8月3日(木)
- ・場 所 県立生命の星・地球博物館、中津川（寄自然休養村管理センター付近）
- ・内 容 (1) 神奈川県の自然史と自然環境の学習  
(2) 河川の水生生物調査
- ・参加者 親子10名、やまとの環境をよくする会会員5名



### 3 環境教育事業

市内小中学校や市内団体が主催する環境学習において、引地川に棲む水生生物調査や簡易水質検査等を実施しています。

令和5年度は、市内で活動する団体が主催するイベントで水生生物調査等を実施しました。

月 日	主催団体またはイベント名	内 容	参加人数
7月15日	引地川であそぼう	水生生物調査、水質調査	市民136人
7月23日	引地川かわくんだり	水生生物調査	市民60人
8月20日	大和ユースクラブ	水生生物調査	市民44人

### 4 環境保全講習会

工場・事業場を対象に、公害防止思想の普及及び啓発を目的として昭和62年度から毎年実施しています。令和5年度は、次のとおり実施しました。

- ・実施日 2月2日（金）
- ・場 所 大和市渋谷学習センター 201多目的ホール
- ・内 容
  - 講演1 「省エネの進め方と省エネ診断事例～カーボンニュートラルの状況もあわせて～」  
講師 一般財団法人 省エネルギーセンター 高橋 惇 氏
  - 講演2 「大和市域の地域脱炭素について」  
講師 大和市環境施設農政部 環境総務課地球環境係  
南日 賢 氏
- ・参加者 28人（市内工場・事業所の環境保全担当者、近隣自治体職員）

### 5 アイドリング・ストップキャンペーン

市民及び事業者に対して、自動車駐停車時のアイドリングストップを啓発することにより、自動車排気ガスによる大気汚染を減らし良好な大気環境の実現を目指すために実施しました。

- ・日時：11月30日
- ・場所：東神トラックステーション（上草柳）
- ・内容：チラシとカイロの配布（休憩所入口）



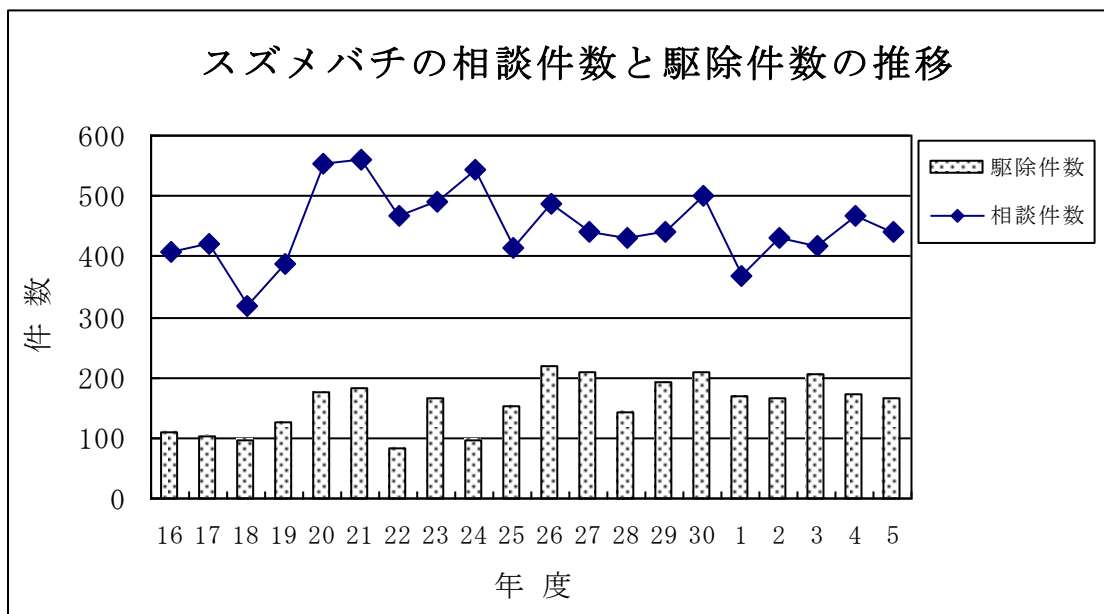
## 第6節 スズメバチの巣駆除事業

本市では、大和市スズメバチ駆除要綱に基づいて、スズメバチの巣の駆除を行っています。スズメバチに刺されると、最悪の場合死に至ることもあり大変危険です。

令和5年度の相談件数は441件、駆除件数は166件で、巣の駆除は5月から11月に集中しており、令和4年度の172件と同程度でした。

スズメバチの巣駆除件数 (件数)

年度 月	28	29	30	1	2	3	4	5
4	0	0	1	0	0	0	0	1
5	14	8	20	9	2	17	17	14
6	12	16	28	12	13	26	23	17
7	23	58	46	39	32	42	39	46
8	23	45	50	53	54	62	45	38
9	35	44	29	34	34	31	31	31
10	27	18	27	17	22	14	12	12
11	5	1	7	3	10	10	5	5
12	3	0	2	0	0	1	0	2
1	0	0	0	0	0	1	0	0
2	1	2	0	0	0	0	0	0
3	0	0	0	1	0	0	0	0
合計	143	192	210	168	167	204	172	166



## 第7節 専用水道等衛生対策事業

平成25年度に水道法の一部（専用水道及び簡易専用水道に関わる権限）が本市に移譲されました。

大和市では、これに併せ、小規模水道及び小規模受水槽水道の規制を定めた「大和市小規模水道及び小規模受水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例」（現在の大和市小規模水道及び小規模貯水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例）を平成25年度4月1日に制定し、法条例に基づき、市内水道施設の設置者に対し、水道施設の適正な管理の啓発や立入検査等による指導を行い、安全で衛生的な飲用水の確保を図っています。水道関係規制対象施設判別フロー図、水道水質基準は第3章資料を参照のこと。

### 1 水道施設の推移

水道施設の設置届出状況

(件数)

種類 \ 年度	26	27	28	29	30	1	2	3	4	5
専用水道	17	17	16	15	14	14	15	15	16	16
簡易専用水道	402	436	434	436	446	454	445	439	436	430
小規模貯水槽水道	449	576	579	578	562	582	582	579	582	574
小規模水道	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	868	1029	1029	1029	1022	1050	1042	1033	1034	1020

## 2 水道施設の届出状況

水道施設の届出状況		(件数)									
種類	年 度	26	27	28	29	30	1	2	3	4	5
専用水道	布設/開始	0	0	0	1	0	0	1	0	1	0
	変更	9	10	6	7	6	3	1	2	2	4
	承継	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	廃止	0	0	1	0	2	0	0	0	0	0
	合計	9	10	7	8	8	3	2	2	3	4
簡易専用水道	設置	22	23	9	7	18	14	5	6	4	1
	変更	6	5	22	41	34	23	19	10	21	13
	廃止	10	17	16	8	10	9	10	9	8	7
	合計	38	45	47	56	62	46	34	25	33	21
小規模貯水槽水道	開始	1	49	25	9	2	30	9	4	14	2
	変更	3	5	35	11	8	7	15	6	3	2
	承継	4	1	2	2	2	4	3	1	13	8
	廃止	10	18	27	12	17	15	10	7	11	6
	合計	18	73	89	34	29	56	37	18	41	18
総 合 計		65	128	143	98	99	105	73	45	77	43

\*水質検査報告及び点検報告を除く

## 3 専用水道の指導状況

令和5年度は市内に設置してある専用水道16施設全てに立入検査を行い、水道法に基づく指導を行いました。

## 4 簡易専用水道・小規模貯水槽水道の指導状況

大和市では、簡易専用水道・小規模貯水槽水道の設置者に、広報や意識啓発パンフレット等資料の送付を通じて、水道施設の適正な管理の啓発をするとともに、随時立入検査による指導を行いました。

## 5 小規模水道の指導状況

大和市内には小規模水道の届出がないため、小規模水道に対する指導は行っていません。



## 第2章 公害の状況と対策





## 第1節 大気汚染

神奈川県と大気汚染防止法政令市である横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、平塚市、藤沢市では、大気汚染の状況を常時把握し大気汚染の悪化に対処するため、県内 92 地点に大気測定局を設置しています。大和市内では、神奈川県により市役所に一般大気測定局、深見台交差点近くに自動車排出ガス測定局が設置されています。

### 1 大気汚染に係る環境基準と適合状況（環境基準値は第3章資料参照）

#### (1) 大気常時監視測定結果と環境基準の適合状況（令和5年度）

市内大気常時監視測定局の測定結果と環境基準との適合状況は次のとおりです。

	二酸化窒素	光化学 オキシダント	浮遊粒子 状物質	微小粒子 状物質	二酸化硫黄	一酸化炭素
市役所	○	×	長期○ 短期○	長期○ 短期○	長期○ 短期○	—
深見台	○	—	長期○ 短期○	長期○ 短期○	—	長期○ 短期○

市役所：一般大気測定局（一般局） 深見台：自動車排出ガス測定局（自排局）

○：適合    ×：不適合    —：測定なし

#### (2) 環境基準の評価方法

##### ア 二酸化窒素（NO<sub>2</sub>）

年間にわたる日平均値につき、測定値の低い方から98%に相当するものが

0.06ppm以下であること。（注：県の目標値は、年平均値が0.02ppm以下であること。）

##### イ 光化学オキシダント（O<sub>x</sub>）

昼間（5時から20時）の1時間値が0.06ppm以下であること。

##### ウ 浮遊粒子状物質（SPM）

<長期的評価> 年間にわたる日平均値につき、測定値の高い方から2%の範囲内にあるものを除外した日平均値（2%除外値という）が0.10mg/m<sup>3</sup>以下であり、かつ、年間を通じてSPM日平均値が0.10mg/m<sup>3</sup>を超える日が2日以上連続しないこと。

<短期的評価> すべての有効測定日の日平均値が0.10mg/m<sup>3</sup>以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m<sup>3</sup>以下であること。

##### エ 微小粒子状物質（PM<sub>2.5</sub>）

<長期的評価> 測定結果の1年平均値が15μg/m<sup>3</sup>以下であること。

<短期的評価> 測定結果の1日平均値の年間98%値を日平均値の代表値として、35μg/m<sup>3</sup>以下であること。

オ 二酸化硫黄（SO<sub>2</sub>）

<長期的評価>年間にわたる日平均値につき、測定値の高い方から2%の範囲内にあるものを除外した後の最高値（2%除外値という）が0.04ppm以下であり、かつ、年間を通じて日平均値が0.04ppmを超える日が2日以上連続しないこと。

<短期的評価>すべての有効測定日の日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。

カ 一酸化炭素（CO）

<長期的評価>年間にわたる日平均値につき、測定値の高い方から2%の範囲内にあるものを除外した後の最高値（2%除外値という）が10ppm以下であり、かつ、年間を通じて日平均値が10ppmを超える日が2日以上連続しないこと。

<短期的評価>すべての有効測定日の日平均値が10ppm以下であり、かつ、8時間平均値(\*)が20ppm以下であること。\*:0時～8時、8時～16時、16時～24時までの各時間帯の平均値をいう。

有効測定日：1時間値が1日20時間以上測定された日

2 大気汚染物質ごとの状況

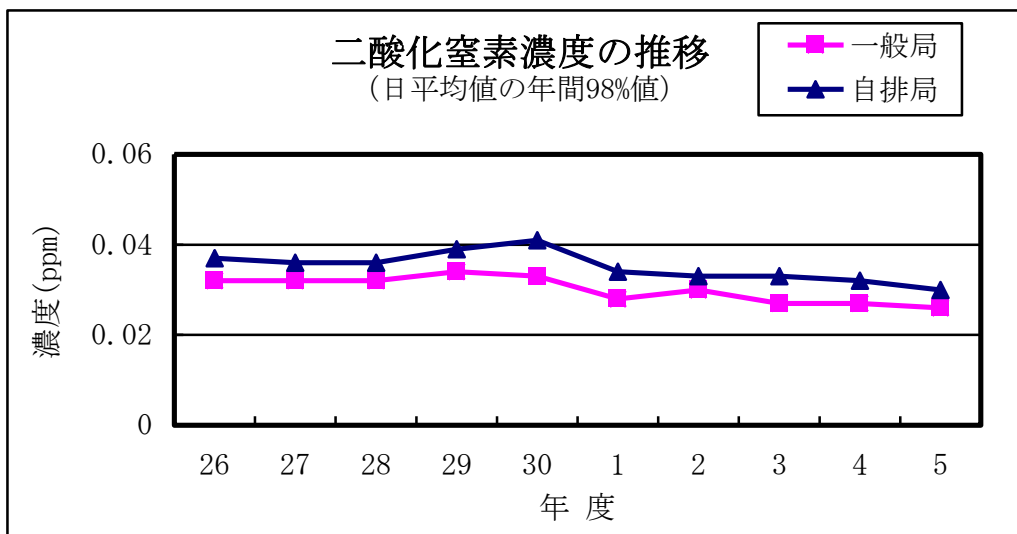
(1) 二酸化窒素（NO<sub>2</sub>）

二酸化窒素は、物質が燃焼したときに発生する一酸化窒素が大気中で酸化されたときに生成するもので、ボイラーや自動車などからの発生量が多く、特に、最近では自動車走行台数の増加による影響が顕著となっています。

本市の二酸化窒素濃度の推移（神奈川県測定データ） (ppm)

年度		26	27	28	29	30	1	2	3	4	5	基準
一般局	年平均値	0.019	0.018	0.017	0.017	0.015	0.014	0.014	0.013	0.012	0.011	—
	年間98%値	0.032	0.032	0.032	0.034	0.033	0.028	0.030	0.027	0.027	0.026	0.06
	基準適合状況	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
自排局	年平均値	0.021	0.019	0.018	0.019	0.018	0.017	0.016	0.016	0.015	0.013	—
	年間98%値	0.037	0.036	0.036	0.039	0.041	0.034	0.033	0.033	0.032	0.030	0.06
	基準適合状況	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	





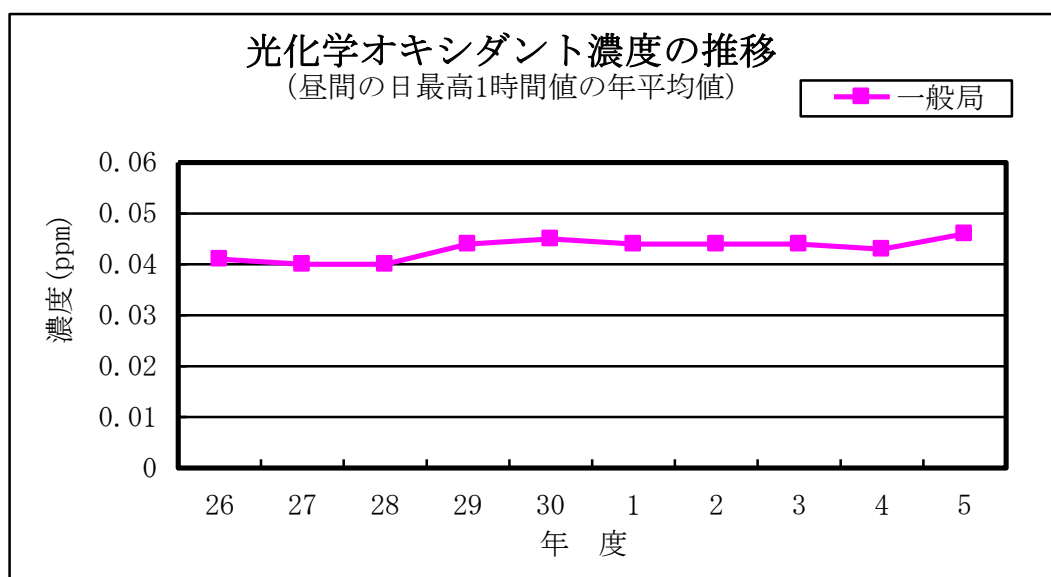
(2) 光化学オキシダント (O<sub>x</sub>)

光化学オキシダントは、大気中に存在する炭化水素及び窒素酸化物が太陽の紫外線に照射されて生成する酸化物の総称をいい、光化学スモッグの発生原因物質です。

本市の光化学オキシダント濃度の推移 (神奈川県測定データ) (ppm)

年度		26	27	28	29	30	1	2	3	4	5	基準
一般局	年平均値*	0.041	0.040	0.040	0.044	0.045	0.044	0.044	0.044	0.043	0.046	—
	最高濃度	0.117	0.125	0.115	0.107	0.142	0.159	0.111	0.116	0.096	0.136	0.06
	基準適合状況	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	

\*昼間の日最高1時間値の年平均値



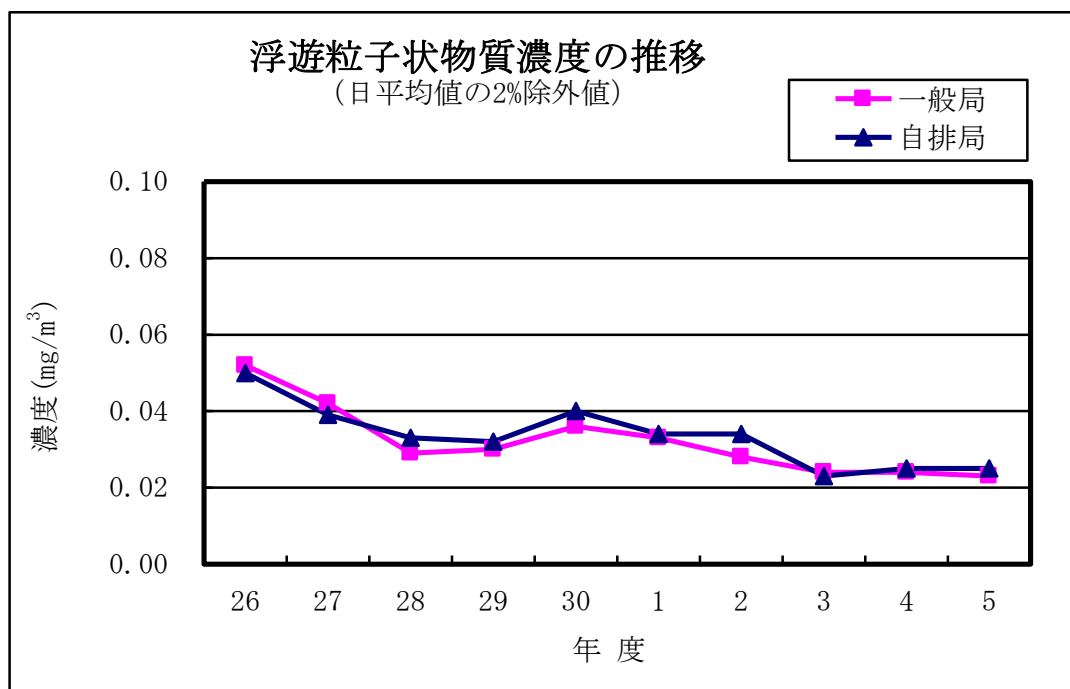
(3) 浮遊粒子状物質 (SPM)

浮遊粉じんのうち粒径 10 $\mu\text{m}$  以下の粒子は沈降速度が小さく、大気中に比較的長く滞留し、気道や肺胞に沈着して呼吸器に影響を及ぼすことから、特に 10 $\mu\text{m}$  以下の粒子を対象として浮遊粒子状物質に係る環境基準が設定されています。

発生源としては、工場や事業場などの燃焼施設からのばいじん、粉じんのほか、自動車走行に伴う道路ダストの舞い上がり等により発生するものもあります。

本市の浮遊粒子状物質濃度の推移 (神奈川県測定データ) (mg/m<sup>3</sup>)

年 度		26	27	28	29	30	1	2	3	4	5	基準	
一般局	年平均値	0.022	0.019	0.013	0.013	0.013	0.011	0.010	0.010	0.010	0.010	—	
	2%除外値	0.052	0.042	0.029	0.030	0.036	0.033	0.028	0.024	0.024	0.023	0.10	
	基準適合状況	長期	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	/
		短期	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	
自排局	年平均値	0.019	0.017	0.016	0.015	0.015	0.013	0.012	0.011	0.011	0.012	—	
	2%除外値	0.050	0.039	0.033	0.032	0.040	0.034	0.034	0.023	0.025	0.025	0.10	
	基準適合状況	長期	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	/
		短期	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	

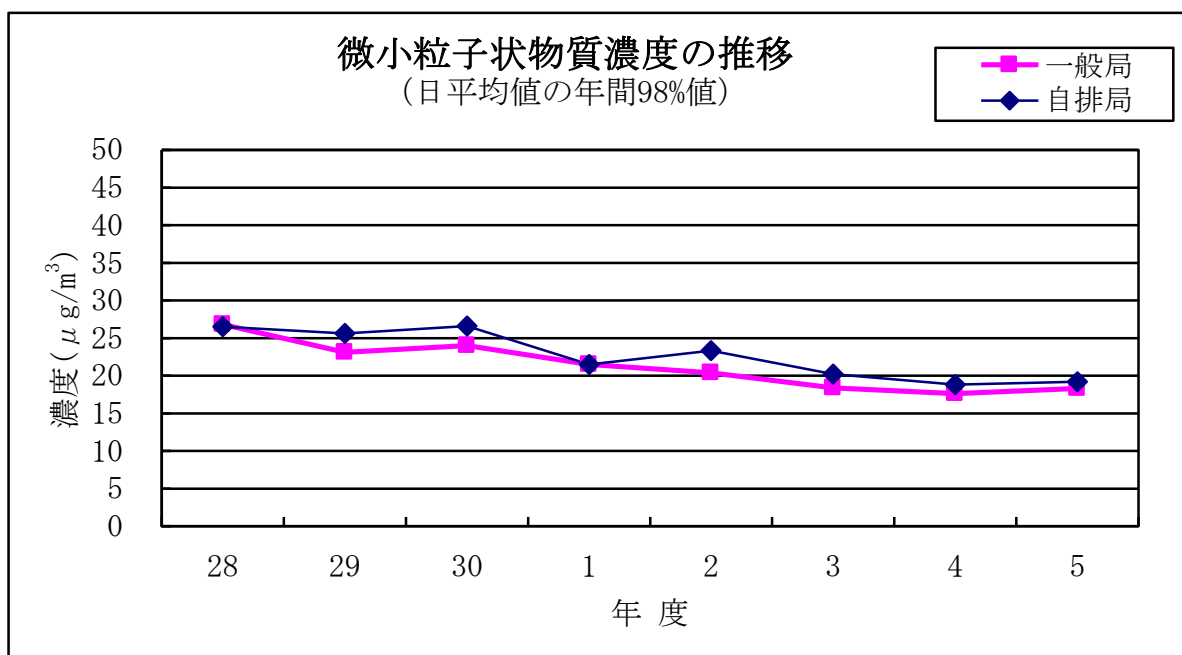


(4) 微小粒子状物質 (PM2.5)

大気中に浮遊する粒子状物質のうち、粒径が 2.5 $\mu\text{m}$  (=0.0025mm) 以下の微細な粒子の総称です。主な発生源は浮遊粒子状物質 (SPM) と同様ですが、人為発生源由来粒子の比率が高いといわれており、呼吸器の奥深くまで入り込みやすいことから、人への健康影響が懸念されています。

本市の微小粒子状物質濃度の推移 (神奈川県測定データ) ( $\mu\text{g}/\text{m}^3$ )

年 度		28	29	30	1	2	3	4	5	基準	
一 般 局	年平均値	11.8	10.7	10.9	8.8	7.6	7.5	8.1	7.7	15	
	年間98%値	26.8	23.1	24.0	21.5	20.4	18.4	17.6	18.3	35	
	基準適合 状況	長期	○	○	○	○	○	○	○	○	/
		短期	○	○	○	○	○	○	○	○	
自 排 局	年平均値	12.0	11.7	11.9	8.8	9.4	8.3	8.6	8.4	15	
	年間98%値	26.5	25.6	26.6	21.5	23.3	20.2	18.8	19.2	35	
	基準適合 状況	長期	○	○	○	○	○	○	○	○	/
		短期	○	○	○	○	○	○	○	○	

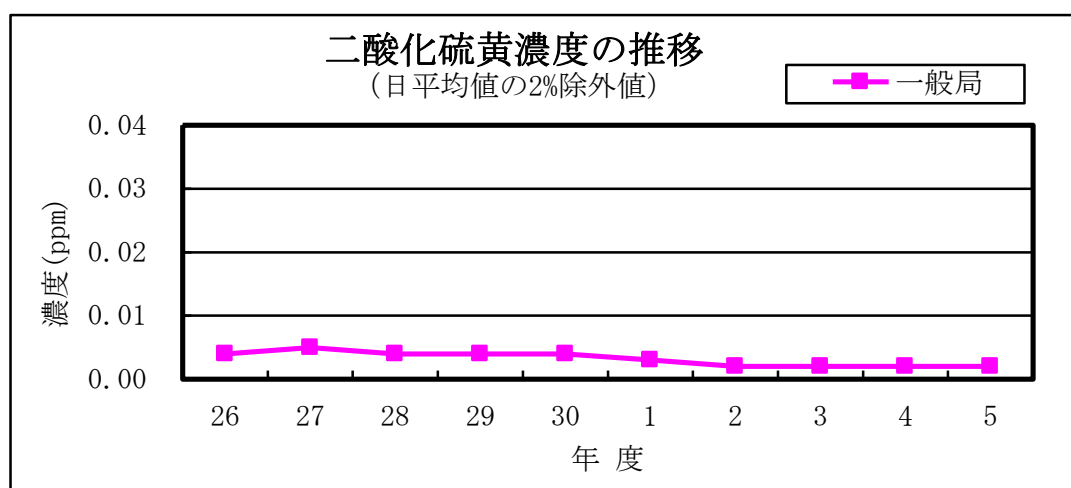


(5) 二酸化硫黄 (SO<sub>2</sub>)

二酸化硫黄は、重油等の燃料中に含まれている硫黄分が燃焼によって酸化され、発生するのが主なもので、燃料の脱硫技術の向上による低硫黄分燃料の精製や排煙中の脱硫技術の向上等により年々大気中の濃度は低く推移しています。

本市の二酸化硫黄濃度の推移 (神奈川県測定データ) (ppm)

年 度		26	27	28	29	30	1	2	3	4	5	基準	
一 般 局	年平均値	0.002	0.003	0.002	0.002	0.002	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	—	
	2%除外値	0.004	0.005	0.004	0.004	0.004	0.003	0.002	0.002	0.002	0.002	0.04	
	基準 適合 状況	長期	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	/
		短期	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	

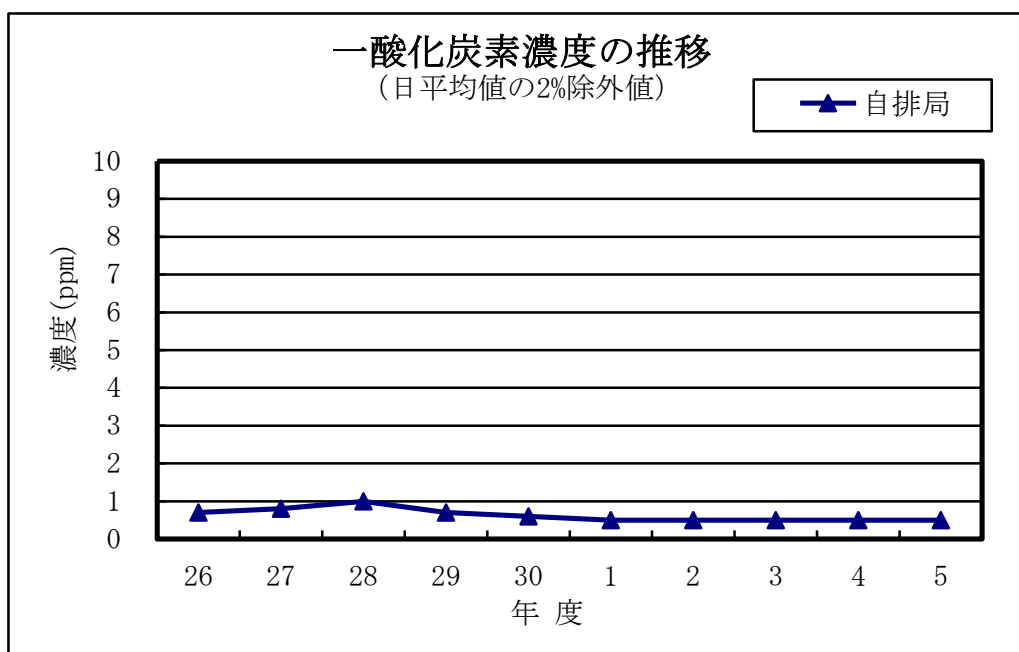


(6) 一酸化炭素 (CO)

一酸化炭素は、燃料が不完全燃焼したときに発生し、特に自動車排気ガスによる影響が大きいが、自動車排出ガス規制の強化により近年低い値で推移しています。

本市の一酸化炭素濃度の推移 (神奈川県測定データ) (ppm)

年 度		26	27	28	29	30	1	2	3	4	5	基準	
自 排 局	年平均値	0.3	0.2	0.3	0.2	0.2	0.2	0.1	0.2	0.3	0.3	—	
	2%除外値	0.7	0.8	1.0	0.7	0.6	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	10	
	基準 適合 状況	長期	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	/
		短期	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	



(7) 光化学スモッグの発生状況

県では、光化学反応による大気汚染（以下「光化学スモッグ」という。）の発生しやすい4月から10月までの7か月間、予報、注意報等の緊急時措置を発令しています。本市では、この情報を基に、防災無線・PSメール・表示板の掲示により、被害の未然防止に努めています。

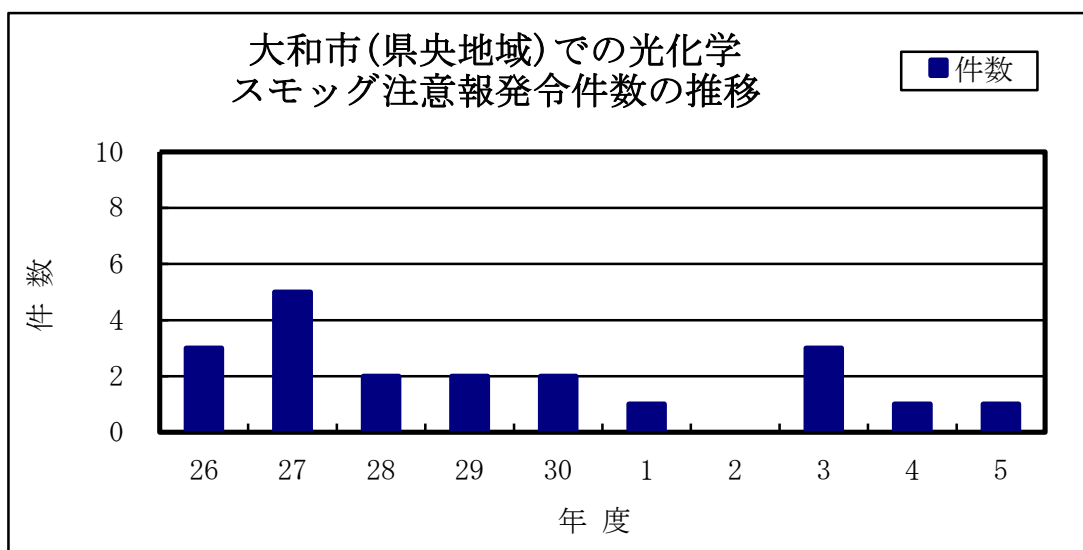
平成19年度からは光化学スモッグによる健康被害を未然に防止するため、保育所、小学校、中学校を対象に光化学スモッグによる健康被害の未然防止への意識を高めることを目的とした情報伝達訓練を実施しています。

光化学スモッグ注意報は、光化学オキシダント濃度の1時間値が0.12 ppm以上となり、気象条件からみてその状況が継続すると認められる場合に発令されます。

令和5年度の注意報発令回数は、県全体で2日あり、県央地域では1日でした。また、光化学スモッグによると思われる県内での被害者数は0人でした。

注意報等の発令日数の推移

年 度	26	27	28	29	30	1	2	3	4	5
県内全体(日)	9	10	6	8	8	6	2	6	4	2
大和市(県央)(日)	3	5	2	2	2	1	0	3	1	1
県内被害者総数(人)	0	0	0	0	13	0	0	4	0	0



令和5年度光化学大気汚染緊急時措置発令状況(県内)

月 日	措置の種類	発令	解除	地 域
<b>7月18日(火)</b>	注意報	13:20	18:30	横浜、川崎、相模原、湘南、 <b>県央</b>
7月26日(水)	注意報	12:20	15:10	川崎、相模原

(注) 発令・解除時間は県内の最初と最後の時間を記載しました。

県央：秦野市、厚木市、大和市、伊勢原市、海老名市、綾瀬市、座間市、愛川町、清川村

(8) 有害大気汚染物質

近年、大気中から低濃度ではありますが、種々の有害な物質が検出されており、これらの中には、長期間の暴露による健康への影響が懸念される物質があります。平成9年4月に、このような有害大気汚染物質による健康被害の未然防止を目的として改正された大気汚染防止法が施行され、ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレンの3物質に環境基準が定められました。また、平成13年4月にジクロロメタンの環境基準が加わりました。市内の測定局は、道路沿道地域として深見台交差点、固定発生源周辺地域として大和市役所があり、神奈川県が測定を行っています。

令和5年度の測定結果は次のとおりです。

神奈川県深見台測定局（道路沿道地域調査地域）（神奈川県測定データ）（ $\mu\text{g}/\text{m}^3$ ）

物質名	調査結果（年平均値）	環境基準
ベンゼン	0.77	3
トリクロロエチレン	0.23	130
テトラクロロエチレン	0.044	200
ジクロロメタン	1.1	150

令和5年度は、大和市役所（固定発生源周辺地域）での測定はありませんでした。

- ※ 固定発生源周辺地域：通常、人が居住する地域で、工場等の固定発生源の影響を受ける地域。  
道路沿道地域：通常、人が居住する地域で、自動車排出ガスの影響を受ける地域。

(9) P T I O法による窒素酸化物の簡易測定

市では、常時監視測定局による窒素酸化物測定の補完や移動発生源である自動車による影響を調査するため、平成11年度からP T I O法による窒素酸化物の簡易測定を実施しています。

令和5年度の測定結果は、市内16地点の年平均二酸化窒素濃度で0.012~0.033 ppm、全平均で0.017 ppmでした。地域別の二酸化窒素濃度は、市道沿い地域>国県道幹線沿い地域>その他地域の順でした。10年前と比べると全地域において減少しています。

PTIO法による二酸化窒素濃度調査結果 (R5年度) (ppm)

No	測定地点等	適用	平均値
1	レッドロブスター大和店	①一般国道246号線	0.020
2	コミセン上草柳会館	①東名高速道路	0.019
3	神奈川県深見台測定局	①一般国道467号線	0.016
4	消防署南分署	①一般国道467号線	0.017
5	コミセン公所会館	①一般国道16号線	0.014
6	北大和小学校	①県道目黒町町田線	0.016
7	ユニプレス(株)	①県道座間大和線	0.017
8	ほっともっと大和中央店	①県道横浜厚木線	0.015
9	ゆとりの森	①県道丸子中山茅ヶ崎線	0.017
10	コミセン西鶴間会館	②市道福田相模原線	0.014
11	ミニバス広場	②市道南大和相模原線	0.016
12	王子コンテナ(株)	②市道下鶴間桜森線	0.021
13	大和市役所(神奈川県測定局)	③その他地域	0.014
14	コミセン下福田会館	③その他地域	0.012
15	一般廃棄物最終処分場	③その他地域	0.014
16	東神トラックステーション北側(事務所横)	東神トラックステーション内	0.033

\* 数値は、年2回(8、2月)に測定した結果の平均値です。

\* 参考となる基準値は0.06ppmです。

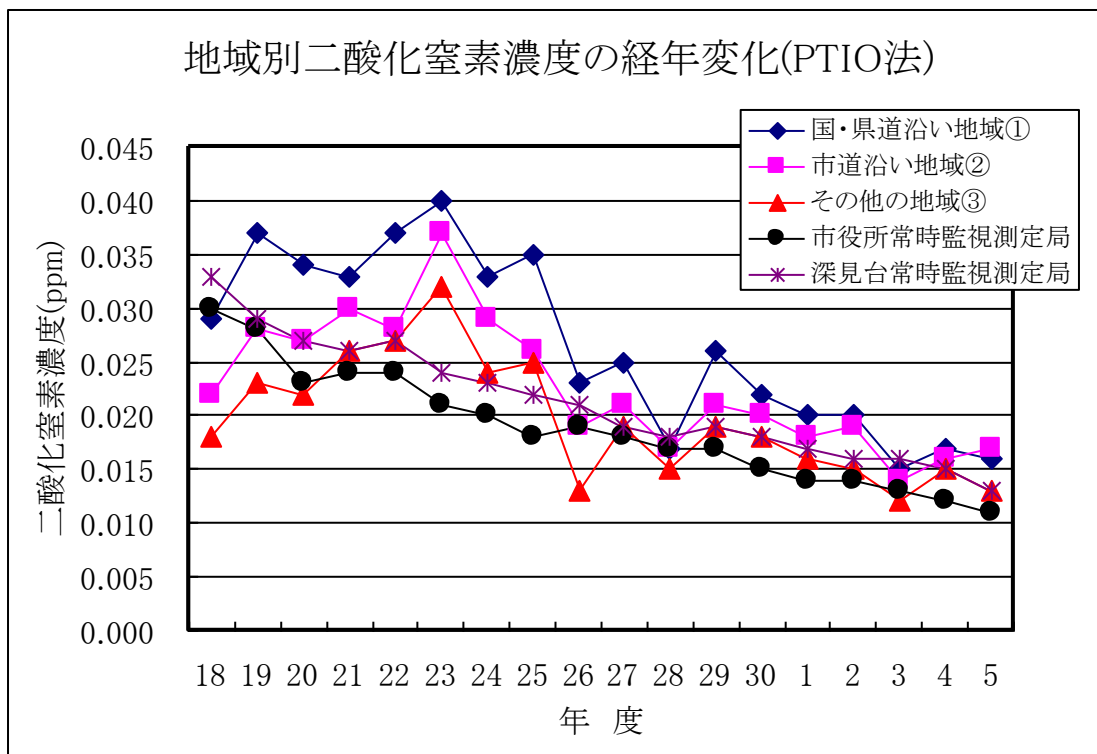
地域別二酸化窒素濃度の経年変化 (PTIO法) (ppm)

年度	27	28	29	30	1	2	3	4	5
①国・県道沿い地域	0.025	0.017	0.026	0.022	0.020	0.020	0.015	0.017	0.016
②市道沿い地域	0.021	0.017	0.021	0.020	0.018	0.019	0.014	0.016	0.017
③その他の地域	0.019	0.015	0.019	0.018	0.016	0.015	0.012	0.015	0.013
平均(①②③)	0.022	0.016	0.022	0.032	0.032	0.032	0.013	0.016	0.015
市役所常時監視測定局	0.018	0.017	0.017	0.015	0.014	0.014	0.013	0.012	0.011
深見台常時監視測定局	0.019	0.018	0.019	0.018	0.017	0.016	0.016	0.015	0.013

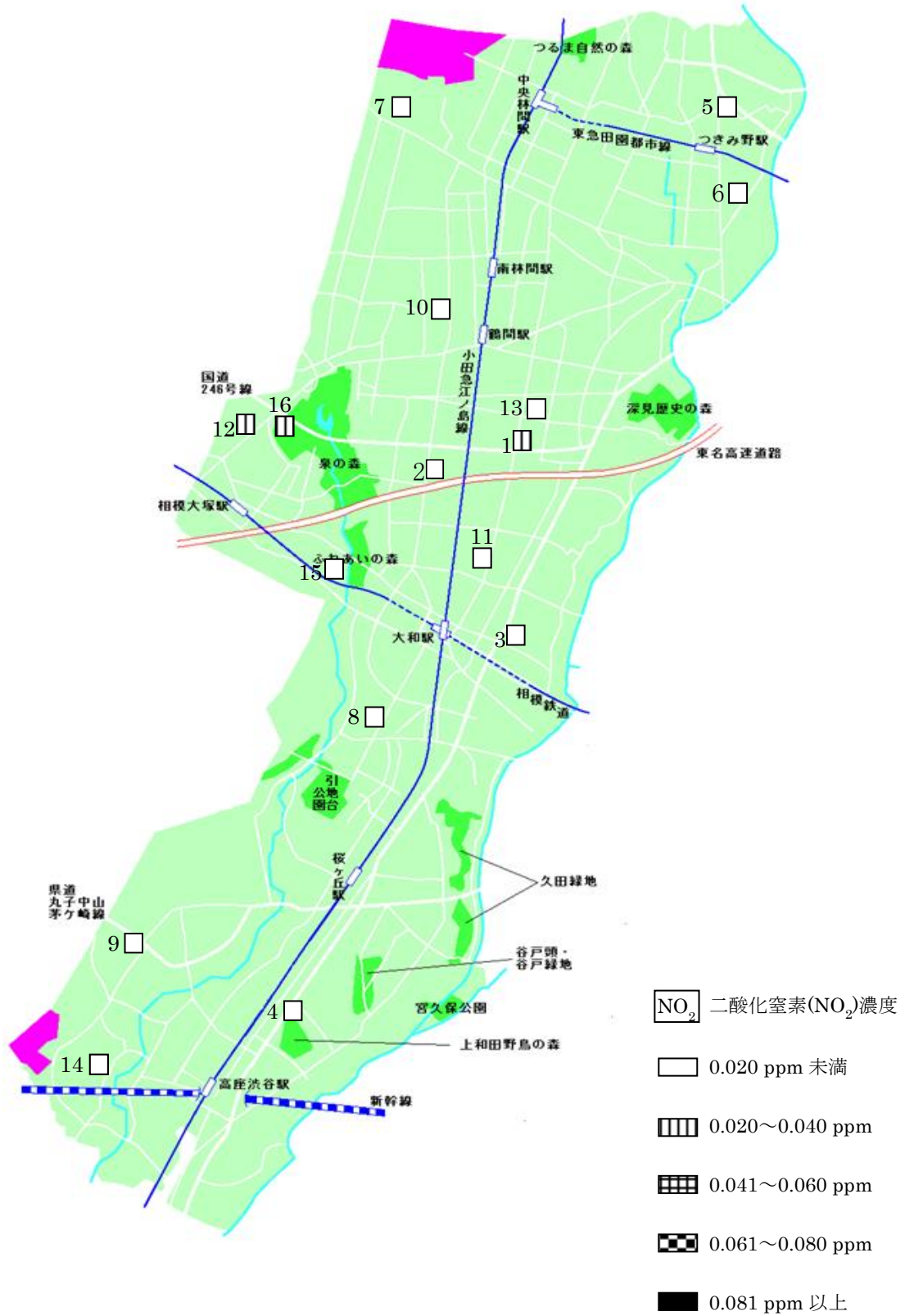
\* 常時監視測定局は、神奈川県が設置し公定法で測定しています。



地域別二酸化窒素濃度の経年変化(PTIO法)



PTIO法による窒素酸化物の測定地点図



### 3 大気汚染の防止対策

大気汚染を防止するには、様々な発生源から排出される汚染物質を低減することです。そこで、工場や事業場などの固定発生源施設に対しては、大気汚染防止法や神奈川県生活環境の保全等に関する条例で排出規制を加え、自動車などの移動発生源に対しては、大気汚染防止法、神奈川県生活環境の保全等に関する条例の他、平成13年に改正された自動車NO<sub>x</sub>・PM法により規制が加えられています。

#### (1) 工場・事業場の防止対策

##### ア 窒素酸化物

固定発生源施設の改善やコージェネレーションシステムの導入と併せ、自動車の燃焼機関の改善や自動車の使用抑制などが必要となっています。

##### イ ばいじん・粉じん

燃焼に伴って発生するばいじんや粉じんについては、法・条例などの規制の成果もあり、大幅に改善されたものの、屋外燃焼（野焼き）を中心とした大気汚染の苦情は、毎年多く発生しています。

##### ウ 硫黄酸化物

排出ガスの規制と併せて良質燃料への転換などにより、大幅に改善され環境基準を大幅に下回っています。

#### (2) 自動車排出ガス防止対策

大都市地域を中心とした窒素酸化物による大気汚染の改善が進まない一因として、自動車排出ガスの問題があります。自動車からの排出ガス量の増加は自動車交通量の伸びが著しいことや、貨物車等に占めるディーゼル車の増加等によるもので、平成4年には、特定の自動車の使用規制（以下、車種規制という。）等を盛り込んだ「自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法」（自動車NO<sub>x</sub>法）が制定されました。この法律の施行により、平成6年12月からは特定自動車排出基準不適合車として車検証の交付されない自動車が生じることから、本市においても広報紙を利用し周知に努めました。

また、平成13年6月には、ディーゼル車から排出される粒子状物質（PM）を新たに規制した「自動車NO<sub>x</sub>・PM法」が成立し、規制物質・車種規制等が強化されました。この規制の強化により対策地域に、愛知県と三重県の一部が新たに加わり、従来からの対策地域である埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、大阪府、兵庫県の一部の地域も拡大されました。さらに、関東4都県ではディーゼル車の運行規制を含む条例ができ、平成15年10月から実施され、条例で定める粒子状物質排出基準を満たさないディーゼル車は、神奈川県を含め首都圏で運行が禁止されました。

神奈川県では、生活環境の保全等に関する条例において、自動車の使用に伴う環境

負荷の軽減、自動車の駐車場における原動機の停止、特定自動車の運航制限が規定されています。

市では、このような状況の中で、自動車の効率的な使用や駐停車中の無用なアイドリングなどを行なわないよう、事業者や市民に呼びかけています。

## 第2節 水質汚濁

水質汚濁の原因は、工場排水と生活排水とに大別されます。工場排水については、水質汚濁防止法や神奈川県生活環境の保全等に関する条例による規制及び監視の強化により、ほとんど問題がなくなってきました。生活排水についても下水道の整備が市街化区域についてはほぼ完了したため、河川の水質は改善されています。

市域を流れる河川には、東側に境川、西側に引地川があり、境川はD類型の二級河川、引地川はC類型の準用河川・二級河川です。

### 1 水質汚濁に係る環境基準（環境基準値は第3章資料参照）

#### (1) 水質に係る環境基準

水質に係る環境基準は、人の健康の保護に関する基準と生活環境の保全に関する基準の二つから成っています。前者の健康項目については全公共用水域で一律に定められています。後者の生活環境項目については、公共用水域ごとに水域類型を指定し、項目ごとに環境基準が具体的に示されています。

#### (2) 環境基準の評価方法

人の健康の保護に関する環境基準は、年間平均値で評価します。ただし、全シアンについては、最高値で評価します。また、生活環境の保全に関する環境基準は、日間平均値で評価します。なおBODについては、75%値で評価します。75%値とは、年間の日間平均値の全データをその値の小さいものから順に並べたときの  $0.75 \times n$  番目（ $n$ は日間平均値の全データ数）の値です。

### 2 境川、引地川の状況

#### (1) 境川

境川は相模原市（旧津久井郡城山町）に端を發し、東京都町田市、神奈川県相模原市・大和市及び横浜市を流下し、藤沢市の東部を流れ、江の島付近で相模湾にそそぐ総延長約 52 km、流域面積 211 km<sup>2</sup> の二級河川です。大和市内の鶴間橋から新緑橋までは延長約 11.2 kmあり、河川流達時間調査（平成 21 年度）の結果は、平均流速 0.53 m/s、平均流達時間約 5 時間でした。

本市では平成 12 年 11 月に水質汚濁防止法が移譲されたことに伴い、神奈川県知事が定めた公共用水域水質測定計画に従って、鶴間橋（県道 56 号線）及び新道大橋で水質測定を毎月 1 回実施しています（環境基準補助点）。さらに、この 2 地点とは別に緑橋での測定も実施しています。令和 5 年度は、環境基準を全て満足していました。

なお、BODの3地点の年間平均値は 1.4 mg/L でした。（p.43 別表・グラフ参照）

また、平成 30 年 6 月 26 日に水生生物に係る水域類型の生物 B に指定されました。この指定に伴い、生活環境の保全に関する環境基準項目の全亜鉛(0.03mg/L 以下)、ノニルフェノール(0.002mg/L 以下)と LAS(0.05mg/L 以下)が適用されました。

地 点	頻 度	測定項目
鶴間橋(県道 56 号線)	1 回/月 (毎回 1 日 2 回通日採水)	58 項目
新道大橋	1 回/月 (毎回 1 日 2 回通日採水)	57 項目
緑橋	1 回/月	16 項目

## (2) 引地川

引地川は大和市上草柳に端を発し、厚木基地の東側を流れ藤沢市を南下し、相模湾にそそぐ総延長 20.7 km、流域面積 67 km<sup>2</sup>の二級河川です(新道下大橋までは準用河川)。大和市内の上草柳 2 号橋から福田橋までは延長約 6.7 kmあり、河川流達時間調査(平成 20 年度)の結果は、平均流速 0.44 m/s、平均流達時間は約 5 時間でした。本市では、上草柳 2 号橋及び福田橋で水質測定を実施しています。

平成 16 年度より、福田橋が神奈川県公共用水域水質測定計画に追加されました(環境基準補助点)。令和 5 年度は、環境基準を全て満足していました。

なお、BODの 2 地点の年間平均値は 1.1 mg/L でした。(p. 43 別表・グラフ参照)

また、平成 30 年 6 月 26 日に水生生物に係る水域類型の生物 B に指定されました。この指定に伴い、生活環境の保全に関する環境基準項目の全亜鉛(0.03mg/L 以下)、ノニルフェノール(0.002mg/L 以下)と LAS(0.05mg/L 以下)が適用されました。

令和 2 年度に PFOS 及び PFOA が要監視項目に追加されたため、本市でも令和 3 年度から福田橋において PFOS 及び PFOA の測定をしています。令和 3、4、5 年度は暫定指針値(0.00005mg/L 以下)を超過していました。

地 点	頻 度	測定項目
上草柳 2 号橋	1 回/月	25 項目
福田橋	1 回/月 (毎回 1 日 2 回通日採水)	61 項目

## 3 環境基準等の適合状況

### (1) 環境基準の適合状況

境川の環境基準点は藤沢市の境川橋と大道橋、引地川は藤沢市の富士見橋になっています。令和 5 年度は、境川、引地川共に環境基準を達成していました。

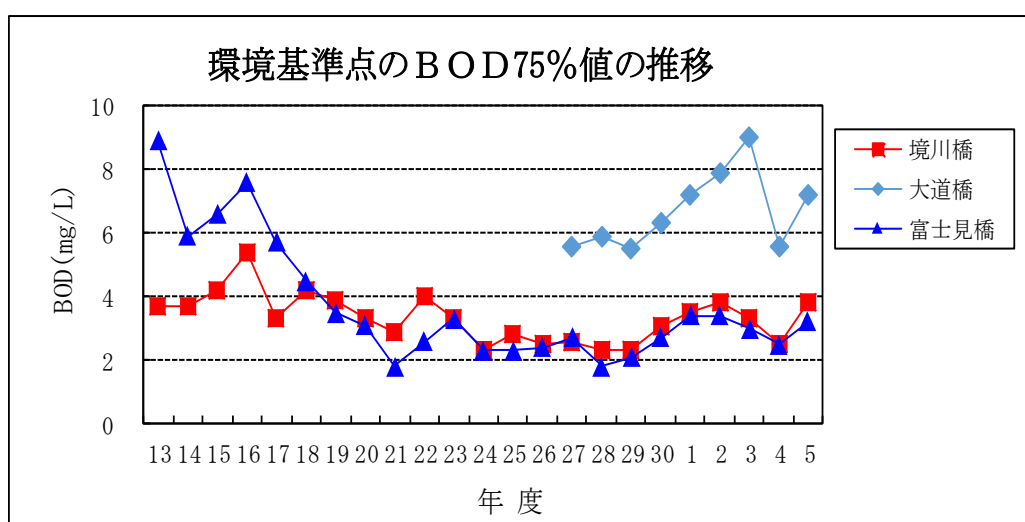
環境基準点のBOD75%値の推移 (mg/L)

水 域	測定地点	年度									
		26	27	28	29	30	1	2	3	4	5
境 川	大道橋	-	5.6	5.9	5.5	6.3	7.2	7.9	9.0	5.6	7.2
境 川	境川橋	2.5	2.6	2.3	2.3	3.1	3.5	3.8	3.8	2.5	3.8
引地川	富士見橋	2.4	2.7	1.8	2.1	2.7	3.4	3.4	3.0	2.5	3.2

(境川橋, 富士見橋 : BOD環境基準 5 mg/L 以下、大道橋 : BOD環境基準 8 mg/L 以下)

\*大道橋は平成 27 年 3 月 30 日に追加されました。

\*引地川は、平成 25 年 7 月 30 日付でD類型からC類型に変更されたため、これ以降のBOD環境基準は 5 mg/L となります。



(2) PFOS 及び PFOA について

環境省は、令和 2 年 5 月 28 日に PFOS 及び PFOA (以下 PFOS 等) を、水環境 (公共用水域及び地下水) の要監視項目に位置付け、指針値 (暫定) を 50 ng/L (PFOS 等の合計値) と設定しました。

また、厚生労働省は、令和 2 年 4 月 1 日に PFOS 等を、水道水の水質管理目標設定項目に位置付け、目標値 (暫定) を 50 ng/L (PFOS 等の合計値) と設定しました。

なお、目標値等については、継続した飲用を想定して設定されています。

引地川に関しては、令和 5 年度に市が調査を行ったところ、福田橋で暫定指針値を超過していました (280ng/L)。

引地川周辺の地下水に関しては、令和 2 年度の環境省の調査につづき、令和 3 年度は神奈川県が福田と代官で調査を実施したところ、全ての地点で暫定指針値の超過はありませんでした。

本市では、PFOS 等について、要監視項目として河川等を継続的に監視し、国や県と連携して、飲用に関する注意喚起や汚染状況の把握に努めています。

なお、本市の河川の水は、飲用に用いられていません。

#### 4 地下水汚染の状況

地下水の汚染調査には、市内を 2 km 四方に分割して調査するメッシュ調査、長期的な観点から経年変化を調査する定点調査、汚染が確認された地点において継続的な監視を行う継続監視調査等があります。

本市では、平成元年度からトリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、四塩化炭素の 4 物質についてメッシュ調査を実施してきました（平成 10、11 年度は未実施）。平成 12 年度からは、神奈川県地下水質測定計画に基づく測定項目（32 項目）について調査を実施しています。

令和 5 年度は、メッシュ調査 2 地点、定点調査 4 地点、継続監視調査 2 地点を実施しました。

メッシュ調査、定点調査では、環境基準を超過した地点はありませんでした。また、継続監視調査では、1 地点で六価クロムが、1 地点で硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が環境基準を超過していました。環境基準を超過した項目のある地点は、継続監視調査を行っていきます。

#### 5 水質事故及び被害状況

河川の水質については、工場・事業場等における突発的な事故によって水質汚濁が引き起こされる場合があります。

神奈川県では、水質事故が発生した場合の対応や未然防止対策として「公共水域における汚水・廃液等による水質事故対策要綱」を策定し、水質事故対策に努めています。

大和市においても水質事故が発生したときの連絡体制や調査方法などを定めた「大和市水質事故対策要領（平成 8 年 8 月）」を独自に作成し、水質事故に対応しています。令和 5 年度、市内における水質事故は 0 件でした（神奈川県報告分）。県内の水質事故発生状況は、神奈川県のホームページ「かながわの水質事故」でお知らせしています。

#### 6 水質汚濁防止対策

##### (1) 工場・事業場の対策

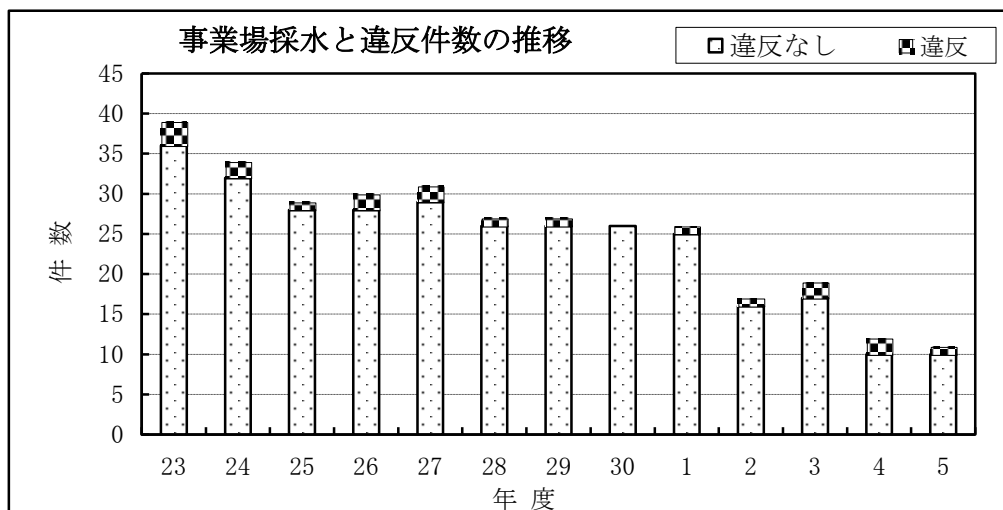
工場・事業場から排出される産業排水で水質に影響を与えるおそれがあるのは、有害物質の汚濁源としては、電気めっき施設や酸又はアルカリ表面処理施設等を有する工場・事業場、また有機性汚濁物質の汚濁源としては、食品製造、石油製品製造に係る施設等を有する工場・事業場があげられます。市内の工場・事業場については、県と市が水質汚濁防止法、神奈川県生活環境の保全等に関する条例に基づいて工場採水を中心に立入調査、指導にあたってきましたが、平成 12 年 11 月には水質汚濁防止法の事務が本市に移譲され、市が中心となり調査・指導を行っています。



令和5年度は、水質関係で26事業所に29回の立入調査を実施しました。  
 また、6事業所、延べ11件の排水について水質検査を実施しましたが、1件の違反がありました。

事業場排水の立入採水状況（過去5年間の工場採水結果から）

年 度	1	2	3	4	5
採水件数	26	17	19	12	11
違反件数	1	1	2	2	1
違反項目	・SS	・フェノール	・BOD ・pH	・pH	・BOD ・COD ・大腸菌群数



(2) 生活排水対策（合併処理浄化槽）

公共用水域における水質汚濁の原因の一つに、下水道未整備地域から未処理のまま公共用水域に排出される生活排水（炊事、洗濯、入浴等、人の日常生活に伴う排水）があげられます。

令和5年度末の下水道普及率（行政区域内人口に比した処理区域内水洗化率）は95.5%ですが、神奈川県生活環境の保全等に関する条例第105条で下水道未整備地域において生活排水を排出する者は合併処理浄化槽（し尿と雑排水をあわせて処理する浄化槽）を設置又は集合処理施設への接続を行うことにより、生活排水の適正な処理に努めなければならないこととされています。

さらに、生活排水対策を一層推進するため、市街化調整区域で、既存の単独処理浄化槽又は汲み取り式便槽から合併処理浄化槽への設置替えをする方に、設置費用の一部を補助しています。補助制度は平成元年度から実施しており、令和5年度の補助対象事業は0件でした。

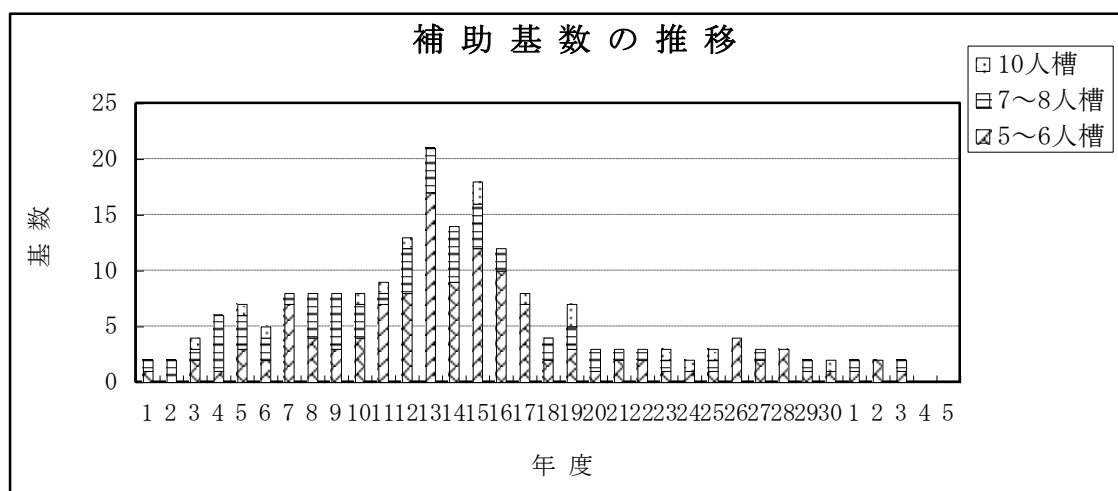
令和5年度補助対象事業

人槽区分	補助金額 (円)	補助基数	合計金額 (円)
5人槽	332,000	0	0
7人槽	414,000	0	0
10人槽	548,000	0	0
合計		0	0

合併処理浄化槽の補助対象設置基数

人槽	5人槽	7人槽	10人槽	合計
基数	125	61	15	201

※平成元年度から令和5年度末までに補助した基数です。



(3) 河川水質の自動監視

本市では平成12年11月に水質汚濁防止法が移譲されたのに伴い、境川に水質自動監視測定局を設置しました。これは、藤沢市との市境に設置され平成14年度から稼働していましたが、令和6年3月末で運用を停止しました。

水質自動監視測定局では、pH、溶存酸素量、電気伝導率、水温、濁度を自動で測定していました。

## 水質自動監視測定局

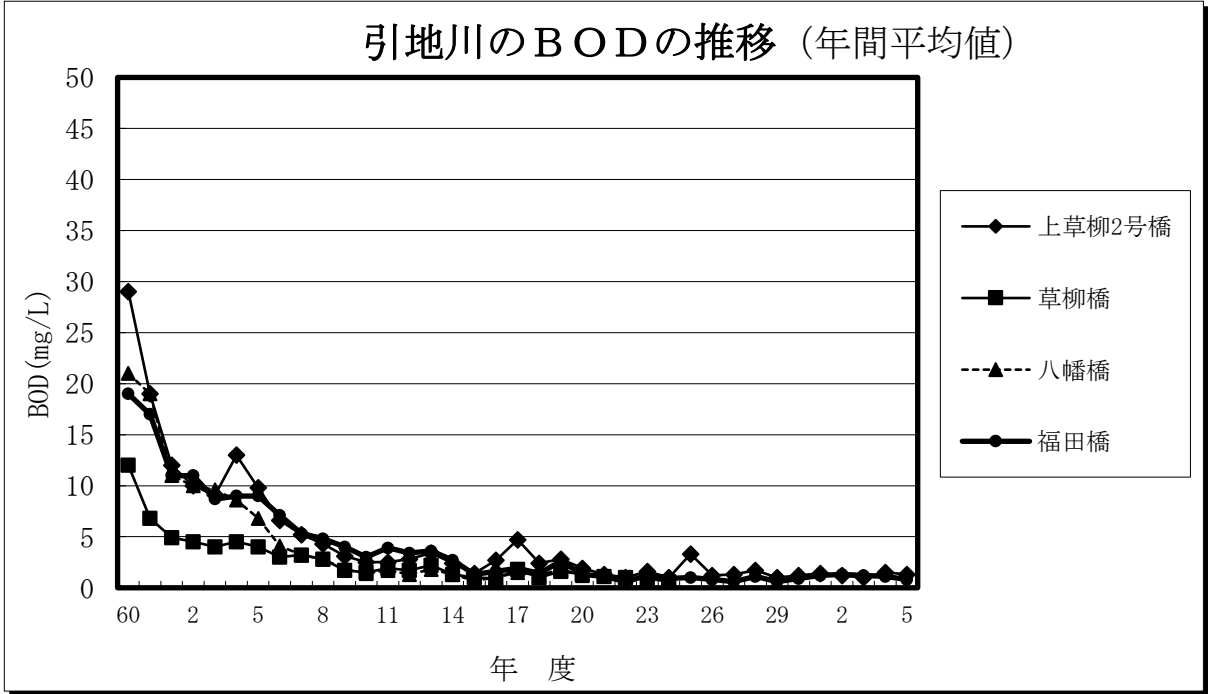
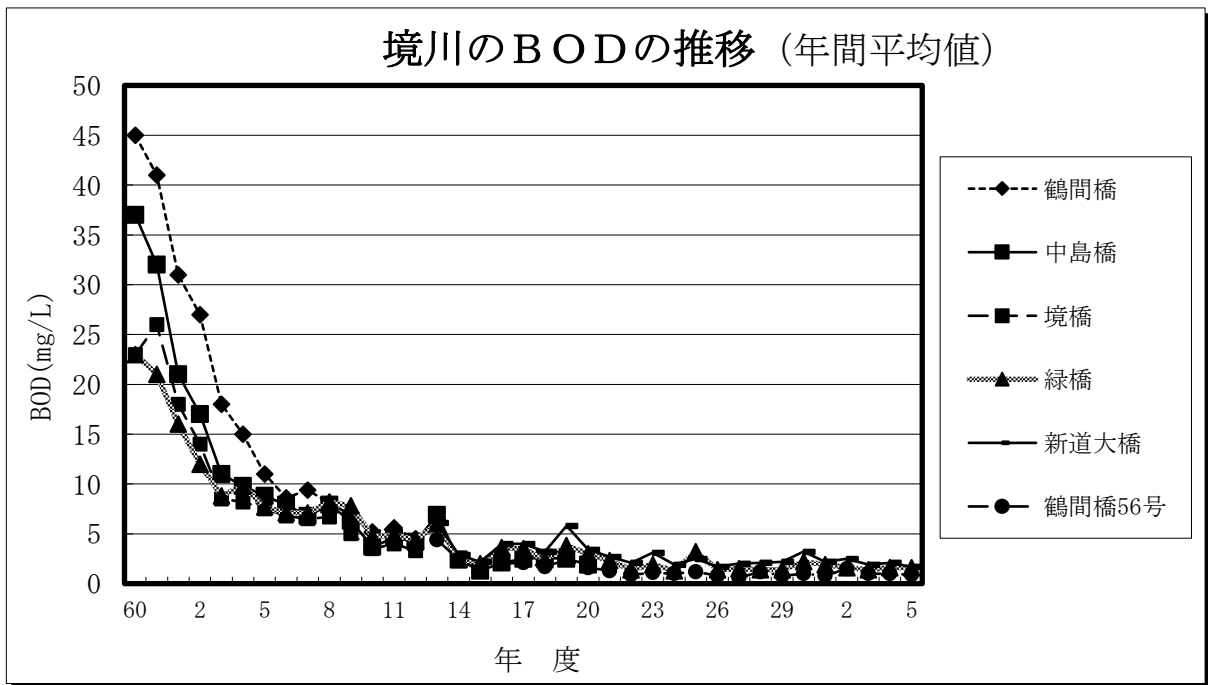


## 水質自動監視装置



河川水質調査地点図





BOD年間平均値の推移 (過去10年間)

単位：mg/L

年度	26	27	28	29	30	1	2	3	4	5
境川	1.3	1.4	1.6	1.5	2.1	1.6	1.9	1.4	1.6	1.4
引地川	1.0	1.0	1.4	0.8	1.1	1.3	1.3	1.1	1.3	1.1

環境川水系の水質推移

採水地点 年度	鶴間 橋 (県道56号線)					新道 橋					環境基準	
	30	1	2	3	4	5	30	1	2	3		4
流量	0.68	0.84	0.79	0.79	0.69	0.72	2.33	2.55	2.22	1.83	2.46	2.37
水素イオン濃度(pH)	7.8	7.7	7.8	7.8	7.8	7.6	7.4	7.4	7.6	7.6	7.4	7.3
生物化学的酸素要求量(BOD)	1.0(1.0)	0.8(0.9)	1.5(1.8)	1.0(1.2)	1.0(1.1)	0.9(0.9)	3.2(3.8)	2.2(2.7)	2.5(2.9)	1.9(2.2)	2.1(2.3)	1.7(2.1)
化学的酸素要求量(COD)	2.4	2.4	2.7	2.1	2.6	2.7	6.8	5.8	5.4	4.9	5.5	5.1
浮遊物質(SS)	3	3	3	2	3	3	3	3	3	3	5	4
溶存酸素量(DO)	10.0	9.6	9.6	9.6	10.7	10.2	8.0	8.4	8.6	8.5	9.0	8.9
大腸菌数*	7.8×10 <sup>3</sup>	5.7×10 <sup>3</sup>	5.4×10 <sup>3</sup>	2.0×10 <sup>3</sup>	1.2×10 <sup>3</sup>	1.2×10 <sup>3</sup>	1.4×10 <sup>4</sup>	5.1×10 <sup>3</sup>	1.8×10 <sup>3</sup>	1.5×10 <sup>3</sup>	7.0×10 <sup>2</sup>	1.4×10 <sup>3</sup>
全窒素	3.2	3.1	3.3	3.0	2.8	2.5	8.6	7.7	7.7	7.5	7.1	6.6
全りん	0.026	0.037	0.028	0.026	0.032	0.040	0.71	0.35	0.41	0.42	0.26	0.26
全亜鉛	0.005	0.006	0.010	0.009	0.005	0.008	0.007	0.025	0.024	0.026	0.019	0.022
カドミウム	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003
鉛	<0.0005	<0.0005	0.0008	0.0005	<0.0005	0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0006	0.0005	<0.0005	0.0005
1,1,1-トリクロロエタン	<0.0002	<0.0002	<0.0001	<0.0001	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0001	<0.0001	<0.0002	<0.0002
トリクロロエチレン	0.0002	0.0002	0.0001	0.0001	<0.0002	<0.0002	0.0002	0.0002	0.0001	0.0001	0.0002	<0.0002
テトラクロロエチレン	<0.0002	<0.0002	<0.0001	<0.0001	<0.0002	<0.0002	0.0003	0.0003	0.0002	0.0001	0.0003	0.0002
銅	<0.005	0.0024	0.0028	0.0025	0.0022	0.0024	<0.005	0.0036	0.004	0.0032	0.0026	0.0029
塩化物イオン	11	11	13	12	12	9.3	29	29	25	29	27	24

採水地点 年度	緑 橋					環境基準
	30	1	2	3	4	
流量	-	-	-	-	-	-
水素イオン濃度(pH)	7.7	7.6	7.9	7.8	7.8	6.0~8.5
生物化学的酸素要求量(BOD)	2.2(2.5)	1.9(1.9)	1.6(1.8)	1.4(1.6)	1.6(1.8)	8以下
化学的酸素要求量(COD)	5.8	4.8	4.7	4.4	5.0	-
浮遊物質(SS)	3	3	2	2	4	100以下
溶存酸素量(DO)	9.4	9.5	9.9	9.7	10.3	2以上
大腸菌数*	-	-	-	-	-	-
全窒素	8.5	7.4	7.1	7.8	8.1	-
全りん	0.41	0.42	0.33	0.52	0.29	-
全亜鉛	-	-	-	-	-	0.03以下
カドミウム	-	-	-	-	-	0.003以下
鉛	-	-	-	-	-	0.01以下
1,1,1-トリクロロエタン	-	-	-	-	-	1以下
トリクロロエチレン	-	-	-	-	-	0.01以下
テトラクロロエチレン	-	-	-	-	-	0.01以下
銅	-	-	-	-	-	-
塩化物イオン	-	-	-	-	-	-

①単位 流量：m<sup>3</sup>/sec \*大腸菌数：CFU/100ml (R4から環境基準変更のため) (R3までは大腸菌群数(MPN/100ml)を測定)

②生物化学的酸素要求量(BOD)のカッコ内の数値は75%値

その他：pHを除き mg/L

引 地 川 水 系 の 水 質 推 移

採水地点	上 草 柳					橋					福 田					橋					環境基準			
	30	1	2	3	5	30	1	2	3	4	5	30	1	2	3	4	5	30	1	2		3	4	5
流 量	0.07	0.08	0.10	0.05	0.07	0.58	0.71	0.48	0.49	0.60	0.71	0.58	0.71	0.48	0.49	0.60	0.71	0.58	0.71	0.48	0.49	0.60	0.71	—
水素イオン濃度(pH)	7.5	7.7	7.8	7.7	7.6	7.8	7.9	8.0	8.0	7.9	7.8	7.8	7.9	8.0	8.0	7.9	7.8	7.8	7.9	8.0	8.0	7.9	7.8	6.5~8.5
生物化学的酸素要求量(BOD)	1.2(1.6)	1.4(1.7)	1.2(1.6)	1.0(1.2)	1.5(2.0)	0.9(1.0)	1.2(1.0)	1.3(1.3)	1.2(1.4)	1.0(1.1)	0.8(0.9)	0.9(1.0)	1.2(1.0)	1.3(1.3)	1.2(1.4)	1.0(1.1)	0.8(0.9)	0.9(1.0)	1.2(1.0)	1.3(1.3)	1.2(1.4)	1.0(1.1)	0.8(0.9)	5以下
化学的酸素要求量(COD)	2.2	2.1	2.2	1.7	1.9	1.7	2.3	2.0	1.8	1.8	1.8	1.7	2.3	2.0	1.8	1.8	1.8	1.7	2.3	2.0	1.8	1.8	1.8	—
浮遊物質(SS)	3	2	3	2	2	4	8	3	3	4	4	4	8	3	3	4	4	4	8	3	3	4	4	50以下
溶存酸素量(DO)	10.3	11.1	10.4	10.3	11.4	9.7	10.3	10.7	10.4	10.7	10.3	9.7	10.3	10.7	10.4	10.7	10.3	9.7	10.3	10.7	10.4	10.7	10.3	5以上
大腸菌数*	5.6×10 <sup>3</sup>	1.2×10 <sup>4</sup>	7.3×10 <sup>3</sup>	5.6×10 <sup>3</sup>	6.6×10 <sup>2</sup>	5.7×10 <sup>3</sup>	7.9×10 <sup>3</sup>	3.0×10 <sup>3</sup>	2.1×10 <sup>3</sup>	1.3×10 <sup>3</sup>	1.8×10 <sup>3</sup>	5.7×10 <sup>3</sup>	7.9×10 <sup>3</sup>	3.0×10 <sup>3</sup>	2.1×10 <sup>3</sup>	1.3×10 <sup>3</sup>	1.8×10 <sup>3</sup>	5.7×10 <sup>3</sup>	7.9×10 <sup>3</sup>	3.0×10 <sup>3</sup>	2.1×10 <sup>3</sup>	1.3×10 <sup>3</sup>	1.8×10 <sup>3</sup>	—
全 窒 素	4.7	4.6	5.2	4.5	4.9	4.5	4.4	4.6	4.3	4.1	4.1	4.5	4.4	4.6	4.3	4.1	4.1	4.5	4.4	4.6	4.3	4.1	4.1	—
全 り ん	0.067	0.056	0.065	0.036	0.082	0.024	0.053	0.029	0.024	0.036	0.038	0.024	0.053	0.029	0.024	0.036	0.038	0.024	0.053	0.029	0.024	0.036	0.038	—
全 亜 鉛	0.004	0.002	0.005	0.006	0.004	0.003	0.009	0.005	0.008	0.004	0.0055	0.003	0.009	0.005	0.008	0.004	0.0055	0.003	0.009	0.005	0.008	0.004	0.0055	0.03以下
カドミウム	—	—	—	—	—	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0.003以下
鉛	—	—	—	—	—	<0.0005	<0.0005	0.0007	<0.0005	<0.0005	0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0007	<0.0005	<0.0005	0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0007	<0.0005	<0.0005	0.0005	0.01以下
1,1,1-トリクロロエタン	<0.0002	<0.0002	<0.0001	<0.0001	<0.0002	0.0002	<0.0002	<0.0001	<0.0001	<0.0002	<0.0002	0.0002	<0.0002	<0.0001	<0.0001	<0.0002	<0.0002	0.0002	<0.0002	<0.0001	<0.0001	<0.0002	<0.0002	1以下
トリクロロエチレン	0.0004	0.0003	0.0002	0.0001	0.0003	0.0005	0.0004	0.0002	0.0001	0.0003	0.0002	0.0005	0.0004	0.0002	0.0001	0.0003	0.0002	0.0005	0.0004	0.0002	0.0001	0.0003	0.0002	0.03以下
テトラクロロエチレン	0.0005	0.0003	0.0004	0.0003	0.0003	0.0002	0.0012	0.0008	0.0004	0.0010	0.0008	0.0012	0.0010	0.0008	0.0004	0.0010	0.0008	0.0012	0.0010	0.0008	0.0014	0.0010	0.0008	0.01以下
銅	—	—	—	—	—	<0.005	0.0012	0.0019	0.0014	0.0011	0.0016	<0.005	0.0012	0.0019	0.0014	0.0011	0.0016	<0.005	0.0012	0.0019	0.0014	0.0011	0.0016	—
塩化物イオン	—	—	—	—	—	10	10	11	11	9.7	8.6	10	10	11	11	9.7	8.6	10	10	11	11	9.7	8.6	—

①単位 流量：m<sup>3</sup>/sec \*大腸菌数：CFU/100ml (R4から環境基準変更のため) (R3までは大腸菌群数(MPN/100ml)を測定)  
 ②生物化学的酸素要求量 (BOD) のカッコ内の数値は75%値 その他：pHを除き mg/L

# 境川水系水質集計結果 (令和5年度)

項目	単位	橋			橋間			新道			大橋			橋			環境基準	
		平均	最大	最小	m/n	平均	最大	最小	m/n	平均	最大	最小	m/n	平均	最大	最小		m/n
一般	°C	17.1	25.8	6.0	- / 24	20.3	27.5	9.2	- / 24	19.2	27.0	8.1	- / 12	19.2	27.0	8.1	- / 12	-
	m <sup>3</sup> /s	94	>100	32	- / 24	94	>100	44	- / 24	86	>100	33	- / 12	86	>100	33	- / 12	-
	mg/L	7.6	8.4	7.4	0 / 24	7.3	7.6	7.0	0 / 24	7.6	7.9	7.3	0 / 12	7.6	7.9	7.3	0 / 12	6.0~8.5
	mg/L	0.9	2.3	0.2	0 / 24	1.7	2.8	0.4	0 / 24	1.6	3.1	0.8	0 / 12	1.6	3.1	0.8	0 / 12	8以下
	mg/L	2.7	4.8	1.6	- / 24	5.1	7.5	3.3	- / 24	4.8	6.3	3.3	- / 12	4.8	6.3	3.3	- / 12	-
	mg/L	3	11	<1	0 / 24	4	10	1	0 / 24	5	13	2	0 / 12	5	13	2	0 / 12	100以下
	CFU/100ml	10.2	13.7	6.7	0 / 24	8.9	12.8	6.1	0 / 24	9.7	12.0	8.3	0 / 12	9.7	12.0	8.3	0 / 12	2以上
	mg/L	1200	6400	34	- / 12	1400	9700	250	- / 12	-	-	-	- / 0	-	-	-	- / 0	-
	mg/L	<0.5	<0.5	<0.5	- / 2	<0.5	<0.5	<0.5	- / 2	<0.5	<0.5	<0.5	- / 0	<0.5	<0.5	<0.5	- / 0	-
	mg/L	2.5	3.6	0.7	- / 12	6.6	11	2.9	- / 12	6.3	6.4	6.1	- / 2	6.3	6.4	6.1	- / 2	-
	mg/L	0.040	0.087	0.012	- / 12	0.26	0.47	0.086	- / 12	0.23	0.26	0.19	- / 2	0.23	0.26	0.19	- / 2	-
	mg/L	0.008	0.021	0.0027	0 / 12	0.022	0.028	0.013	0 / 12	-	-	-	- / 0	-	-	-	- / 0	0.03以下
	mg/L	<0.00006	<0.00006	<0.00006	0 / 2	-	-	-	- / 0	-	-	-	- / 0	-	-	-	- / 0	0.002以下
	mg/L	0.0012	0.0014	0.0010	0 / 2	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0 / 2	<0.0003	<0.0003	<0.0003	- / 0	<0.0003	<0.0003	<0.0003	- / 0	0.003以下
	mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	0 / 6	<0.01	<0.01	<0.01	0 / 6	<0.01	<0.01	<0.01	0 / 12	<0.01	<0.01	<0.01	0 / 12	検出されないこと
	mg/L	0.0005	0.0005	0.0005	0 / 6	0.0005	0.0005	0.0005	0 / 6	0.0005	0.0005	0.0005	- / 0	0.0005	0.0005	0.0005	- / 0	0.01以下
	mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	0 / 6	<0.01	<0.01	<0.01	0 / 6	<0.01	<0.01	<0.01	- / 0	<0.01	<0.01	<0.01	- / 0	0.02以下
	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0 / 6	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0 / 6	<0.0005	<0.0005	<0.0005	- / 0	<0.0005	<0.0005	<0.0005	- / 0	0.01以下
	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0 / 6	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0 / 6	<0.0005	<0.0005	<0.0005	- / 0	<0.0005	<0.0005	<0.0005	- / 0	0.0005以下
	mg/L	-	-	-	- / 0	-	-	-	- / 0	-	-	-	- / 0	-	-	-	- / 0	検出されないこと
	mg/L	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0 / 2	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0 / 2	<0.0002	<0.0002	<0.0002	- / 0	<0.0002	<0.0002	<0.0002	- / 0	検出されないこと
	mg/L	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0 / 6	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0 / 6	<0.0002	<0.0002	<0.0002	- / 0	<0.0002	<0.0002	<0.0002	- / 0	0.02以下
	mg/L	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0 / 6	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0 / 6	<0.0002	<0.0002	<0.0002	- / 0	<0.0002	<0.0002	<0.0002	- / 0	0.002以下
	mg/L	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0 / 2	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0 / 2	<0.0002	<0.0002	<0.0002	- / 0	<0.0002	<0.0002	<0.0002	- / 0	0.004以下
	mg/L	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0 / 6	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0 / 6	<0.0002	<0.0002	<0.0002	- / 0	<0.0002	<0.0002	<0.0002	- / 0	0.1以下
	mg/L	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0 / 2	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0 / 2	<0.0002	<0.0002	<0.0002	- / 0	<0.0002	<0.0002	<0.0002	- / 0	0.04以下
	mg/L	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0 / 6	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0 / 6	<0.0002	<0.0002	<0.0002	- / 0	<0.0002	<0.0002	<0.0002	- / 0	1以下
	mg/L	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0 / 2	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0 / 2	<0.0002	<0.0002	<0.0002	- / 0	<0.0002	<0.0002	<0.0002	- / 0	0.006以下
	mg/L	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0 / 6	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0 / 6	<0.0002	<0.0002	<0.0002	- / 0	<0.0002	<0.0002	<0.0002	- / 0	0.01以下
	mg/L	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0 / 6	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0 / 6	<0.0002	<0.0002	<0.0002	- / 0	<0.0002	<0.0002	<0.0002	- / 0	0.01以下
	mg/L	<0.0004	<0.0004	<0.0004	0 / 2	<0.0004	<0.0004	<0.0004	0 / 2	<0.0004	<0.0004	<0.0004	- / 0	<0.0004	<0.0004	<0.0004	- / 0	0.002以下
	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0 / 2	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0 / 2	<0.0005	<0.0005	<0.0005	- / 0	<0.0005	<0.0005	<0.0005	- / 0	0.006以下
	mg/L	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0 / 2	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0 / 2	<0.0003	<0.0003	<0.0003	- / 0	<0.0003	<0.0003	<0.0003	- / 0	0.003以下
	mg/L	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0 / 2	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0 / 2	<0.0003	<0.0003	<0.0003	- / 0	<0.0003	<0.0003	<0.0003	- / 0	0.02以下
	mg/L	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0 / 2	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0 / 2	<0.0002	<0.0002	<0.0002	- / 0	<0.0002	<0.0002	<0.0002	- / 0	0.01以下
	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0 / 2	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0 / 2	<0.0005	<0.0005	<0.0005	- / 0	<0.0005	<0.0005	<0.0005	- / 0	0.01以下
	mg/L	<0.05	<0.05	<0.05	- / 12	0.05	0.08	<0.05	- / 12	0.05	0.08	<0.05	- / 0	0.05	0.08	<0.05	- / 0	-
	mg/L	2.0	3.2	0.46	- / 12	5.2	8.3	2.3	- / 12	5.2	8.3	2.3	- / 0	5.2	8.3	2.3	- / 0	-
	mg/L	2.5	3.1	1.4	0 / 12	5.3	8.4	2.3	0 / 12	5.3	8.4	2.3	- / 0	5.3	8.4	2.3	- / 0	10以下
	mg/L	0.03	0.03	<0.02	0 / 6	<0.08	<0.08	<0.08	0 / 6	<0.08	<0.08	<0.08	- / 0	<0.08	<0.08	<0.08	- / 0	0.8以下
	mg/L	0.03	0.03	<0.02	0 / 6	0.02	0.02	<0.02	0 / 6	0.02	0.02	<0.02	- / 0	0.02	0.02	<0.02	- / 0	1以下
	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	0 / 2	<0.005	<0.005	<0.005	0 / 2	<0.005	<0.005	<0.005	- / 0	<0.005	<0.005	<0.005	- / 0	0.05以下
	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	0 / 2	<0.005	<0.005	<0.005	0 / 2	<0.005	<0.005	<0.005	- / 0	<0.005	<0.005	<0.005	- / 0	-
	mg/L	0.0024	0.0044	0.0013	- / 6	0.005	0.006	<0.005	- / 6	0.005	0.006	<0.005	- / 0	0.005	0.006	<0.005	- / 0	-
	mg/L	0.04	0.08	0.02	- / 6	0.03	0.05	0.02	- / 6	0.03	0.05	0.02	- / 0	0.03	0.05	0.02	- / 0	-
	mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	- / 6	<0.01	<0.01	<0.01	- / 6	<0.01	<0.01	<0.01	- / 0	<0.01	<0.01	<0.01	- / 0	-
	mg/L	-	-	-	- / 0	-	-	-	- / 0	-	-	-	- / 0	-	-	-	- / 0	-
	mg/L	<0.001	<0.001	<0.001	- / 2	0.002	0.003	<0.001	- / 2	0.002	0.003	<0.001	- / 0	0.002	0.003	<0.001	- / 0	-
	mg/L	0.04	0.08	<0.04	- / 12	0.09	0.20	<0.04	- / 12	0.09	0.20	<0.04	- / 12	0.11	0.28	<0.04	- / 12	-
	mg/L	0.019	0.062	<0.005	- / 12	0.20	0.41	0.061	- / 12	0.20	0.41	0.061	- / 0	0.20	0.41	0.061	- / 0	-
	ms/m	22	29	6	- / 24	30	37	15	- / 24	30	37	15	- / 0	30	37	15	- / 0	-
	mg/L	9.3	15	2.5	- / 24	24	34	11	- / 24	24	34	11	- / 0	24	34	11	- / 0	-
	mg/L	0.03	0.03	<0.03	- / 6	0.03	0.03	<0.03	- / 6	0.03	0.03	<0.03	- / 0	0.03	0.03	<0.03	- / 0	-
	MPN/100ml	-	-	-	- / 0	-	-	-	- / 0	-	-	-	- / 0	-	-	-	- / 0	-
	mg/L	-	-	-	- / 0	-	-	-	- / 0	-	-	-	- / 0	-	-	-	- / 0	-
	mg/L	-	-	-	- / 0	-	-	-	- / 0	-	-	-	- / 0	-	-	-	- / 0	-
	mg/L	-	-	-	- / 0	-	-	-	- / 0	-	-	-	- / 0	-	-	-	- / 0	0.00005以下(暫定)

\*1 数値は「公共用水域水質測定結果の報告について(平成5年3月29日 環水規51号)」に基づいて算出。  
 \*2 m/nとは「環境基準を超過した検体数/調査実施検体数」である。ただし、環境基準がない項目については調査実施検体数のみ記入した。  
 \*3 生活環境項目の平均については、日間平均値を平均したものである。  
 \*4 その他の測定項目に、色相・外観・平均流速等の項目がある。  
 \*5 大腸菌数は大腸菌群数から変更になりました(R4.4.1)。



# 引地川水系水質集計結果 (令和5年度)

項目	単位	上草柳 2 号橋			福 田 橋			環境基準	
		平均	最大	最小	m / n	平均	最大		最小
一般	°C	17.6	24.5	11.2	- / 12	17.3	23.5	10.5	- / 24
		96	>100	52	- / 12	98	>100	47	- / 24
	m <sup>3</sup> /s	0.06	0.07	0.04	- / 2	0.71	1.42	0.41	- / 24
	mg/L	7.5	7.8	7.2	0 / 12	7.8	8.6	7.4	1 / 24
	mg/L	1.3	2.2	0.5	0 / 12	0.8	1.3	0.2	0 / 24
	mg/L	2.2	3.3	1.4	- / 12	1.8	3.2	1.1	- / 24
	mg/L	2	8	<1	0 / 12	4	9	1	0 / 24
	mg/L	10.4	11.8	8.3	0 / 12	10.3	14.2	6.2	0 / 24
	CFU/100ml	3000	13000	400	- / 12	1800	8600	290	- / 12
	mg/L	-	-	-	- / 0	<0.5	<0.5	<0.5	- / 2
	mg/L	5.2	5.2	5.1	- / 2	4.1	7.1	2.4	- / 12
	mg/L	0.088	0.090	0.086	- / 2	0.038	0.076	0.029	- / 12
	mg/L	0.012	0.013	0.010	0 / 2	0.0055	0.012	0.0032	0 / 12
	mg/L	-	-	-	- / 0	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0 / 2
	mg/L	-	-	-	- / 0	0.0028	0.0036	0.0019	0 / 2
	mg/L	-	-	-	- / 0	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0 / 6
	mg/L	-	-	-	- / 0	<0.01	<0.01	<0.01	0 / 6
	mg/L	-	-	-	- / 0	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0 / 6
	mg/L	-	-	-	- / 0	<0.01	<0.01	<0.01	0 / 6
	mg/L	-	-	-	- / 0	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0 / 6
	mg/L	-	-	-	- / 0	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0 / 6
	mg/L	-	-	-	- / 0	-	-	-	0 / 6
	mg/L	-	-	-	- / 0	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0 / 6
	mg/L	-	-	-	- / 0	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0 / 2
	mg/L	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0 / 2	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0 / 2
	mg/L	-	-	-	- / 0	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0 / 2
	mg/L	-	-	-	- / 0	0.0003	0.0003	0.0003	0 / 2
	mg/L	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0 / 2	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0 / 2
	mg/L	-	-	-	- / 0	0.0008	0.0013	0.0007	0 / 6
	mg/L	-	-	-	- / 0	<0.0004	<0.0004	<0.0004	0 / 2
	mg/L	-	-	-	- / 0	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0 / 2
	mg/L	-	-	-	- / 0	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0 / 2
	mg/L	-	-	-	- / 0	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0 / 2
	mg/L	-	-	-	- / 0	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0 / 2
	mg/L	<0.05	<0.05	<0.05	- / 2	<0.05	<0.05	<0.05	- / 12
	mg/L	4.0	4.1	3.9	- / 2	3.3	3.9	2.0	- / 12
	mg/L	4.1	4.2	4.0	0 / 2	3.4	4.0	2.0	0 / 12
	mg/L	-	-	-	- / 0	<0.08	<0.08	<0.08	0 / 6
	mg/L	-	-	-	- / 0	<0.02	<0.02	<0.02	0 / 6
	mg/L	-	-	-	- / 0	<0.005	<0.005	<0.005	0 / 2
	mg/L	-	-	-	- / 0	<0.005	<0.005	<0.005	0 / 6
	mg/L	-	-	-	- / 0	0.0016	0.0027	0.0012	- / 6
	mg/L	-	-	-	- / 0	0.03	0.05	<0.02	- / 6
	mg/L	-	-	-	- / 0	<0.01	<0.01	<0.01	0 / 6
	mg/L	-	-	-	- / 0	-	-	-	- / 0
	mg/L	-	-	-	- / 0	<0.001	<0.001	<0.001	- / 2
	mg/L	-	-	-	- / 0	0.04	0.04	<0.04	- / 12
	mg/L	-	-	-	- / 0	0.016	0.037	0.007	- / 12
	mg/L	-	-	-	- / 0	25	27	14	- / 24
	mg/L	-	-	-	- / 0	8.6	10	4.1	- / 24
	mg/L	-	-	-	- / 0	0.03	0.04	<0.03	- / 6
	MPN/100ml	-	-	-	- / 0	-	-	-	- / 6
	mg/L	-	-	-	- / 0	0.00025	0.00027	0.00023	- / 1
	mg/L	-	-	-	- / 0	0.00027	0.00027	0.00027	- / 1
	mg/L	-	-	-	- / 0	0.00028	0.00030	0.00026	1 / 1

\*1 数値は「公共用水域水質測定結果の報告について(平成5年3月29日 環水規51号)」に基づいて算出

\*2 m/nとは「環境基準を超過した検体数/調査実施検体数」である。ただし、環境基準がない項目については調査実施検体数のみ記入した。

\*3 生活環境項目の平均については、日間平均値を平均したものである。

\*4 その他の測定項目に、色相・外観・平均流速等の項目があります。

\*5 大腸菌数は大腸菌群数から変更になりました(R4.4.1)。

### 第3節 騒音・振動

騒音・振動には、工場・事業場の施設や建築工事現場等の固定発生源から発生するものと、自動車、鉄道等の移動発生源から発生するものがあります。

固定発生源から発生する騒音・振動は、騒音規制法、振動規制法や神奈川県生活環境の保全等に関する条例で事前の届出や許可の対象となっており、公害の未然防止が図られています。

移動発生源の自動車騒音・振動は、道路周辺地域の生活環境に影響を及ぼしており、自動車の通行により発生する騒音・振動を低減するため、道路構造の改善、沿道の整備等による対策が行なわれています。

#### 1 騒音に係る環境基準（環境基準値は第3章資料参照）

都市化に伴う住工の混在や高速交通機関の発達に伴い、市民生活は工場騒音や交通騒音など各種の騒音に取り囲まれるようになりました。そこで、騒音の環境基準は生活環境の保全という立場から、用途地域や時間区分ごとに設定されています。

#### 2 騒音・振動の現状

##### (1) 工場・事業場の騒音・振動の状況

本市における、騒音規制法または振動規制法に基づく特定施設の設置状況は次のとおりです（令和5年度末）。

騒音規制法に基づく特定施設の設置状況（件数）

特定施設の種類	特定工場数	特定施設数
金属加工機械	59	579
空気圧縮機及び送風機	128	1,199
土石用破碎機械ほか	4	16
織機	0	0
建設用資材製造機械	6	7
穀物用製粉機	0	0
木材加工機械	11	19
抄紙機	0	0
印刷機械	8	51
合成樹脂用射出成形機	5	150
鋳造型機	0	0
合計	221	2,021

振動規制法に基づく特定施設の設置状況 (件数)

特定施設の種類	特定工場数	特定施設数
金属加工機械	57	643
圧縮機	55	269
土石用破碎機械ほか	3	19
織機	0	0
コンクリートブロックマシン	0	0
木材加工機械	0	0
印刷機械	9	39
ゴム練用ロール機ほか	0	0
合成樹脂用射出成形機	5	124
鋳造型機	0	0
合 計	129	1,094

令和5年度の騒音に関する苦情は43件で、産業用機械に関するものは10件、解体や建設作業に関するものは19件でした。また、振動に関する苦情は13件で、産業用機械に関するものは2件、解体や建設作業に関するものは11件でした。解体工事や建設作業が原因である騒音や振動の苦情が増加し、約半数を占めています。

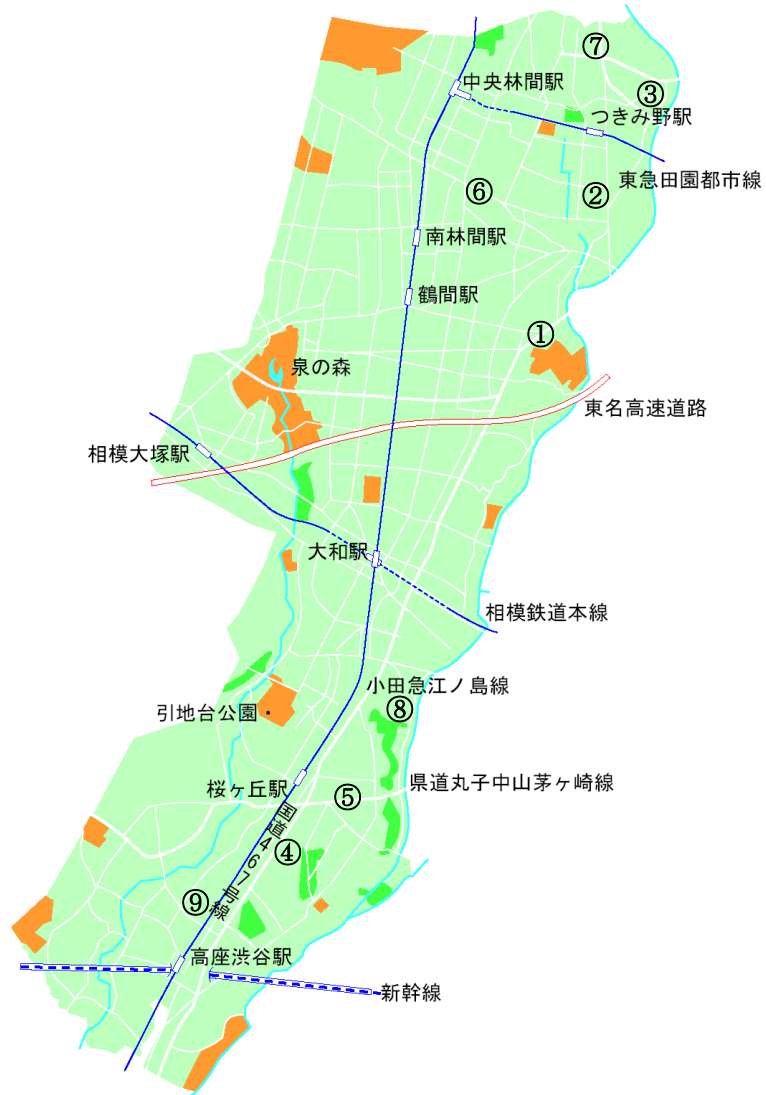
(2) 自動車交通騒音・振動の状況

本市では、毎年主要幹線道路の騒音・振動を測定しており、令和5年度は6地点の調査を行いました。「騒音に係る環境基準について」(平成10年9月30日告示)により、自動車騒音については地域を代表する騒音測定地点(道路端)で騒音レベル(\*等価騒音レベル $L_{Aeq}$ )を測定し、環境基準と比較する点的評価から、沿道の住居等の立地状況を考慮した面的な評価方法へと変更されました。このことから、平成13年度からは面的評価も併せて行っています。

令和5年度騒音調査の結果、6地点測定のうち、地点①は昼夜共に、地点②及び⑥は夜間の騒音レベルが環境基準を超えていました。昼間とは6~22時、夜間とは22~6時のことです。また、振動については全地点で要請限度内でした。

\*等価騒音レベル( $L_{Aeq}$ )は、騒音レベルが時間とともに変化する場合、測定時間内でこれと等しい平均2乗音圧を与える定常音の騒音レベルと定義されており、単位はdB、表示記号は $L_{Aeq}$ が一般に使われています。自動車からの騒音のように時間的に大きく変動する騒音レベルを評価するために考案されました。騒音に係る環境基準及び自動車騒音の要請限度に用いられています。

自動車交通騒音・振動及び一般環境騒音 調査地点図



道路騒音調査地点

- 地点① 一般国道246号線（下鶴間）
- 地点② 県道目黒町町田線（つきみ野）
- 地点③ 一般国道16号線（下鶴間）
- 地点④ 一般国道467号線（上和田）
- 地点⑤ 県道丸子中山茅ヶ崎線（上和田）
- 地点⑥ 県道座間大和線（中央林間）

一般環境騒音調査地点

- 地点⑦ つきみ野2号公園（つきみ野）
- 地点⑧ かしま1号公園（深見）
- 地点⑨ 札の辻2号公園（渋谷）

<騒音・振動調査結果>

地点①（評価区間番号301）

道路名	一般国道246号		測定日	10.5～10.6
所在地	下鶴間2572地先		用途地域	市街化調整地域
	騒音(dB)		振動(dB)	
	昼	夜	昼	夜
発生源	<b>76</b>	<b>75</b>	59	57
環境基準	70	65	—	—
限度値	75	70	70	65

（太字は環境基準または要請限度を超過したものです）

地点②（評価区間番号11）

道路名	県道目黒町町田線		測定日	10.5～10.6
所在地	つきみ野2-9-6地先		用途地域	第二種住居地域
	騒音(dB)		振動(dB)	
	昼	夜	昼	夜
発生源	68	<b>66</b>	44	40
環境基準	70	65	—	—
限度値	75	70	70	65

地点③（評価区間番号201）

道路名	一般国道16号線		測定日	10.5～10.6
所在地	下鶴間331地先		用途地域	第一種住居地域
	騒音(dB)		振動(dB)	
	昼	夜	昼	夜
発生源	56	56	40	40
環境基準	70	65	—	—
限度値	75	70	65	60

地点④（評価区間番号6-2）

道路名	一般国道467号線		測定日	10.10～10.11
所在地	上和田1827-1地先		用途地域	準住居地域
	騒音(dB)		振動(dB)	
	昼	夜	昼	夜
発生源	66	64	47	45
環境基準	70	65	—	—
限度値	75	70	65	60

地点⑤（評価区間番号9）

道路名	県道丸子中山茅ヶ崎線	測定日	10.10～10.11	
所在地	上和田1026-3地先	用途地域	市街化調整地域	
	騒音(dB)		振動(dB)	
	昼	夜	昼	夜
発生源	64	63	48	46
環境基準	70	65	—	—
限度値	75	70	65	60

地点⑥（評価区間番号10）

道路名	県道座間大和線	測定日	10.5～10.6	
所在地	中央林間7-4地先	用途地域	準工業地域	
	騒音(dB)		振動(dB)	
	昼	夜	昼	夜
発生源	68	<b>66</b>	41	39
環境基準	70	65	—	—
限度値	75	70	70	65

< 評価区間の位置 >

	調査地点及び評価区間の番号	評価区間の延長(km)	路線名	評価区間の始点の住所	評価区間の終点の住所
評価区間	① 301	0.4	一般国道246号	下鶴間2667	下鶴間2726
	② 11	1.8	県道目黒町町田線	下鶴間	下鶴間
	③ 201	0.3	一般国道16号	下鶴間287	下鶴間435
	④ 6-2	2.9	一般国道467号	上和田	下和田729
	⑤ 9	1.0	県道丸子中山茅ヶ崎線	上和田441	上和田1784
	⑥ 10	3.0	県道座間大和線	中央林間西6-3	下鶴間2055

<面的評価結果（全体）>

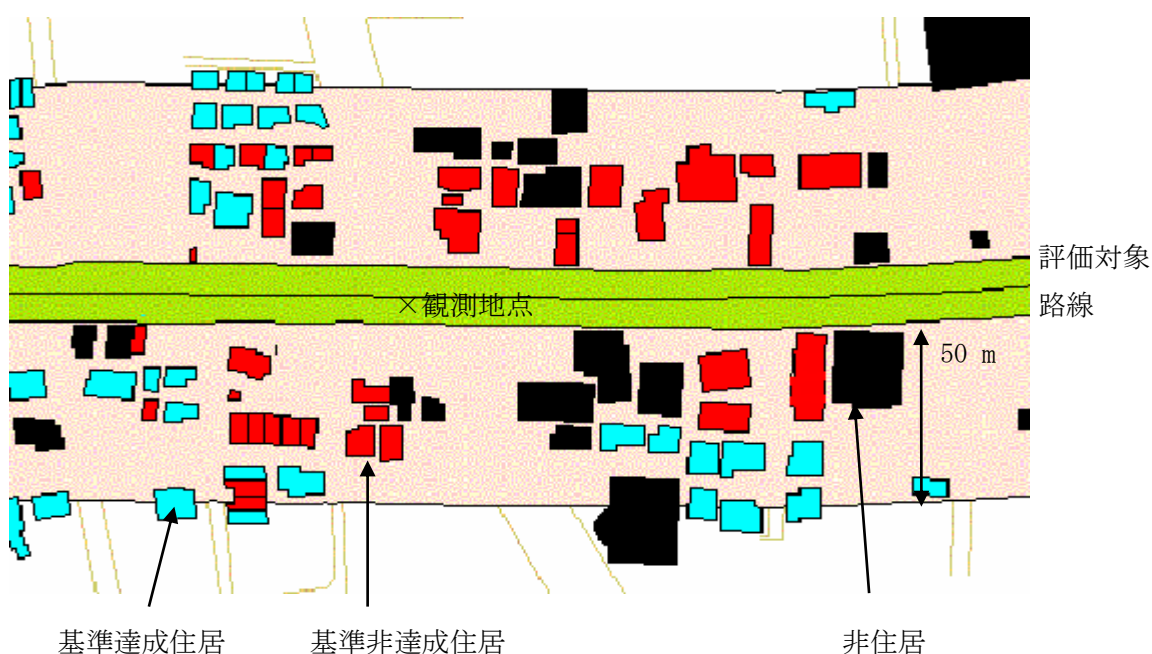
面的評価結果（全体）		住居等戸数 (1) + (2) + (3) + (4)	昼夜とも 基準値以下 (1)	昼のみ 基準値以下 (2)	夜のみ 基準値以下 (3)	昼夜とも 基準値超過 (4)
全体（住居等戸数）		3,979	3,826	140	0	13
評価区間	① 301	16	1	9	0	6
	② 11	739	713	24	0	2
	③ 201	116	116	0	0	0
	④ 6-2	958	922	33	0	3
	⑤ 9	233	229	2	0	2
	⑥ 10	1,917	1,845	72	0	0
全体（割合%）		100.0	96.2	3.5	0.0	0.3
評価区間	① 301	100.0	6.3	56.2	0.0	37.5
	② 11	100.0	96.5	3.2	0.0	0.3
	③ 201	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0
	④ 6-2	100.0	96.3	3.4	0.0	0.3
	⑤ 9	100.0	98.2	0.9	0.0	0.9
	⑥ 10	100.0	96.2	3.8	0.0	0.0

<面的評価結果（幹線交通を担う道路に近接する空間）>

面的評価結果 (幹線交通を担う道路に 近接する空間)		住居等戸数 (1) + (2) + (3) + (4)	昼夜とも 基準値以下 (1)	昼のみ 基準値以下 (2)	夜のみ 基準値以下 (3)	昼夜とも 基準値超過 (4)
全体（住居等戸数）		1,546	1,418	124	0	4
評価区間	① 301	2	0	0	0	2
	② 11	324	307	17	0	0
	③ 201	54	54	0	0	0
	④ 6-2	366	333	33	0	0
	⑤ 9	51	47	2	0	2
	⑥ 10	749	677	72	0	0
全体（割合%）		100.0	91.7	8.0	0.0	0.3
評価区間	① 301	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0
	② 11	100.0	94.8	5.2	0.0	0.0
	③ 201	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0
	④ 6-2	100.0	91.0	9.0	0.0	0.0
	⑤ 9	100.0	92.2	3.9	0.0	3.9
	⑥ 10	100.0	90.4	9.6	0.0	0.0

\*面的評価について

評価対象道路を道路構造・交通条件等から道路交通騒音の影響が概ね一定とみなせる区間ごとに分割して評価区間を設定します。その区間内の代表する1地点で等価騒音レベルの測定を行い、その結果を用いて評価区間内の道路端から50 mの範囲内にあるすべての住居等について等価騒音レベルを推計し、環境基準を達成する戸数及びその割合を把握するものです。



(3) 一般環境の騒音の状況

平成20年度より一般地域（道路に面する地域以外の地域）における騒音を測定し、環境基準の達成状況の把握を行っています。令和5年度は、3地点において測定を実施しました。調査地点及び結果は次のとおりです。（調査地点図参照）

測定地点	騒音測定値(L <sub>Aeq</sub> )	用途地域	判定
⑦ つきみ野2号公園	昼間 53 dB (環境基準 55 dB) 夜間 44 dB (環境基準 45 dB)	第一種低層住宅 専用地域 (A)	○ ○
⑧ かしま1号公園	昼間 48 dB (環境基準 60 dB) 夜間 42 dB (環境基準 50 dB)	準工業地域(C)	○ ○
⑨ 札の辻2号公園	昼間 48 dB (環境基準 55 dB) 夜間 42 dB (環境基準 45 dB)	第一種中高層住 居地域 (A)	○ ○



(4) 新幹線鉄道の騒音・振動の状況

新幹線鉄道の列車の走行に伴い発生する騒音・振動に対しては、昭和 39 年の開通以来周辺住民から苦情・被害が寄せられ、住宅防音、防振対策や発生源対策（車両やレール）などが講じられてきました。

本市においても、新型車両の運行や、運行速度の高速化など、開通当初から大幅に状況が変化していることから、騒音、振動の被害がたびたび発生し、必要に応じて調査を実施してきました。市では、この調査結果を踏まえ、東海旅客鉄道㈱に対し、新幹線鉄道の騒音・振動防止対策について一層の推進を図るよう要請しました。

ア 東海道新幹線の地勢

- ・ 通過位置 小田急線高座渋谷駅南側地域
- ・ 通過距離 2,099 m (盛り土 481 m、切り土 1,579 m、その他 39 m)
- ・ トンネル 第 1 大和トンネル 30 m、第 2 大和トンネル 175 m

イ 住宅防音・防振対策実施状況

対策種別	対象戸数	要対策戸数	実施戸数	未対策戸数
住宅防音対策	50	50	49	1
住宅防振対策	59	39	31	8

- ・ 障害防止対象は、昭和 51 年 3 月 9 日現在に所在していた建物で、申し出のあったものは全て完了しました。

(5) 一般国道 246 号大和厚木バイパスの騒音状況

上草柳から下鶴間の間約 3.5 km は、昭和 63 年に供用開始されており、片側 2 車線です。平面 (1 km)、トンネル (0.7 km)、陸橋 (0.9 km) 及び 切り土 (0.9 km) から構成されています。平成 4 年 6 月、切り土となっている地域の住民 (約 870 名) から交通量の増加に伴う交通騒音被害苦情が発生し、平成 4 年 10 月に騒音調査を実施し、道路管理者に対し騒音対策の要請をいたしました。その結果、平成 7 年度、1.7 m の高さで、球面形状をした防音壁が福田相模原線から以西 530 m で完成しました (地図地点①)。

騒音調査結果 (dB)

		朝	昼	夕	夜
測定結果	対策前	66	65	65	63
	対策後	61	60	61	59
要請限度	1 種・2 種	70	75	70	60

また、平成 8 年 12 月に掘り割りとなっている地域の住民から交通騒音被害苦情が発生し、平成 9 年 3 月に騒音調査を実施し、道路管理者に対し騒音対策の要請を行いました。これに対して、国では平成 11 年度に防音壁を設置しました (地図地点②)。

騒音調査結果 (dB)

	朝	昼	夕	夜
測定結果	71	71	70	68
要請限度(3種)	75	80	75	65

## (6) 東名高速道路の騒音状況

上草柳から深見地区に至る約 4.5 kmは、昭和 39 年に供用開始されており、利用者の増加と共に各地域で道路交通騒音問題が発生しました。

本市では、昭和 47 年頃より深見地区の沿道住民から騒音苦情が寄せられたため昭和 48 年に騒音測定を行い、その結果を基に日本道路公団（現在は中日本高速道路株）に防音対策を実施するよう要望書を提出しました。

その結果、昭和 49、50 年の 2 ヶ年で約 2.3 km にわたり防音壁（高さ 3 m）が設置され、その後順次市内全域を対象に防音壁が整備され住民からの騒音苦情はなくなりました。

ところが、近年の交通量の増加や高層マンション等の建設に伴い従来の高さの防音壁では十分な効果が得られなくなり、平成 19 年 7 月に桜森地域の住民から本市に交通騒音被害苦情が寄せられました。市では、平成 19 年 9 月に上り下り車線の騒音測定を行い、この結果を基に道路管理者である中日本高速道路株に防音対策を実施するよう意見書を提出しました。その結果、下り車線については平成 20 年 10 月から防音壁（高さ 7 m）設置工事が開始され、平成 21 年 5 月に完成しました（地図地点③）。また、上り車線についても、平成 21 年 7 月から防音壁（高さ 7 m）設置工事が開始され、平成 22 年 11 月に完成しました（地図地点④）。

しかし、平成 23 年 3 月に防音壁工事延伸に係る要望が寄せられたため、平成 23 年 4 月に中日本高速道路株に防音対策を実施するよう意見書を提出しました。その結果、上り下り車線共に平成 26 年 4 月から防音壁（高さ 7 m）の設置工事が開始され、平成 27 年 3 月に完成しました（地図地点⑤）。

騒音調査結果（桜森地域） (dB)

	昼間	夜間
測定結果（上り車線）	73	72
測定結果（下り車線）	69	69
要請限度	75	70

平成 19 年 8 月には深見西地域の住民からも同様の被害苦情が寄せられ、平成 19 年 11 月に下り車線側で騒音測定を行い、この結果を基に中日本高速道路株に防音対策を

実施するよう意見書を提出しました。その結果、平成 21 年 7 月から下り車線の防音壁（高さ 7 m）設置工事が開始され、平成 22 年 11 月に完成しました（地図地点⑥）。

騒音調査結果（深見西 4 丁目地域） (dB)

	昼間	夜間
測定結果（下り車線）	69	69
要請限度	75	70

また、平成 20 年 1 月には深見地域の別の地区の住民からも被害苦情が寄せられ、平成 20 年 4 月に下り車線側で騒音測定を行い、この結果を基に中日本高速道路㈱に防音対策を実施するよう意見書を提出しました。その結果、平成 23 年 9 月から下り車線の防音壁（高さ 7 m）設置工事が開始され、平成 23 年 12 月に完成しました（地図地点⑦）。

騒音調査結果（深見地域） (dB)

	昼間	夜間
測定結果（下り車線）	72	72
要請限度	75	70

(7) 一般国道 16 号大和バイパスの騒音状況

下鶴間から東名高速道路横浜町田 IC 付近を結ぶ道路で、昭和 51 年 11 月に開通しました。その後、交通量の増加や高層マンション等の建設に伴い、平成 19 年 9 月に道路沿線住民から交通騒音被害苦情が寄せられ、平成 19 年 11 月に下り車線側で騒音調査を行い、この結果を基に道路管理者である国土交通省相武国道事務所に対し、防音対策を実施するよう意見書を提出しました（地図地点⑧）。その結果、平成 23 年 7 月に防音対策の一部として掘割側壁に反射してくる音への対策が行なわれ、バイパスの横浜方面の側壁に、吸音板が設置されました。

騒音調査結果（国道 16 号線） (dB)

	昼間	夜間
測定結果（下り車線）	72	71
要請限度	75	70



一般国道 246 号大和厚木バイパス

①平成 7 年度 防音壁設置地点

②平成 11 年度 防音壁設置地点

東名高速道路

③平成 21 年度 防音壁設置地点

④平成 22 年度 防音壁設置地点

⑤平成 26 年度 防音壁設置地点

⑥平成 22 年度 防音壁設置地点

⑦平成 23 年度 防音壁設置地点

一般国道 16 号

⑧平成 19 年度 改善要望地点

## 第4節 悪 臭

### 1 悪臭の現状

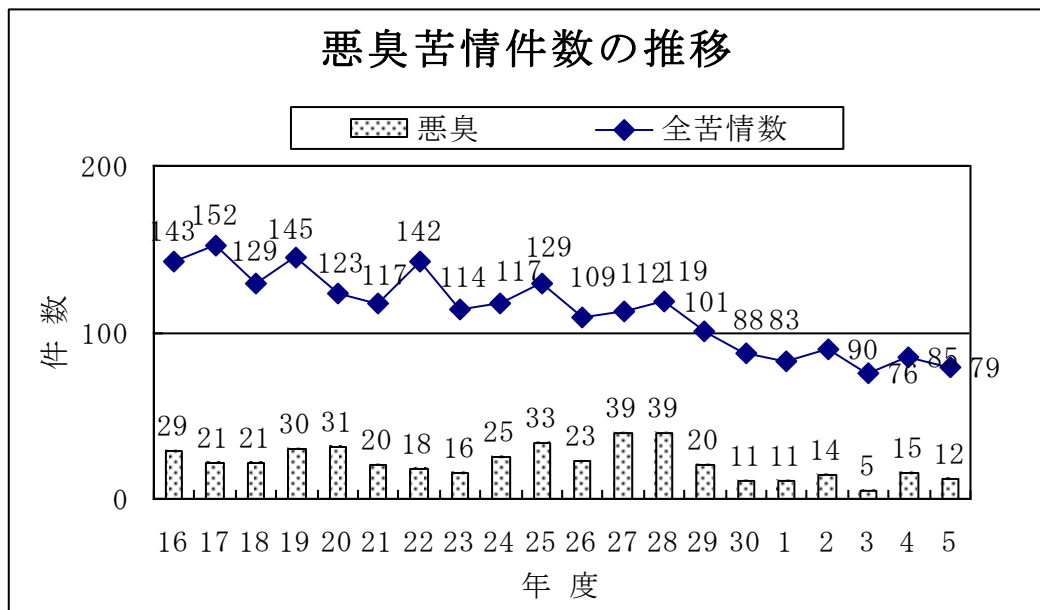
悪臭は、騒音や振動と同様に感覚公害と言われ、多くのにおいのある物質が複合して作用し、人に不快感や嫌悪感を与えることから、その解決に苦慮しています。また、嗅覚は非常に敏感であり、個人の悪臭に対する評価は、生活様式や健康状態などにより異なるため、多種多様の苦情が寄せられています。令和5年度の公害苦情79件のうち主に悪臭に関する苦情は、12件で全体の15.2%でした。

### 2 悪臭の対策

悪臭公害を防止するため悪臭防止法、神奈川県生活環境の保全等に関する条例に基づき指導を実施しています。

悪臭防止法に関して、本市は、平成17年9月まで、悪臭の原因となるアンモニアなど22物質に限定した「特定悪臭物質規制」で対応してきましたが、市街地の店舗等からのさまざまな「におい」による悪臭問題が増加しており、従来の規制方法では対応が困難になってきました。

そこで、本市では、「特定悪臭物質規制」に代えて、人の嗅覚を用いて悪臭を測定し、全ての臭気物質を対象とする「臭気指数規制」を平成17年4月1日告示し、平成17年10月1日から施行し対応しています。「臭気指数規制」導入に伴い、悪臭防止対策に関する指導要綱は平成17年9月30日に廃止しました。



## 第5節 土壌汚染

土壌汚染は、典型7公害のひとつとして、環境基本法に位置づけられています。

土壌が有害物質により汚染されると、汚染された土壌を直接摂取することや、汚染された土壌から有害物質が溶け出した地下水をを飲むこと等により人の健康に影響を及ぼすおそれがあります。

神奈川県は、従来から「神奈川県生活環境の保全等に関する条例」に基づき土壌汚染対策に取り組んできていますが、国は工場跡地等の再開発等に伴う重金属や揮発性有機化合物等による土壌汚染や地下水汚染が顕在化してきていることから、平成15年2月15日に土壌汚染対策について規定した「土壌汚染対策法」を施行しました。

その後、土壌汚染対策法は、平成22年4月1日一部改正施行されました。

また、土壌汚染対策法の一部を改正する法律（平成29年法律第33号。以下「改正法」。）は平成29年5月19日に公布され、平成30年4月1日と平成31年4月1日の二段階に分けて施行されました。

### 1 特定有害物質及び土壌の汚染状態に関する基準（基準値等は第3章資料参照）

土壌汚染対策法では、揮発性有機化合物（トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン等）12物質、重金属類等（カドミウム、水銀等）9物質、農薬類（シマジン、チウラム等）5物質、合計26物質を特定有害物質と定めています。

また、特定有害物質による土壌の汚染状態に関する基準について、地下水摂取などによるリスクからは土壌溶出量基準（全26物質）を設定し、直接摂取によるリスクからは土壌含有量基準（重金属等9物質）を設定しています。

### 2 土壌汚染対策

#### (1) 土壌調査及び区域の指定等について

土壌汚染の状況を把握するためには、汚染の可能性のある土地について一定の契機をとらえて調査を行い、その結果を報告しなければなりません。調査の結果、土壌の汚染状態が基準に適合せず汚染が判明した土地について、土壌汚染対策法では、健康被害が生ずるおそれがある場合は「要措置区域」として、健康被害が生ずるおそれがない場合は「形質変更時要届出区域」として指定・公示します。

また、自主的に調査した土壌調査において土壌汚染が判明した場合、上述の区域に指定を任意に申請することができます（法第14条）。

神奈川県生活環境の保全等に関する条例においても、条例の基準に適合していない場合は公表することになります。

調査のきっかけ

土壌汚染対策法	神奈川県生活環境の保全等に関する条例
<ul style="list-style-type: none"> <li>有害物質使用特定施設を廃止しようとするとき（ただし、事業所が全廃止されるまで調査を猶予することができる）（第3条）</li> <li>一定規模以上の土地の形質の変更が行われる場合（第4条）</li> <li>土壌汚染により健康被害が生ずるおそれがあると市が認めるとき（第5条）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>特定有害物質使用事業所を廃止しようとするとき（第59条）</li> <li>特定有害物質使用地において土地の区画形質を変更しようとするとき（第60条）</li> </ul>

(2) 汚染が判明した土地についての公害防止の措置

汚染が判明した土地については、下表のとおり公害防止措置を講じる必要があります。

公害防止措置

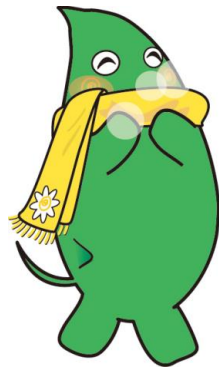
土壌汚染対策法	神奈川県生活環境の保全等に関する条例
<p><b>【要措置区域】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>土地の所有者等は汚染除去等計画を作成し、計画に従った汚染の除去等を実施し報告を行うこと（第7条）</li> <li>土地の形質の変更の原則禁止（第9条）</li> </ul> <p><b>【形質変更要届出区域】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>土地の形質の変更をしようとする者は、届出を行うこと（第12条）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>廃止時調査結果は記録して保存し、土地の譲渡、貸与などの機会にその後の土地の区画形質変更時の資料として引継ぐ（第59条）</li> <li>廃止時調査の結果、汚染が判明している土地の区画形質変更時に、区画形質を変更しようとする事業者が、公害防止計画を策定し履行する（第60条）</li> </ul>

(3) 大和市の土壌汚染

大和市において、令和5年度中に土壌汚染対策法に基づき新たに指定した区域はありませんが、令和5年度末で既に指定されている区域は1件あります。また、神奈川県生活環境の保全等に関する条例に基づく公表は2件あります。これらの情報は市ホームページに掲載されており、変更があり次第、更新しています。

市では、定期的に有害物質使用事業所を立入調査し、土壌汚染の未然防止に努めています。

# 第 3 章 資 料







## 第1節 環境基準と規制基準

基準値等は、令和6年4月1日時点のものです。

[大気汚染に係る環境基準] (大気汚染防止法)

物質	環境基準
二酸化硫黄 (SO <sub>2</sub> )	1時間値の1日平均値が0.04 ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1 ppm以下であること。(S48.5.16 告示)
二酸化窒素 (NO <sub>2</sub> )	1時間値の1日平均値が0.04 ppmから0.06 ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。(S53.7.11 告示)
一酸化炭素 (CO)	1時間値の1日平均値が10 ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20 ppm以下であること。(S48.5.8 告示)
浮遊粒子状物質 (SPM)	1時間値の1日平均値が0.10 mg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1時間値が0.20 mg/m <sup>3</sup> 以下であること。(S48.5.8 告示)
光化学オキシダント	1時間値が0.06 ppm以下であること。(S48.5.8 告示)
ベンゼン	1年平均値が0.003 mg/m <sup>3</sup> 以下であること。(H9.2.4 告示)
トリクロロエチレン	1年平均値が0.13 mg/m <sup>3</sup> 以下であること。(H30.11.19 告示)
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2 mg/m <sup>3</sup> 以下であること。(H9.2.4 告示)
ジクロロメタン	1年平均値が0.15 mg/m <sup>3</sup> 以下であること。(H13.4.20 告示)
微小粒子状物質 (PM <sub>2.5</sub> )	1年平均値が15 µg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1日平均値が35 µg/m <sup>3</sup> 以下であること。(H21.9.9 告示)

[騒音に係る環境基準] (「騒音に係る環境基準について」平成10.9.30 環告64)

・道路に面する地域以外の地域

L<sub>Aeq</sub> (dB)

地域の類型	時間の区分	
	昼間	夜間
AA	50 以下	40 以下
A及びB	55 以下	45 以下
C	60 以下	50 以下

備考 環境基本法では、騒音に係る環境基準の地域類型をあてはめる地域を知事（市長）が指定することになっており、大和市での指定状況は次のとおりである。

（次表以下同じ）

① 地域の類型該当地域（大和市告示第79号（平成30年3月30日））

AA：該当なし（療養施設・社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域）

A：第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、田園住居地域  
（専ら住居の用に供される地域）

B：第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、その他の地域  
（主として住居の用に供される地域）

C：近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

② 時間の区分

昼間：午前6時から午後10時まで

夜間：午後10時から翌日の午前6時まで

・道路に面する地域（この地域には、上表によらず次表の基準値が適用される。）

道路に面する地域の環境基準については、平成12年度から、一定地域内の住居等のうち騒音レベルが環境基準を超過する戸数及び超過する割合により評価（面的評価）することになっている。（「騒音に係る環境基準について」環境庁告示 平成11年4月施行）

地 域 の 区 分	L <sub>Aeq</sub> (dB)	
	時 間 の 区 分	
	昼 間	夜 間
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 以下	55 以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65 以下	60 以下

備考1 車線とは、1縦列の自動車安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。

2 「道路に面する地域」とは、道路騒音が支配的な音源である地域のことである。（「騒音に係る環境基準の改正について」（平成10年9月30日環大企第257号））

- ・幹線交通を担う道路に近接する空間\*（この地域には、特例として次表の基準値が適用される。）

L <sub>Aeq</sub> (dB)	
昼 間	夜 間
70 以下	65 以下

備考 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては 45 dB 以下、夜間にあっては 40 dB 以下）によることができる。

\*「幹線交通を担う道路」とは、高速自動車国道・都市高速道路・一般国道・都道府県道・4車線以上の市町村道のことをいう。「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、次の車線数の区分に応じ道路端からの距離により範囲が特定される。

- ・ 2車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路 15 m
- ・ 2車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路 20 m

〔新幹線鉄道騒音に係る環境基準〕（「新幹線鉄道騒音に係る環境基準について」昭和50.7.29 環告 46）

L <sub>Aeq</sub> (dB)	
地域の類型	基準値
I	70 以下
II	75 以下

備考 環境基準に係る水域及び地域の指定権限の委任に関する政令に基づき新幹線に係る環境基準の類型を当てはめる地域を知事が指定することになっているが、指定の状況は次のとおりである。

- I：第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、田園住居地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、用途地域の定めのない地域
- II：近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域 工業専用地域

・目標達成期間

新幹線鉄道の沿線区域の区分		目 標 達 成 期 間			
		既設新幹線鉄道に係る期間	工事中新幹線鉄道に係る期間	新設新幹線鉄道に係る期間	
a	80 dB 以上の区域	3 年以内	開業時に直ちに	開業時直ちに	
b	75 dB を超え 80 dB 未満の区域	イ	7 年以内		開業時から 3 年以内
		ロ	10 年以内		
c	70 dB を超え 75 dB 以下の区域	10 年以内	開業時から 5 年以内		

[自動車騒音及び道路交通振動の要請限度等]

・騒音規制法に基づく自動車騒音の限度（第 2 条） (dB)

	区 域 の 区 分	時 間 の 区 分	
		昼 間	夜 間
1	a 区域及び b 区域のうち 1 車線を有する道路に面する地域	65	55
2	a 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域	70	65
3	b 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域及び c 区域のうち車線を有する道路に面する区域	75	70

「騒音規制法第 17 条第 1 項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令」（平成 12.3.2 総令 15）

備考 騒音規制法の規定に基づく命令により、区域の区分を市長が定めることになっている。（大和市告示第 79 号（平成 12 年 10 月 31 日））

1 区域の区分

a 区域：第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住

居専用地域、第二種中高層住居専用地域、田園住居地域

b 区域：第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、用途地域の定めのない地域

c 区域：近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

## 2 時間の区分

昼間：午前 6 時から午後 10 時まで

夜間：午後 10 時から翌日の午前 6 時まで

・幹線交通を担う道路に近接する区域に係る限度の特例（第 3 条）

第 2 条にかかわらず、昼間（75 dB）、夜間（70 dB）

- ・ 2 車線以下の車線を有する道路 道路の敷地の境界線から 15 m
- ・ 2 車線を超える車線を有する道路 道路の敷地の境界線から 20 m

・ 振動規制法に基づく道路交通振動の限度 (dB)

区域の区分	時間の区分	
	昼間	夜間
第 1 種区域	65	60
第 2 種区域	70	65

備考 振動規制法施行規則第 12 条（別表第 2）の規定に基づき、区域の区分及び時間の区分を市長が定めるとされているが、その状況は次のとおりである。

（大和市告示第 82 号（平成 12 年 10 月 31 日））

### 1 区域の区分

第 1 種区域：第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、田園住居地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、用途地域の定めのない地域

第 2 種区域：近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

### 2 時間の区分

昼間：午前 8 時から午後 7 時まで

夜間：午後 7 時から翌日の午前 8 時まで

[工場・事業場に係る騒音及び振動の規制基準]

・騒音の規制基準 (大和市告示第 80 号(平成 30. 3. 30)) (dB)

地 域	時 間		
	午前 8 時から 午後 6 時まで	午前 6 時から午前 8 時まで及び午後 6 時 から午後 11 時まで	午後 11 時から 午前 6 時まで
第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域 田園住居地域	50	45	40
第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域 用途地域の定めのない地域	55	50	45
近隣商業地域 商業地域 準工業地域	65	60	50
工業地域	70	65	55

「特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準」(昭和 43. 11. 27 厚・農・通・運告 1)

・振動の規制基準 (大和市告示第 81 号(平成 30. 3. 30)) (dB)

地 域	時 間	
	午前 8 時から 午後 7 時まで	午後 7 時から 午前 8 時まで
第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域 田園住居地域	60	55
第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域 用途地域の定めのない地域	65	55
近隣商業地域 商業地域 準工業地域	65	60
工業地域	70	60

「特定工場等において発生する振動の規制に関する基準」(昭和 51. 11. 10 環告 90)

・飲食店営業騒音規制基準

(dB)

用途地域 \ 時間	午前 6 時から午前 8 時まで	午前 8 時から午後 6 時まで	午後 6 時から午後 11 時まで	午後 11 時から午前 0 時まで	午前 0 時から午前 6 時まで
第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域 田園住居地域	45	50	45	営業時間の制限	
第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域 用途地域の定めのない地域	50	55	50		
近隣商業地域	60	65	60		
商業地域 準工業地域	60	65	60	50	
工業地域	65	70	65	55	

神奈川県生活環境の保全等に関する条例第 32 条（騒音及び振動の防止に関する規制基準）

神奈川県生活環境の保全等に関する条例第 54 条（飲食店における音響機器の使用時間の制限）・第 55 条（飲食店営業に係る営業時間の制限）



## [特定建設作業の種類と規制基準] (騒音規制法、振動規制法)

### ・特定建設作業の種類

#### ◆騒音規制法 (法第 14 条、施行令第 2 条及び別表第 2)

- 1 くい打機 (もんけんを除く。)、くい抜機又はくい打くい抜機 (圧入式くい打くい抜機を除く。) を使用する作業 (くい打機をアースオーガーと併用する作業を除く。)
- 2 びょう打機を使用する作業
- 3 さく岩機を使用する作業 (\*)
- 4 空気圧縮機 (電動機以外の原動機を用いるものであって、その原動機の定格出力が 15 kw 以上のものに限る。) を使用する作業 (さく岩機の動力として使用する作業を除く。)
- 5 コンクリートプラント (混練機の混練容量が 0.45 m<sup>3</sup> 以上のものに限る。) 又はアスファルトプラント (混練機の混練重量が 200 kg 以上のものに限る。) を設けて行う作業 (モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く。)
- 6 バックホウ (一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が 80 kw 以上のものに限る。) を使用する作業
- 7 トラクターショベル (一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が 70 kw 以上のものに限る。) を使用する作業
- 8 ブルドーザー (一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が 40 kw 以上のものに限る。) を使用する作業

#### ◆振動規制法 (法第 14 条、施行令第 2 条別表第 2)

- 1 くい打機 (もんけん及び圧入式くい打機を除く。)、くい抜機 (油圧式くい抜機を除く。) 又はくい打くい抜機 (圧入式くい打くい抜機を除く。) を使用する作業
- 2 鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業
- 3 舗装版破碎機を使用する作業 (\*)
- 4 ブレーカー (手持式のものを除く。) を使用する作業 (\*)

(\*) 作業地点が連続的に移動する作業にあつては、一日における当該作業に係る二地点間の最大距離が 50 m を超えない作業に限る。

・特定建設作業にともなって発生する騒音・振動の規制に関する基準

規制種別	規制基準		
	区域の区分	騒音規制法	振動規制法
基準値	1号、2号	85 dB	75 dB
作業時間	1号	午後7時～午前7時の時間内でないこと	
	2号	午後10時～午前6時の時間内でないこと	
一日あたりの作業時間	1号	10時間/日を超えないこと	
	2号	14時間/日を超えないこと	
作業日数	1号、2号	連続6日を超えないこと	
作業日	1号、2号	日曜日その他の休日ではないこと	

(注) 基準値は、特定建設作業の場所の敷地の境界線での値

・区域の区分

1号区域	第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、田園住居地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、用途地域として定められていない地域、工業地域のうち学校、病院等の周囲おおむね80 m以内の区域
2号区域	工業地域のうち学校、病院等の周囲おおむね80 m以外の区域

\* 「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」(昭和43.11.27 厚・建告1)

\* 振動規制法施行規則第11条及び別表第1

[水質汚濁に係る環境基準] (「水質汚濁に係る環境基準について」昭和 46. 12. 28 環告 59)

・人の健康の保護に関する環境基準

項 目	基 準 値
カドミウム	0.003 mg/L 以下
全シアン	検出されないこと
鉛	0.01 mg/L 以下
六価クロム	0.02 mg/L 以下
砒素	0.01 mg/L 以下
総水銀	0.0005 mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと
ポリ塩化ビフェニル	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02 mg/L 以下
四塩化炭素	0.002 mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L 以下
チウラム	0.006 mg/L 以下
シマジン	0.003 mg/L 以下
チオベンカルブ	0.02 mg/L 以下
ベンゼン	0.01 mg/L 以下
セレン	0.01 mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L 以下
ふっ素	0.8 mg/L 以下
ほう素	1 mg/L 以下
1,4-ジオキサン	0.05 mg/L 以下

- 備考
- 1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
  - 2 「検出されないこと」とは、定められた測定方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

・生活環境の保全に関する環境基準

1 河川（湖沼を除く）

ア

項目 類型	利用目的の 適応性	基準値				
		水素イオン 濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数
AA	水道1級 自然環境保全及び A以下の欄に掲げ るもの	6.5 以上 8.5 以下	1 mg/L 以下	25 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	20 CFU/ 100ml 以下
A	水道2級 水産1級 水浴及びB以下の 欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	2 mg/L 以下	25 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	300 CFU/ 100ml 以下
B	水道3級 水産2級 及びC以下の欄に 掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3 mg/L 以下	25 mg/L 以下	5 mg/L 以上	1,000 CFU/ 100ml 以下
C	水産3級 工業用水1級及び D以下の欄に掲げ るもの	6.5 以上 8.5 以下	5 mg/L 以下	50 mg/L 以下	5 mg/L 以上	—
D	工業用水2級 農業用水及びEの 欄に掲げるもの	6.0 以上 8.5 以下	8 mg/L 以下	100 mg/L 以下	2 mg/L 以上	—
E	工業用水3級 環境保全	6.0 以上 8.5 以下	10 mg/L 以下	ごみ等の浮 遊が認めら れないこと	2 mg/L 以上	—

・該当水域：水域類型ごとに指定する水域 ・大腸菌群数から大腸菌数に変更。(R4.4.1)

・基準値は、日間平均値とする。ただし、大腸菌数は90%水質値のデータ値とする。

(注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

水道2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

3 水産1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水

産 3 級の水産生物用

水産 2 級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産 3 級の  
水産生物用

水産 3 級：コイ、フナ等、 $\beta$  - 中腐水性水域の水産生物用

- 4 工業用水 1 級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの  
工業用水 2 級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの  
工業用水 3 級：特殊の浄水操作を行うもの
- 5 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む）において不快感を生じない  
限度

イ

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値			該当水域
		全亜鉛	ノニルフェ ノール	L A S*	
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/L 以下	0.001 mg/L 以下	0.03 mg/L 以下	水域類型ごとに指定する水域
生物特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/L 以下	0.0006 mg/L 以下	0.02 mg/L 以下	
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/L 以下	0.002 mg/L 以下	0.05 mg/L 以下	
生物特 B	生物 A 又は生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/L 以下	0.002 mg/L 以下	0.04 mg/L 以下	

\*L A S：直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩

・基準値は、年間平均値とする。

[地下水水質環境基準] (「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」平成 9. 3. 13 環告 10)

項 目	基 準 値
カドミウム	0.003 mg/L 以下
全シアン	検出されないこと
鉛	0.01 mg/L 以下
六価クロム	0.02 mg/L 以下
砒素	0.01 mg/L 以下
総水銀	0.0005 mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと
P C B	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02 mg/L 以下
四塩化炭素	0.002 mg/L 以下
クロロエチレン	0.002 mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L 以下
1,2-ジクロロエチレン (シス+トランス合計値)	0.04 mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L 以下
チウラム	0.006 mg/L 以下
シマジン	0.003 mg/L 以下
チオベンカルブ	0.02 mg/L 以下
ベンゼン	0.01 mg/L 以下
セレン	0.01 mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L 以下
ふっ素	0.8 mg/L 以下
ほう素	1 mg/L 以下
1,4-ジオキサン	0.05 mg/L 以下

[水質汚濁に係る人の健康の保護に関する要監視項目及びその指針値] (平成 21. 11. 30)

・公共用水域

項 目	指 針 値
クロロホルム	0.06mg/L 以下
トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下
1,2-ジクロロプロパン	0.06mg/L 以下
p-ジクロロベンゼン	0.2mg/L 以下
イソキサチオン	0.008mg/L 以下
ダイアジノン	0.005mg/L 以下
フェニトロチオン (MEP)	0.003mg/L 以下
イソプロチオラン	0.04mg/L 以下
オキシ銅 (有機銅)	0.04mg/L 以下
クロロタロニル (TPN)	0.05mg/L 以下
プロピザミド	0.008mg/L 以下
E P N	0.006mg/L 以下
ジクロルボス (DDVP)	0.008mg/L 以下
フェノブカルブ (BPMC)	0.03mg/L 以下
イプロベンホス (IBP)	0.008mg/L 以下
クロルニトロフェン (CNP)	—
トルエン	0.6mg/L 以下
キシレン	0.4mg/L 以下
フタル酸ジエチルヘキシル	0.06mg/L 以下
ニッケル	—
モリブデン	0.07mg/L 以下
アンチモン	0.02mg/L 以下
塩化ビニルモノマー	0.002mg/L 以下
エピクロロヒドリン	0.0004mg/L 以下
全マンガン	0.2mg/L 以下
ウラン	0.002mg/L 以下
ペルフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS) 及びペルフルオロオクタン酸 (PFOA)	0.00005mg/L 以下 (暫定)*

\*PFOS 及び PFOA の指針値 (暫定) については、PFOS 及び PFOA の合計値とする。

・地下水

項 目	指 針 値
クロロホルム	0.06mg/L 以下
1,2-ジクロロプロパン	0.06mg/L 以下
p-ジクロロベンゼン	0.2mg/L 以下
イソキサチオン	0.008mg/L 以下
ダイアジノン	0.005mg/L 以下
フェニトロチオン(MEP)	0.003mg/L 以下
イソプロチオラン	0.04mg/L 以下
オキシ銅(有機銅)	0.04mg/L 以下
クロロタロニル(TPN)	0.05mg/L 以下
プロピザミド	0.008mg/L 以下
E P N	0.006mg/L 以下
ジクロルボス(DDVP)	0.008mg/L 以下
フェノブカルブ(BPMC)	0.03mg/L 以下
イプロベンホス(IBP)	0.008mg/L 以下
クロルニトロフェン(CNP)	—
トルエン	0.6mg/L 以下
キシレン	0.4mg/L 以下
フタル酸ジエチルヘキシル	0.06mg/L 以下
ニッケル	—
モリブデン	0.07mg/L 以下
アンチモン	0.02mg/L 以下
エピクロロヒドリン	0.0004mg/L 以下
全マンガン	0.2mg/L 以下
ウラン	0.002mg/L 以下
ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS) 及びペルフルオロオクタン酸(PFOA)	0.00005mg/L 以下(暫定)*

\*PFOS 及び PFOA の指針値（暫定）については、PFOS 及び PFOA の合計値とする。



【土壌の汚染に係る環境基準】（「土壌の汚染に係る環境基準について」平成 3. 8. 23 環告 46）

項 目	環 境 上 の 条 件
カドミウム	検液 1 L につき 0.003 mg 以下であり、かつ農用地において、米 1 kg につき 0.4 mg 以下であること
全シアン	検液中に検出されないこと
有機燐*	検液中に検出されないこと
鉛	検液 1 L につき 0.01 mg 以下であること
六価クロム	検液 1 L につき 0.05 mg 以下であること
砒素	検液 1 L につき 0.01 mg 以下であり、かつ農用地（田に限る）においては、土壌 1 kg につき 15 mg 未満であること
総水銀	検液 1 L につき 0.0005 mg 以下であること
アルキル水銀	検液中に検出されないこと
ポリ塩化ビフェニル	検液中に検出されないこと
銅	農用地(田に限る)において、土壌 1 kg につき 125 mg 未満であること
ジクロロメタン	検液 1 L につき 0.02 mg 以下であること
四塩化炭素	検液 1 L につき 0.002 mg 以下であること
クロロエチレン	検液 1 L につき 0.002 mg 以下であること
1,2-ジクロロエタン	検液 1 L につき 0.004 mg 以下であること
1,1-ジクロロエチレン	検液 1 L につき 0.1 mg 以下であること
1,2-ジクロロエチレン	検液 1 L につき 0.04 mg 以下であること
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1 L につき 1 mg 以下であること
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1 L につき 0.006 mg 以下であること
トリクロロエチレン	検液 1 L につき 0.01 mg 以下であること
テトラクロロエチレン	検液 1 L につき 0.01 mg 以下であること
1,3-ジクロロプロペン	検液 1 L につき 0.002 mg 以下であること
チウラム	検液 1 L につき 0.006 mg 以下であること
シマジン	検液 1 L につき 0.003 mg 以下であること
チオベンカルブ	検液 1 L につき 0.02 mg 以下であること
ベンゼン	検液 1 L につき 0.01 mg 以下であること
セレン	検液 1 L につき 0.01 mg 以下であること
ふっ素	検液 1 L につき 0.8mg 以下であること
ほう素	検液 1 L につき 1 mg 以下であること
1,4-ジオキサソ	検液 1 L につき 0.05 mg 以下であること

\*有機燐とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びE P Nをいう。

[土壌汚染対策法の有害物質と基準] (「土壌汚染対策法施行規則」平成 14. 12. 26 環令 29)

特定有害物質 (法第 2 条)	指 定 基 準 (法第 6 条)	
	<直接摂取によるリスク> 土壌含有量基準	<地下水等の摂取によるリスク> 土壌溶出量基準
四塩化炭素	/	検液 1 L につき 0.002 mg 以下であること
クロロエチレン		検液 1 L につき 0.002 mg 以下であること
1,2-ジクロロエタン		検液 1 L につき 0.004 mg 以下であること
1,1-ジクロロエチレン		検液 1 L につき 0.1 mg 以下であること
1,2-ジクロロエチレン		検液 1 L につき 0.04 mg 以下であること
1,3-ジクロロプロペン		検液 1 L につき 0.002 mg 以下であること
ジクロロメタン		検液 1 L につき 0.02 mg 以下であること
テトラクロロエチレン		検液 1 L につき 0.01 mg 以下であること
1,1,1-トリクロロエタン		検液 1 L につき 1 mg 以下であること
1,1,2-トリクロロエタン		検液 1 L につき 0.006 mg 以下であること
トリクロロエチレン		検液 1 L につき 0.01 mg 以下であること
ベンゼン		検液 1 L につき 0.01 mg 以下であること
カドミウム及びその化合物		土壌 1 kg につき 45 mg 以下であること
六価クロム化合物	土壌 1 kg につき 250 mg 以下であること	検液 1 L につき六価クロム 0.05 mg 以下であること
シアン化合物	遊離シアンとして土壌 1 kg につき 50 mg 以下であること	検液中にシアンが検出されないこと
水銀及びその化合物 うちアルキル水銀	土壌 1 kg につき 15 mg 以下であること	検液 1 L につき水銀 0.0005 mg 以下であること アルキル水銀が検液中に検出されないこと
セレン及びその化合物	土壌 1 kg につき 150 mg 以下であること	検液 1 L につきセレン 0.01 mg 以下であること
鉛及びその化合物	土壌 1 kg につき 150 mg 以下であること	検液 1 L につき鉛 0.01 mg 以下であること
砒素及びその化合物	土壌 1 kg につき 150 mg 以下であること	検液 1 L につき砒素 0.01 mg 以下であること
ふっ素及びその化合物	土壌 1 kg につき 4000 mg 以下であること	検液 1 L につきふっ素 0.8 mg 以下であること
ほう素及びその化合物	土壌 1 kg につき 4000 mg 以下であること	検液 1 L につきほう素 1 mg 以下であること
シマジン	/	検液 1 L につき 0.003 mg 以下であること
チウラム		検液 1 L につき 0.006 mg 以下であること
チオベンカルブ		検液 1 L につき 0.02 mg 以下であること
ポリ塩化ビフェニル		検液中に検出されないこと
有機りん化合物		検液中に検出されないこと

[ダイオキシン類による、大気汚染、水質汚濁及び土壌汚染に係る環境基準]

(平成 11. 12. 27 環告 68)

大 気	0.6 pg-TEQ/m <sup>3</sup> 以下
水 質 (水底の底質を除く。)	1 pg-TEQ/L 以下
土 壌	1,000 pg-TEQ/g 以下
水底の底質	150 pg-TEQ/g 以下

- 備考 1 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。
- 2 大気及び水質（水底の底質を除く。）の基準値は、年間平均値とする。
- 3 土壌にあっては、環境基準が達成されている場合であって、土壌中のダイオキシン類の量が 250 pg-TEQ/g 以上の場合には、必要な調査を実施することとする。

[臭気指数規制の規制基準] (大和市告示第 82 号 (平成 30. 3. 30))

・規制地域

農地や農業関連施設のための区域として指定された農業振興地域を除いた市内全域

・規制対象

規制対象地域内にある全ての工場・その他の事業場

・規制を行う際の悪臭の評価方法

○臭気指数による方法

臭気指数とは、臭気の強さを表す数値で、嗅覚測定法により正常な嗅覚をもっていると判断された被検者（パネル）が嗅いで、においのついた空気や水をにおいが感じられなくなるまで無臭空気（水の場合は無臭水）で薄めたときの希釈倍数（臭気濃度）を求め、その常用対数値に 10 を乗じた数値である。臭気指数の算出式は以下のとおり。

$$\text{臭気指数} = 10 \times \text{Log} (\text{臭気濃度})$$

例) 臭気を 10 倍に希釈したときに大部分の人がにおいを感じなくなった場合の臭気濃度は 10 で、その臭気指数は 10 となる。また、臭気を 100 倍に希釈したときに大部分の人がにおいを感じなくなった場合の臭気濃度は 100 ( $=10^2$ ) で、その臭気指数は 20 となる。

・規制基準の地域区分

1 種地域（住居系地域）

第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、田園住居地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域

2 種地域（商業系地域、工業系地域及びその他の地域）

近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及びその他の地域（市街化調整区域）

・規制基準について

①敷地境界線上における規制基準（1号規制基準）

1 種地域：臭気指数 10

2 種地域：臭気指数 15

②気体排出口における規制基準（2号規制基準）

悪臭防止法施行規則第 6 条の 2 に定める方法により算出した臭気指数又は臭気強度

※気体排出口の規制基準値は、排出口の実高さ（15 m）により、算出方法が異なる。

「15 m 以上の施設」は、規則第 6 条の 2 第 1 項第 1 号で算出（臭気排出強度）

「15 m 未満の施設」は、規則第 6 条の 2 第 1 項第 2 号で算出（臭気指数）

③排水水における規制基準（3号規制基準）

悪臭防止法施行規則第 6 条の 3 に定める方法により算出した臭気指数

1 種地域：臭気指数 26

2 種地域：臭気指数 31

### [神奈川県生活環境の保全等に関する条例による規制]

神奈川県生活環境の保全等に関する条例による規制は、次のとおり設備基準などを定めている。

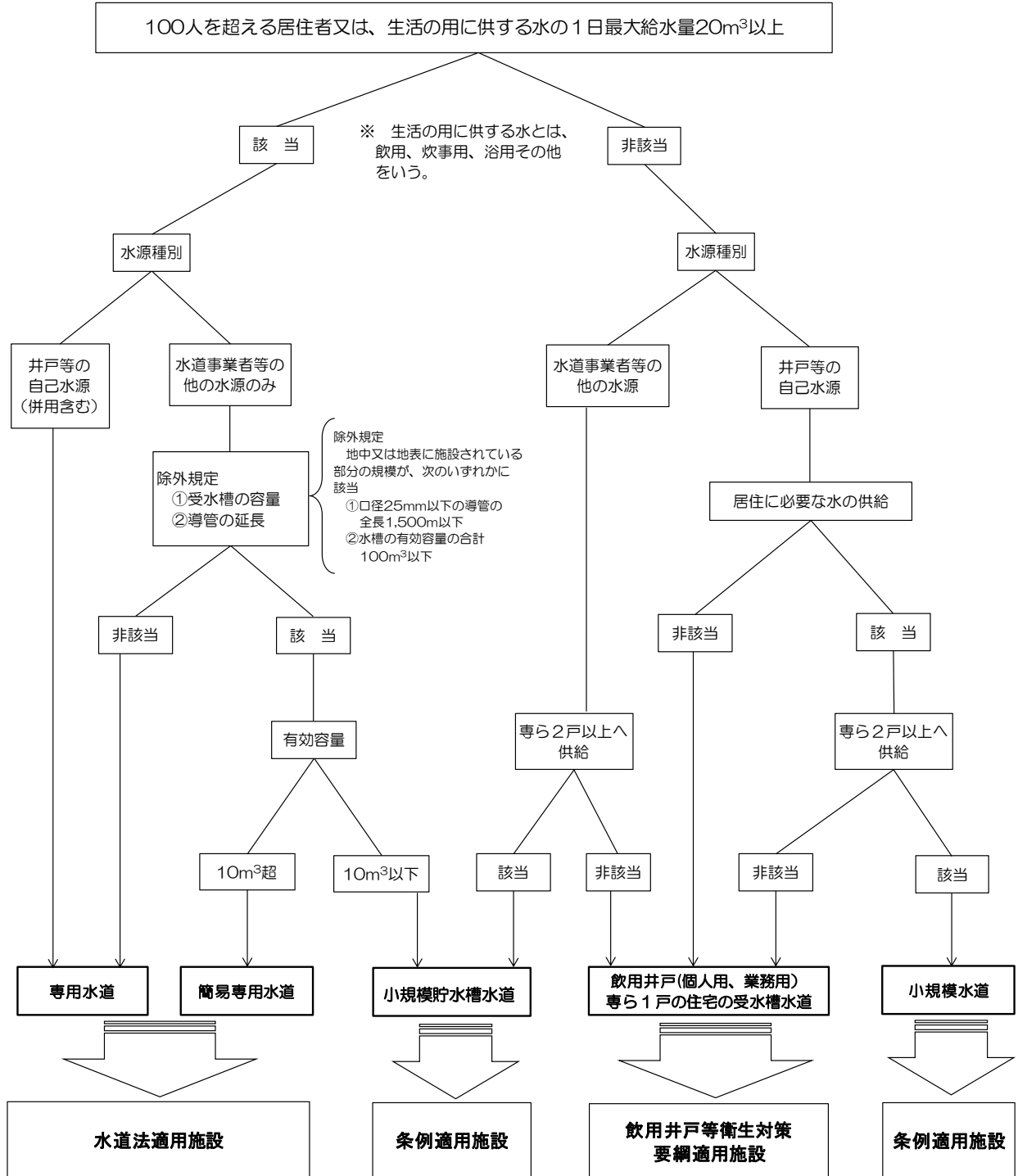
#### 悪臭に関する規制基準

事業所において排出する悪臭に関する規制基準は、次に掲げる措置を講ずることによるものとする。

- 1 悪臭を発生する作業は、周囲の状況等から支障がないと認められる場合を除き、建物内で行うこと。
- 2 悪臭を発生する作業を行う建物は、悪臭の漏れにくい構造とすること。
- 3 悪臭を著しく発生する作業は、外部に悪臭の漏れることのないように吸着設備、洗浄設備、燃焼設備その他の脱臭設備を設置すること。
- 4 悪臭を発生する作業は、事業所の敷地のうち、可能な限り周辺に影響を及ぼさない位置を選んで行うこと。
- 5 悪臭を発生する原材料、製品等は、悪臭の漏れにくい容器に収納し、カバーで覆う等の措置を講ずるとともに、周囲の状況等から支障がないと認められる場合を除き、建物内に保管すること。

備考 神奈川県生活環境の保全等に関する条例第 25 条第 1 項及び同施行規則第 30 条第 7 項（別表第 8）

[水道関係規制対象施設判別フロー図]



[水道水質基準 (51 項目)]

水質基準に関する省令(平成 15 年 5 月 30 日厚生労働省令第 101 号)より

項 目	水質基準値	項目の説明	井戸水検査の目安			
一般細菌	100個/mL以下	健康	(11項目) 基本的な項目として、1年に1回以上定期的な水質検査が必要な項目です。			
大腸菌	検出されないこと			細菌		
亜硝酸態窒素	0.04mg/L以下	健康		(11項目) 基本的な項目として、1年に1回以上定期的な水質検査が必要な項目です。		
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L以下				非金属	
塩化物イオン	200mg/L以下	性状			(11項目) 基本的な項目として、1年に1回以上定期的な水質検査が必要な項目です。	
有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3mg/L以下					一般性状
pH値	5.8以上8.6以下					
味	異常でないこと					
臭気	異常でないこと					
色度	5度以下					
濁度	2度以下					
鉛及びその化合物	0.01mg/L以下	健康	(8項目) 県内の井戸水において基準に適合しない例があります。人の健康に影響を及ぼすおそれがある項目であり、周辺地域の状況を考慮して、できるだけ水質検査を行うことが望ましい項目です。			
ヒ素及びその化合物	0.01mg/L以下			金属		
四塩化炭素	0.002mg/L以下					
シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下			揮発性有機化合物		
ジクロロメタン	0.02mg/L以下					
テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下					
トリクロロエチレン	0.01mg/L以下					
ベンゼン	0.01mg/L以下					
カドミウム及びその化合物	0.003mg/L以下		健康		(21項目) 過去にこれらの項目について検査を行っていない井戸では、水質検査を行うことが望ましい項目です。	
水銀及びその化合物	0.0005mg/L以下			金属		
セレン及びその化合物	0.01mg/L以下					
六価クロム化合物	0.02mg/L以下					
ホウ素及びその化合物	1.0mg/L以下	非金属				
シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/L以下					
フッ素及びその化合物	0.8mg/L以下	有機化合物				
1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下					
亜鉛及びその化合物	1.0mg/L以下	性状		(21項目) 過去にこれらの項目について検査を行っていない井戸では、水質検査を行うことが望ましい項目です。		
アルミニウム及びその化合物	0.2mg/L以下					金属
鉄及びその化合物	0.3mg/L以下					
銅及びその化合物	1.0mg/L以下					
ナトリウム及びその化合物	200mg/L以下					
マンガン及びその化合物	0.05mg/L以下					
カルシウム・マグネシウム等(硬度)	300mg/L以下		一般性状			
蒸発残留物	500mg/L以下					
陰イオン界面活性剤	0.2mg/L以下				界面活性剤	
非イオン界面活性剤	0.02mg/L以下					
フェノール類	0.005mg/L以下	有機化合物				
ジェオスミン	0.00001mg/L以下					
2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/L以下					
塩素酸	0.6mg/L以下	健康	(11項目) 塩素消毒後の水で水質検査を行うことが望ましい項目です。			
クロロ酢酸	0.02mg/L以下			消毒副生成物(塩素消毒によって増える物質)		
クロロホルム	0.06mg/L以下					
ジクロロ酢酸	0.03mg/L以下					
ジブromクロロメタン	0.1mg/L以下					
臭素酸	0.01mg/L以下					
総トリハロメタン	0.1mg/L以下					
トリクロロ酢酸	0.03mg/L以下					
ブromジクロロメタン	0.03mg/L以下					
ブromホルム	0.09mg/L以下					
ホルムアルデヒド	0.08mg/L以下					

## 第2節 用語説明

### (あ 行)

#### 亜鉛 (Zn)

亜鉛は生体の必須微量元素であり、毒性はきわめて低いと考えられているが、多量の亜鉛を継続的に摂取することで、銅の吸収阻害による銅欠乏が起こり、貧血、胃の不快感などを生じることがある。

#### アルキル水銀

メチル水銀などの有機水銀で、水俣病の原因物質とされている。中毒になると、歩行失調や言語障害、視野狭さくなどの中枢神経障害などを起こして死亡する場合もある。

#### アンモニア (NH<sub>3</sub>)

皮膚や目に触れると損傷を引き起こす。吸入によって喘息や呼吸困難を引き起こす可能性のある有害物質。

#### 硫黄酸化物 (SO<sub>x</sub>)

燃料中の硫黄が酸素と結合して発生する。かつては気管支ぜんそくの原因として大気汚染の主成分であったが、総量規制と燃料の脱硫技術の進歩によって大きく改善された。二酸化硫黄 (SO<sub>2</sub>) は亜硫酸ガスと呼ばれている。

#### 石綿

アスベストとも呼ばれる繊維状の鉱物をもみほぐしたもので、建物の断熱材、自動車のブレーキライニングなど広い用途に使用されていた。吸入すると肺に蓄積し、肺がんを起こす可能性がある。

#### 一酸化炭素 (CO)

炭素、炭化水素などが不完全燃焼すると発生する無色無臭の気体で、人体に極めて有毒である。血液中のヘモグロビンと結合し酸素の供給を阻害するため、ひどいときは窒息を引き起こし、死亡する場合もある。発生源は自動車排ガスが主である。

#### 一酸化窒素 (NO)

酸化窒素ともいい、無色の気体で液化しにくく空気よりやや重く、空気又は酸素に触れると直ちに赤褐色の二酸化窒素 (NO<sub>2</sub>) に変わる。吸入すると数分で中枢神経の症状や意識喪失を起こさせるため有毒である。



### 塩化物イオン (Cl<sup>-</sup>)

無害であり、規制されていない。内陸部の河川水では生活排水中の特にし尿が発生源となることから、汚染の一つの指標となり、また河川水の組成の推定に役立つことができる。

### オゾン (O<sub>3</sub>)

オゾン層は太陽からの紫外線を吸収することによって地表を保護するが、オゾンは光化学スモッグの原因ともなる。強い酸化力はプールの滅菌などに利用されている。

## (か 行)

### 合併処理浄化槽

し尿浄化槽の一つの形であり、し尿だけを浄化するものを単独処理浄化槽というのに対して、し尿とその他の生活排水を一緒に処理する浄化槽をいう。

### カドミウム (Cd)

メッキ工場や電気機器工場などで多く使用される。イタイイタイ病の原因となった物質で、人体に入るとリン酸、カルシウムなど人体に必要な物質が失われ、骨に影響を及ぼす。

### 簡易専用水道

県営水道から給水を受ける水のみを水源とし、水道施設の受水槽の有効容量が 10m<sup>3</sup>を超えるもの（一戸建て住宅は除く）。

### 環境基準

大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染及び騒音に係る環境上の条件についてそれぞれ人の健康を保護し、生活環境を保護する上で維持されることが望ましい基準。環境基準は行政上の目標基準であり、直接に工場等を規制するための規制基準とは異なる。

### クロム (Cr)

空気及び湿気に対しては極めて安定で、硬い金属であるので今日では日用品、装飾品を始めとして広くメッキに利用されている。クロム化合物のうち、三価クロム化合物の毒性はほとんど無視できるが、六価クロム化合物であるクロム酸、重クロム酸等は、皮膚、粘膜の腐食性が強い。

### 光化学スモッグ

自動車や工場などから排出される窒素酸化物や揮発性有機化合物が、太陽光線による化学反応により汚染物質となって発生する。光化学スモッグは、夏の日ざしが強くて風の弱

い日に特に発生しやすく、その影響は、目がチカチカする、のどが痛くなるという人体影響のほか、植物にある種の症状を与えるなど広範囲にわたる。

## (さ 行)

### シアン (CN)

シアン化カリウム、シアン化ナトリウム、シアン化金といったシアン化合物として金属の焼き入れ、メッキ等に利用される。特にシアン化カリウムは、青酸カリと呼ばれ、猛毒として有名である。

### 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素

水中に含まれる硝酸イオン中の窒素と亜硝酸イオン中の窒素の合計量であり、窒素肥料、腐敗した動植物、家庭排水、下水などに由来する。腸内の細菌と反応し、幼児のメトヘモグロビン血症の原因となる。

### COD (化学的酸素要求量) (Chemical Oxygen Demand の略)

海中や河川の汚れの度合いを示す数値で、水中の有機物など汚染源となる物質を過マンガン酸カリウム等の酸化剤で酸化するとき消費される酸素量をmg/L で表したものであり、数値が高いほど水中の汚染物質の量も多いことを示している。

### 重金属

化学的には比重が 4 以上の金属の総称で、人体に吸収すると、体内に蓄積され、様々な障害をおこすため、水質・大気とも厳しく規制されている。

### 小規模水道

専用水道以外の水道施設であり、次のいずれかに該当するもの

- 井戸水を水源とするもの
- 居住に必要な水として使用するもの（一戸建て住宅は除く）

### 小規模貯水槽水道

県営水道から給水を受ける水のみを水源とし、水道施設の受水槽の有効容量が 10m<sup>3</sup> 以下のもの（一戸建て住宅は除く）

### 水銀 (Hg)

常温で唯一の液体の金属である。湿った空気中で酸化物になりやすく、有毒である。神

経系をおかし、手足のふるえを起こしたり、言語障害、食欲不振、聴力、視力の減退をもたらす。

### 総水銀 (T-Hg)

水銀による汚染状況を示す測定項目の名称である。検体に含まれる水銀又は水銀化合物の両者を合わせて、金属水銀の量としていくらかを分析したものを総水銀値 (量) としている。

### 専用水道

居住人口が 100 人を超える水道施設又は生活の用に供する水の 1 日最大給水量が 20m<sup>3</sup> を超える水道施設であり、次のいずれかに該当するもの

- 井戸水を水源とするもの (県営水道との併用を含む)
- 県営水道から給水を受ける水のみを水源とし、次のいずれかに該当するもの
  - ・地中又は地表にある口径 25mm 以上の導管の全長が 1500m を超えるもの
  - ・地中又は地表にある受水槽の有効容量が 100 m<sup>3</sup> を超えるもの

## (た 行)

### 大腸菌数

大腸菌は温血動物 (哺乳類や鳥類) の腸管内に常在する通性嫌気性細菌である。水域にふん便汚染がある場合、同時に赤痢菌、疫痢菌、チフス菌等の病原菌が存在する可能性があるため、公衆衛生上の問題となる。このように人の健康を阻害するおそれがあるため、令和 4 年 4 月より水質環境基準が設定されている。

### 大腸菌群数

大腸菌や、大腸菌とよく似た性質を持った菌の総称。水の汚濁、特に人畜の排泄物による汚染を知る尺度として知られ、大腸菌群数が多いと消化器系の病原菌等によって汚染されている可能性が高いことを表しているため、水質環境基準が設定されていた。しかし、よりの確にふん便汚染を捉えることができる大腸菌数に改正された。

なお、水質汚濁防止法の排水基準では、引き続き令和 7 年 3 月末まで同項目が規制対象となる。

### 窒素酸化物 (NO<sub>x</sub>)

一酸化窒素 (NO)、二酸化窒素 (NO<sub>2</sub>) 等の総称であり、燃料中の窒素分の他、空気中の窒素が燃焼時に酸素と結合して発生する。発生源は工場や自動車、ビルや家庭の暖房等である。

## 電気伝導率

物質中における電気伝導のしやすさを表す。純水はほとんど電気を通さないが、水の中に溶け込んだ物質が多いほど電気を通しやすくなる。汚染物質でも、水の中で電気を通す性質がなければ電気伝導率はあまり変化しないので必ずしも水の汚れと電気伝導率の高さは一致しないが、簡単に測定できるので環境を調べるときなどによく用いられる水質の指標である。

## 銅 (Cu)

銅自身にはほとんど毒性がないか、あるいは極めて少ない。しかし、銅粉末を生ずる作業を行うときの最高許容濃度は、1 ppm とされ、極めて高濃度の銅粉により気道刺激が起こり、発汗、歯ぐきの着色を起こすことが報告されているが、慢性中毒になるかどうかは疑問とされている。また、化合物についてはあまり問題は起こっていない。

汚染源としては、自然界の岩石からの溶出、メッキ工場、金属加工工場、化学工場、非鉄金属精練所等からの鉱山排水、工場排水、農薬（ボルドー等）などがある。

## (な 行)

## 鉛 (Pb)

鉛及び鉛化合物は有害物質として古くから知られている。他の重金属と同じく原形質毒で造血機能を営む骨髄神経を害し、貧血、血液変化、神経障害、胃腸障害、身体の衰弱を起こし強度の中毒では死亡する。金属鉛は常温では蒸発しないが、粉じんとして吸入し、あるいは、経口的に摂取する恐れがある。

## 二酸化硫黄 (SO<sub>2</sub>)

燃料中の硫黄分が燃焼により酸化され、SO<sub>2</sub>として排出される。無色、刺激臭のある気体で、粘膜質、特に気道に対する刺激作用が重視されている。

## 二酸化炭素 (CO<sub>2</sub>)

空気中に1万分の3存在し、天然ガス、鉱泉中にも含まれることが多い。工業的には石灰石を強熱して石灰とともに得るか、または石灰を燃やして出るガスを炭酸塩溶液に吸収させて、炭酸水素塩をつくり、これを熱して生成する。普通の状態では無色無臭の気体である。

## 二酸化窒素 (NO<sub>2</sub>)

一酸化窒素 (NO) とその2分の1体積の酸素との作用、あるいは硝酸鉛又は硝酸銅の個体を熱すると発生する。赤褐色、刺激性ガスとして最も特色がある。水に溶解しにくい

ので肺深部に達ししかも吸収時の苦痛があまり激しくないため、はなはだ危険で、急性中毒死の例が多く、作用は遅発性で高濃度ガス吸収後数時間以上経過して突然強い症状が現われる。二酸化窒素による障害は一般に一過性であり、慢性中毒の有無についてはまだ明らかでない。

### ニッケル (Ni)

鉄よりも酸化されにくいいため、メッキ、貨幣、装飾具、食器等日常生活に広く用いられているがニッケル製品と常時接触している皮膚は皮膚炎を起こし、金属自身にも発がん性があるという報告もある。ニッケル鍍金、電解工場などで可溶性ニッケル塩を常時取り扱っていると皮膚炎を生じる。

### ノルマルヘキサン抽出物質 (油分等)

ノルマルヘキサン抽出物質とは、主として排水中に含まれる比較的揮発しにくい炭化水素、炭化水素誘導体、グリース油状物質等を総称している。通常「油分」といわれており、鉱油及び動植物油等の油分の量を表す指標として使用されている。

## (は 行)

### 砒素 (As)

砒素は、自然界では鶏冠石 ( $As_4S_4$ )、雄黄 ( $As_2S_3$ ) 等の硫化物として存在している。農薬製造ガラス工業などの工場排水に含まれる場合があり、温泉排水にも含有されている。中毒になると、発熱、嘔吐、下痢などの症状が起きる。

### PCB (ポリ塩化ビフェニル) (Poly chlorinated biphenyls の略)

PCBは、不燃性で化学的にも安定であり、熱安定性にも優れた物質でその使用範囲は、絶縁油潤滑油、ノーカーボン紙、インク等多数であった。カネミ油症事件の原因物質で、新しい環境汚染、物質として注目され、大きな社会問題となったため、現在、製造は中止されている。

### PFAS (パーファス) (Per- and PolyFluoroAlkyl Substances の略)

有機フッ素化合物のうち、ペルフルオロアルキル化合物及びポリフルオロアルキル化合物を総称して「PFAS」と呼び、1万種類以上の物質があるとされている。「PFOS」、「PFOA」及び「PFHxS」はすべて「PFAS」のグループに含まれる。

### PFOS (パーフォス) (Per Fluoro Octane Sulfonic acid の略)・PFOA (パーフォア) (Per Fluoro Octanoic Acid の略)

PFOS・PFOAは有機フッ素化合物である。水や油をはじく、熱に強い、薬品に強

い、光を吸収しない等の独特の性質を持ち、撥水剤、表面処理剤、乳化剤、消火剤、コーティング剤等に用いられていた。環境中で分解されにくく、近年、環境残留性や蓄積性、長期毒性の疑いなどから国際的に製造等が禁止されている。

#### **P F H x S (ピーエフヘキサエス) (Per Fluoro Hexane Sulfonic acidの略)**

有機フッ素化合物のうちペルフルオロヘキサンスルホン酸のことである。「PFOS」及び「PFOA」と同様の性質を持ち、その代替品として使用されている。令和6年に国内の製造、輸入が原則禁止された。

#### **p H (水素イオン濃度)**

液体が酸性であるかアルカリ性であるかを示す数値で pH 7 が中性で、それより数値が大きければアルカリ性、小さければ酸性である。河川水は pH 6~8 の間にあることが望ましい。

#### **p p m (part per million の略)**

百万分率のこと (100 万分の 1 を 1 ppm という)。大気中の汚染ガスなどの含有率を示すのに使われている。例えば 1 m<sup>3</sup>の大気中に 1 cm<sup>3</sup>の汚染ガスが含まれている場合を 1 ppm という。

#### **P T I O法(2-Phenyl-4, 4, 5, 5-tetramethylimidazoline-3-oxide-1-oxyl の略)**

各自治体で採用されている窒素酸化物の簡易測定法。NO<sub>2</sub>はトリエタノール (Triethanolamine : TEA) を含浸したろ紙に捕集される。一方、NOはTEAと合わせて含浸されているPTIOによりNO<sub>2</sub>に酸化された後、(NO+NO<sub>2</sub>)として捕集される。NO量は(NO+NO<sub>2</sub>)とNO<sub>2</sub>の捕集量の差で求められる。

#### **B O D (生物化学的酸素要求量) (Biochemical Oxygen Demand の略)**

河川の水の中や海水の中の汚染物質 (有機物) が微生物によって無機化あるいはガス化されるときに必要なとされる酸素量のこと、単位は一般的にmg/L で表す。この数値が大きくなれば、その河川などの水中には汚染物 (有機物) が多く、水質が汚濁していることを意味する。

#### **ふっ素 (F)**

主として地質や工場排水の混入に起因する。高濃度のふっ素が含まれる飲料水を飲用すると骨へのふっ素沈着が認められ、骨折のリスクが増加するとされている。

#### **浮遊物質 (S S)**

水中に浮いている不溶性の物質で川底にたまったり、魚介類に付着したりする。一定量の水をろ紙でこし、乾燥してその重量を測ることとされており、浮遊物質の数值 (mg/L) が大きいほど水質汚濁の著しいことを示す。

### 浮遊粒子状物質 (SPM)

大気中に浮遊する物質があつて、その粒径が 10 ミクロン(1/100 mm) 以下のものをいい、硫黄酸化物などと混合して呼吸器系を刺激し、気管支炎などの原因になる。

### ほう素 (B)

自然水中に存在することはまれではあるが、金属表面処理剤、ガラス等で使用されるため、工場排水から自然水中に混入することがある。動物実験等の結果から人体にも影響があると推定されている。

## (ま 行)

### マンガン (Mn)

地殻中に存在する生物には必須元素の一種であるが、マンガンの製造、粉末マンガン塩類を製造するとき、マンガン鉱 (褐色  $MnO_2$ ) により中毒を起こすことがあり、慢性神経症 (マンガン病) になるが、マンガンによる職業的中毒の例は比較的少ない。マンガン塩による中毒については不明である。

## (や 行)

### 有機塩素系溶剤

地下水汚染として問題になっている物質で、トリクロロエチレン ( $CHCl=CCl_2$ )、テトラクロロエチレン ( $CCl_2=CCl_2$ ) などがある。両物質とも無色透明で揮発性及び不燃性の液体であり、油や油脂などの汚れを溶かす性質があるため金属部品の洗浄やドライクリーニングなどに使用されている。平成元年から、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン (パークレン) が、水質汚濁防止法により排出が規制されている。

### 有機リン (Org-P)

有機リン化合物は殺虫剤として、パラチオン、マラソン、スミチオン、クロルチオン等の名で使用される。リン酸、ピロリン酸のエステル有機リン殺虫剤は殺虫力が強く、人間にも有毒である。浸透力が強いので、体についたり吸入したりすると、頭痛や手足のしびれが生じ、死亡する場合もある。

### 溶存酸素量 (DO) (Dissolved Oxygen の略)

水中に溶けている酸素の量をいい、溶存酸素は水の自浄作用や水中の生物にとって必要

不可欠なものである。溶解量を左右するのは水温、気圧、塩分などであり、汚染度の高い水中では消費される酸素の量が多くなり、溶存酸素量は少なくなる。きれいな水ほど酸素は多く含まれ、水温が急激に上昇したときや、藻類が著しく繁殖するときには少なくなる。

## (ら 行)

### 六価クロム ( $\text{Cr}^{6+}$ )

クロムには多くの種類の化合物があり、クロムのイオンの価数が六価のものを六価クロム化合物という、六価クロム化合物にはクロム酸、クロム酸カリウム、クロム酸ソーダ、重クロム酸カリウム、重クロム酸ソーダ等があり、これらの化合物が水に溶解すると六価クロムイオンを生じる。六価クロムイオンは吸入によって肺がんの発生が認められている。



### 第3節 条例・規則・要綱

- 1 大和市小規模水道及び小規模貯水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例（平成24年12月27日条例第27号）
- 2 大和市小規模水道及び小規模貯水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例施行規則（平成25年3月15日規則第5号）
- 3 大和市水道法施行細則（平成25年3月29日規則第40号）
- 4 大和市飲用井戸衛生管理要綱（平成25年3月29日告示第64号）
- 5 大和市浄化槽設置整備事業補助金交付要綱（平成19年6月27日告示第108号）
- 6 大和市スズメバチ駆除要綱（平成19年6月27日告示第109号）

# 大和市小規模水道及び小規模貯水槽水道における安全で衛 生的な飲料水の確保に関する条例

平成 24 年 12 月 27 日条例第 27 号

## 第 1 章 総則

### (目的)

第 1 条 この条例は、小規模水道の布設及び管理並びに小規模貯水槽水道の管理について環境衛生上必要な事項を定めることにより、安全で衛生的な飲料水の確保を図り、もって利用者の健康を保護するとともに、公衆衛生の向上に寄与することを目的とする。

### (定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 水道 水道法（昭和 32 年法律第 177 号。以下「法」という。）第 3 条第 1 項に規定する水道をいう。
- (2) 小規模水道 法第 3 条第 2 項に規定する水道事業（以下「水道事業」という。）の用に供する水道及び同条第 6 項に規定する専用水道（以下「専用水道」という。）以外の水道であって、地下水又は表流水を水源として居住に必要な水を供給するものをいう。ただし、専ら 1 戸の住宅に供給するものを除く。
- (3) 小規模貯水槽水道 水道事業の用に供する水道、専用水道及び法第 3 条第 7 項に規定する簡易専用水道以外の水道であって、水道事業の用に供する水道から供給を受ける水のみを水源とし、かつ、その水を受けるための水槽を有するものをいう。ただし、専ら 1 戸の住宅に供給するもの及び建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和 45 年法律第 20 号）第 2 条第 1 項に規定する特定建築物に供給するものを除く。
- (4) 小規模水道施設 小規模水道のための取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設、送水施設及び配水施設であって、当該小規模水道の設置者の管理に属するものをいう。
- (5) 布設工事 小規模水道施設の新設又は規則で定めるその増設若しくは改造の工事をいう。
- (6) 設置者 小規模水道又は小規模貯水槽水道（以下「小規模水道等」という。）の所有者又は所有者以外の者で当該小規模水道等の管理に関する権原を有するものをいう。

## 第2章 小規模水道

### (水質基準)

第3条 小規模水道により供給される水は、次に掲げる要件を備えるものでなければならない。

- (1) 病原生物に汚染され、又は病原生物に汚染されたことを疑わせるような生物若しくは物質を含むものでないこと。
- (2) シアン、水銀その他の有毒物質を含まないこと。
- (3) 銅、鉄、フッ素、フェノールその他の物質をその許容量を超えて含まないこと。
- (4) 異常な酸性又はアルカリ性を呈しないこと。
- (5) 異常な臭味がないこと。ただし、消毒による臭味を除く。
- (6) 外観は、ほとんど無色透明であること。

2 前項各号に掲げる基準に関し必要な事項は、規則で定める。

### (施設基準)

第4条 小規模水道は、原水の質及び量、地理的条件、当該小規模水道の形態等に応じ、取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設、送水施設及び配水施設の全部又は一部を有すべきものとし、取水施設及び浄水施設は、それぞれ次に掲げる要件を備えるものでなければならない。

- (1) 取水施設 できるだけ良質の原水を必要量取り入れることができるものであること。
- (2) 浄水施設 原水の質及び量に応じて、前条の規定による水質基準に適合する浄水を得るのに必要な沈殿池、ろ過池、消毒設備その他の設備を備えていること。

2 小規模水道施設の構造及び材質は、水圧、土圧、地震力その他の荷重に対して十分な耐力を有し、かつ、水が汚染され、又は漏れるおそれがないものでなければならない。

### (確認)

第5条 布設工事をしようとする者は、工事に着手する前に、当該工事の設計が前条の規定による施設基準に適合するものであることについて、市長の確認を受けなければならない。

### (確認の申請)

第6条 前条の確認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に、工事の概要書その他規則で定める書類及び図面を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 申請者の住所及び氏名（法人又は組合にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名）

- (2) 前号のほか規則で定める事項
- 2 前項の工事の概要書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
  - (1) 水源の種別及び取水地点
  - (2) 原水の水質試験結果
  - (3) 小規模水道施設の概要
  - (4) 浄水方法
- 3 市長は、第1項の規定による申請があった場合において、当該工事の設計が第4条の規定による施設基準に適合することを確認したときは、申請者にその旨を通知し、適合しないと認めるとき、又は申請書の添付書類及び図面によっては適合するかしないかを判断することができないときは、その適合しない点を指摘し、又はその判断することができない理由を付して、その旨を申請者に通知しなければならない。
- 4 前項の規定による通知は、第1項の規定による申請があった日から起算して30日以内に、書面をもってしなければならない。

(給水開始前の水質検査及び届出)

第7条 小規模水道の設置者は、布設工事を完了し、当該布設工事に係る施設を使用して給水を開始しようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより水質検査を行い、その結果を証明する書類を添えて、給水を開始する旨を市長に届け出なければならない。

- 2 小規模水道の設置者は、前項に規定する水質検査を行ったときは、これに関する記録を作成し、当該検査を行った日から起算して5年間保存しなければならない。

(変更等の届出)

第8条 小規模水道の設置者は、第6条第1項各号のいずれかの事項に変更があったとき、又は当該小規模水道を廃止したときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

(水質検査)

第9条 小規模水道の設置者は、当該小規模水道により供給する水について、規則で定めるところにより、毎年1回以上定期的に、水質検査を行わなければならない。

- 2 小規模水道の設置者は、当該小規模水道により供給する水が第3条の規定による水質基準に適合しないおそれがあるときは、規則で定めるところにより、臨時の水質検査を行わなければならない。

3 小規模水道の設置者は、前2項に規定する水質検査を行ったときは、速やかに当該水質検査の結果を市長に届け出なければならない。

(衛生上の措置)

第10条 小規模水道の設置者は、次に掲げる基準に従い、衛生上必要な措置を講じなければならない。

- (1) 小規模水道施設は、常に清潔にし、水の汚染の防止を十分にすること。
- (2) 小規模水道施設には、必要に応じて柵を設け、鍵を掛ける等みだりに人及び動物が立ち入って水が汚染されるのを防止するために必要な措置を講ずること。
- (3) 原水の質により必要があるときは、規則で定めるところにより、塩素消毒を行うこと。

(給水の緊急停止等)

第11条 小規模水道の設置者は、当該小規模水道により供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、直ちに給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知させる措置を講じなければならない。

2 小規模水道の設置者は、前項の規定により給水を停止したときは、直ちにその旨を市長に報告しなければならない。

### 第3章 小規模貯水槽水道

(給水開始の届出)

第12条 小規模貯水槽水道の設置者は、当該小規模貯水槽水道の給水を開始したときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

(変更等の届出)

第13条 小規模貯水槽水道の設置者は、前条の規定により届け出た事項に変更があったとき、又は当該小規模貯水槽水道を廃止したときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

(管理基準等)

第14条 小規模貯水槽水道の設置者は、次に掲げる基準に従い、当該小規模貯水槽水道を管理しなければならない。

- (1) 水槽の清掃を毎年1回以上定期に行うこと。
  - (2) 有害物、汚水等による水の汚染を防止するために水槽の点検その他必要な措置を講ずること。
  - (3) 給水栓における水の色、濁り、臭い、味等に関する検査を随時行い、供給する水に異常を認めるときは、規則で定めるところにより、水質検査を行うこと。
  - (4) 供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、直ちに給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知させる措置を講ずること。
- 2 小規模貯水槽水道の設置者は、当該小規模貯水槽水道の管理について、規則で定めるところにより、毎年1回以上定期に、市長の指定する者の検査を受けなければならない。ただし、水道事業の用に供する水道から水の供給を受けるために設けられる水槽の有効容量が8立方メートル以下のものについては、この限りでない。
  - 3 小規模貯水槽水道の設置者は、前項の規定による検査を受けたときは、これに関する記録を作成し、当該検査を受けた日から起算して3年間、これを保存しなければならない。

#### 第4章 監督

(改善の指示等)

- 第15条 市長は、小規模水道施設が第4条の規定による施設基準に適合しなくなったと認めるときは、当該小規模水道の設置者に対し、期間を定めて、当該施設を改善するよう指示することができる。
- 2 市長は、小規模水道の設置者が第7条第1項に規定する水質検査を実施しないで給水を開始したときは、当該設置者に対し、期限を定めて、水質検査を実施すべき旨を命ずることができる。
  - 3 市長は、小規模水道の設置者が第9条第1項に規定する水質検査を同項に規定する期間内に実施しないとき、又は同条第2項に規定する水質検査を実施しないときは、当該設置者に対し、期限を定めて、水質検査を実施すべき旨を命ずることができる。
  - 4 市長は、小規模水道の衛生上の措置が第10条に規定する基準に適合していないと認めるときは、当該小規模水道の設置者に対し、期間を定めて、当該小規模水道の管理に関し、消毒その他の必要な衛生上の措置をとるよう指示することができる。
  - 5 市長は、小規模貯水槽水道の管理が前条第1項に規定する管理基準に適合していないと認めるときは、当該小規模貯水槽水道の設置者に対し、期間を定めて、当該小規模貯水槽水道の管理に関し、清掃その他の必要な措置をとるよう指示することができる。

6 市長は、小規模貯水槽水道の設置者が前条第2項に規定する検査を同項に規定する期間内に受けないときは、当該設置者に対し、期限を定めて、検査を受けるべき旨を命ずることができる。

(給水停止命令)

第16条 市長は、小規模水道等の設置者が、前条第1項、第4項又は第5項の規定に基づく指示に従わない場合において、給水を継続させることが当該小規模水道等の利用者の健康を害すると認めるときは、その指示に係る事項を履行するまでの間、当該小規模水道等による給水を停止するよう命ずることができる。

(報告の徴収及び立入検査)

第17条 市長は、小規模水道の布設又は管理の適正を確保するために必要があると認めるときは、当該小規模水道の設置者に対し、工事の施行状況若しくは管理の実施状況について必要な報告を求め、又は当該職員をして小規模水道の工事現場、小規模水道施設のある場所若しくは設置者の事務所に立ち入らせ、工事の施行状況、小規模水道施設、水質若しくは必要な関係書類を検査させることができる。

2 市長は、小規模貯水槽水道の管理の適正を確保するために必要があると認めるときは、当該小規模貯水槽水道の設置者に対し、小規模貯水槽水道の管理について必要な報告を求め、又は当該職員をして小規模貯水槽水道の用に供する施設のある場所若しくは設置者の事務所に立ち入らせ、その施設、水質若しくは必要な関係書類を検査させることができる。

3 前2項の規定により立入検査を行う場合には、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

4 第1項又は第2項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

## 第5章 雑則

(地位の承継の届出)

第18条 相続、合併、譲渡その他の事由により、設置者の地位を承継した者は、当該承継の日から起算して30日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

(委任)

第19条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

## 第6章 罰則

### (罰則)

第20条 第11条第1項の規定に違反した者は、100,000円以下の罰金に処する。

第21条 次の各号のいずれかに該当する者は、50,000円以下の罰金に処する。

- (1) 第5条の規定による市長の確認を受けずに布設工事に着手した者
- (2) 第15条第2項、第3項又は第6項の規定による命令に違反した者
- (3) 第16条の規定による給水停止命令に違反した者

第22条 第17条第1項又は第2項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は当該職員の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、20,000円以下の罰金に処する。

### (両罰規定)

第23条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前3条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

### (経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に小規模水道及び小規模受水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例（平成7年神奈川県条例第7号）の規定により神奈川県知事が行った確認、処分その他の行為又は神奈川県知事に対して行われた申請その他の行為で、この条例の施行の際現にその効力を有するものについては、この条例の相当規定により行われたものとみなす。

### (準備行為)

- 3 第14条第2項の規定により検査を行う者の指定その他この条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行の日前に行うことができる。

## 附 則（令和2年3月30日条例第9号）

この条例は、公布の日から施行する。



# 大和市小規模水道及び小規模貯水槽水道における安全で衛生的な 飲料水の確保に関する条例施行規則

平成 25 年 3 月 15 日規則第 5 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、大和市小規模水道及び小規模貯水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例（平成 24 年大和市条例第 27 号。以下「条例」という。）第 19 条の規定に基づき、条例の施行について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規則において使用する用語は、条例及び水道法（昭和 32 年法律第 177 号）その他関係法令において使用する用語の例による。

(小規模水道施設の増設又は改造の工事)

第 3 条 条例第 2 条第 5 号に規定する規則で定める増設又は改造の工事は、次のとおりとする。

- (1) 取水地点又は浄水方法の変更に係る工事
- (2) 沈殿池、ろ過池、浄水池又は配水池の新設、増設又は大規模な改造に係る工事

(小規模水道の水質基準)

第 4 条 条例第 3 条第 2 項に規定する規則で定める水質基準に関して必要な事項は、水質基準に関する省令（平成 15 年厚生労働省令第 101 号。以下「省令」という。）の規定の例による。

(小規模水道の布設工事の確認)

第 5 条 条例第 6 条第 1 項に規定する申請書は、小規模水道布設工事確認申請書とする。

2 条例第 6 条第 1 項の規則で定める書類及び図面は、次のとおりとする。

- (1) 居住に必要な水の供給を受ける者の区域を示した書類
- (2) 配水系統図
- (3) 取水施設及び浄水施設の構造図
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

3 条例第 6 条第 3 項の規定による通知は、当該工事の設計が施設基準に適合することを確認したときは小規模水道布設工事確認通知書により、適合しないと認めたとき又は申請書の添付書類及び図面によっては適合するかしないかを判断することができないときは小規模水道布設工事不適合通知書により行うものとする。

(小規模水道の給水開始前の水質検査及び届出)

第6条 条例第7条第1項に規定する水質検査は、小規模水道により供給する水が条例第3条に規定する水質基準（以下「水質基準」という。）に適合するかどうかを判断することができる場所から採取した水について行う省令の表に掲げる事項及び消毒の残留効果に関する検査とする。

2 条例第7条第1項の規定による届出は、小規模水道給水開始届により行わなければならない。

(小規模水道の変更等の届出)

第7条 条例第8条の規定による届出は、小規模水道変更等届により行わなければならない。

(小規模水道の定期及び臨時の水質検査)

第8条 条例第9条第1項に規定する定期の水質検査は、小規模水道により供給する水が水質基準に適合するかどうかを判断することができる場所から採取した水について行う省令の表第1号、第2号、第9号、第11号、第38号及び第46号から第51号までに掲げる事項、消毒の残留効果並びに市長が特に必要と認めて指示する事項に関する検査とする。

2 条例第9条第2項に規定する臨時の水質検査は、省令の表に掲げる事項に関する検査とする。ただし、同表に掲げる事項に関する検査の一部を行う必要がないことが明らかである場合は、当該事項に関する検査を省略することができる。

3 条例第9条第3項の規定による届出は、小規模水道水質検査結果届により行わなければならない。

(給水する水の塩素消毒)

第9条 条例第10条第3号に規定する塩素消毒は、給水栓における水が遊離残留塩素を1リットルにつき0.1ミリグラム（結合残留塩素の場合は1リットルにつき0.4ミリグラム）以上保持するように行わなければならない。ただし、供給する水が病原生物に著しく汚染されるおそれがある場合又は病原生物に汚染されたことを疑わせるような生物若しくは物質を多量に含むおそれがある場合の給水栓における水の遊離残留塩素は、1リットルにつき0.2ミリグラム（結合残留塩素の場合は1リットルにつき1.5ミリグラム）以上でなければならない。

(給水の緊急停止の報告)

第10条 条例第11条第2項の規定による報告は、小規模水道給水緊急停止報告書により行わなければならない。

(小規模貯水槽水道の給水開始の届出)

第11条 条例第12条の規定による届出は、小規模貯水槽水道給水開始届により行わなければならない。

(小規模貯水槽水道の変更等の届出)

第12条 条例第13条の規定による届出は、小規模貯水槽水道変更等届により行わなければならない。

(小規模貯水槽水道の水質検査)

第13条 条例第14条第1項第3号の規定により供給する水に異常を認めたとときに行う水質検査は、小規模貯水槽水道により供給する水が異常であるかどうかを判断することができる場所から採取した水について行う省令の表に掲げる事項のうち必要と認められる事項に関する検査及び消毒の残留効果に関する検査とする。ただし、同表上欄に掲げる事項に関する検査の一部を行う必要がないことが明らかである場合は、当該事項に関する検査を省略することができる。

(小規模貯水槽水道の管理に関する検査)

第14条 条例第14条第2項の規定により小規模貯水槽水道の設置者が受けなければならない検査は、次に掲げる事項に関する検査とする。

- (1) 受水槽及び高置水槽周囲の状態
- (2) 受水槽及び高置水槽の本体、上部及び内部の状態
- (3) 受水槽及び高置水槽のマンホール及びオーバーフロー管の状態
- (4) 受水槽及び高置水槽の通気管及び水抜管の状態
- (5) 給水管の状態
- (6) 給水栓における臭気、味、色、色度及び濁度並びに残留塩素の状態

(改善の指示等)

第15条 条例第15条第1項、第4項又は第5項の規定による指示は、指示書により行うものとする。

2 条例第15条第2項、第3項又は第6項の規定による命令は、命令書により行うものとする。

(給水停止命令)

第16条 条例第16条の規定による命令は、給水停止命令書により行うものとする。

(身分証明書)

第17条 条例第17条第3項に規定する職員の身分を示す証明書は、小規模水道及び小規模貯水槽水道立入検査証とする。

(地位の承継の届出)

第18条 条例第18条の規定による届出は、設置者の地位承継届により行わなければならない。

(様式)

第19条 この規則の規定により使用する様式は別表のとおりとし、その内容は別に定める。

(委任)

第20条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月31日規則第29号）

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月30日規則第31号）

この規則は、公布の日から施行する。

別表（第19条関係）

様式番号	様式の名称	関係条文
第1号様式	小規模水道布設工事確認申請書	第5条
第2号様式	小規模水道布設工事確認通知書	第5条
第3号様式	小規模水道布設工事不適合通知書	第5条
第4号様式	小規模水道給水開始届	第6条
第5号様式	小規模水道変更等届	第7条
第6号様式	小規模水道水質検査結果届	第8条
第7号様式	小規模水道給水緊急停止報告書	第10条
第8号様式	小規模貯水槽水道給水開始届	第11条
第9号様式	小規模貯水槽水道変更等届	第12条
第10号様式	指示書	第15条
第11号様式	命令書	第15条
第12号様式	給水停止命令書	第16条
第13号様式	小規模水道及び小規模貯水槽水道立入検査証	第17条
第14号様式	設置者の地位承継届	第18条

# 大和市水道法施行細則

平成 25 年 3 月 29 日規則第 40 号

(趣旨)

第 1 条 水道法（昭和 32 年法律第 177 号。以下「法」という。）の施行については、水道法施行令（昭和 32 年政令第 336 号）及び水道法施行規則（昭和 32 年厚生省令第 45 号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(専用水道の布設工事の確認申請)

第 2 条 法第 33 条第 1 項の申請書は、専用水道布設工事確認申請書とする。

2 前項の専用水道布設工事確認申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 法第 33 条第 1 項に規定する書類

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

3 法第 33 条第 5 項の規定による通知は、当該工事の設計が施設基準に適合することを確認したときは専用水道布設工事確認通知書により、適合しないと認めたとき又は申請書の添付書類及び図面によっては適合するかしないかを判断することができないときは専用水道布設工事不適合通知書により行うものとする。

(専用水道布設工事確認申請書記載事項の変更の届出)

第 3 条 法第 33 条第 3 項の規定による届出は、専用水道布設工事確認申請書記載事項変更届により行わなければならない。

(専用水道の給水開始の届出)

第 4 条 法第 34 条第 1 項において準用する法第 13 条第 1 項の規定による届出は、専用水道給水開始届により行わなければならない。

2 前項の専用水道給水開始届には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 法第 13 条第 1 項に規定する水質検査の結果書の写し

(2) 法第 13 条第 1 項に規定する施設検査の成績書の写し

(水道技術管理者の設置等の報告)

第 5 条 専用水道の設置者は、法第 34 条第 1 項において準用する法第 19 条第 1 項の規定により水道技術管理者を設置したときは、速やかに専用水道技術管理者設置報告書により市長に報告しなければならない。

2 専用水道の設置者は、水道技術管理者を変更したときは、速やかに専用水道技術管理者変更報告書により市長に報告しなければならない。

3 第1項の専用水道技術管理者設置報告書又は前項の専用水道技術管理者変更報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 履歴書
- (2) 勤務証明書
- (3) 水道技術管理者としての任命辞令の写し
- (4) 省令第14条第3号に規定する登録講習の修了証書の写し  
(専用水道の水質検査の報告)

第6条 専用水道の設置者は、法第34条第1項において準用する法第20条第1項の規定により水質検査(省令第15条第1項第1号イに掲げる検査を除く。)を行ったときは、速やかに専用水道水質検査結果報告書を市長に報告しなければならない。

(記録作成の様式)

第7条 法第34条第1項において準用する法第20条第2項の規定による水質検査の記録のうち、省令第15条第1項第1号イに掲げる検査の記録は、水道維持管理記録により、又はこれに準じて作成するものとする。

(専用水道の業務の委託等の届出)

第8条 専用水道の設置者は、法第34条第1項において準用する法第24条の3第2項前段の規定による業務を委託したときの届出は、専用水道管理業務委託届により、同項後段の規定による委託に係る契約が効力を失ったときの届出は、専用水道管理業務委託契約失効届により行わなければならない。

2 前項の専用水道管理業務委託届には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 業務委託契約書の写し
- (2) 受託水道業務技術管理者としての資格を証する書類又はその写し

3 専用水道の設置者は、第1項の専用水道管理業務委託届の記載事項に変更が生じたときは、速やかに専用水道管理業務委託届記載事項変更届を市長に届け出なければならない。

(専用水道の廃止の届出)

第9条 専用水道の設置者は、専用水道を廃止したときは、速やかに専用水道廃止届を市長に届け出なければならない。

(専用水道の給水の緊急停止報告)

第10条 専用水道の設置者は、法第34条第1項において準用する法第23条第1項の規定により専用水道の給水の緊急停止をしたときは、直ちに専用水道給水緊急停止報告書により、その旨を市長に報告しなければならない。

(簡易専用水道の設置の届出)

第 11 条 簡易専用水道を設置した者は、速やかに簡易専用水道設置届により市長に届け出なければならない。

(簡易専用水道設置届記載事項の変更の届出)

第 12 条 簡易専用水道の設置者は、前条の簡易専用水道設置届の記載事項(次に掲げる事項に限る。)に変更があったときは、速やかに簡易専用水道設置届記載事項変更届により市長に届け出なければならない。

(1) 建築物の名称

(2) 設置者の住所及び氏名(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

(3) 受水槽の有効容量

(簡易専用水道の廃止の届出)

第 13 条 簡易専用水道の設置者は、簡易専用水道を廃止したときは、速やかに簡易専用水道廃止届により市長に届け出なければならない。

(簡易専用水道の給水の緊急停止報告)

第 14 条 簡易専用水道の設置者は、省令第 55 条第 4 号の規定により簡易専用水道の給水の緊急停止をしたときは、直ちに、簡易専用水道給水緊急停止報告書により、その旨を市長に報告しなければならない。

(改善の指示等)

第 15 条 市長は、法第 36 条第 1 項又は同条第 3 項の規定により指示するときは、指示書により行うものとする。

2 市長は、法第 36 条第 2 項の規定により水道技術管理者(法第 24 条の 3 第 6 項の規定により水道技術管理者とみなされる受託水道業務技術管理者を含む。)を変更すべきことを勧告するときは、勧告書により行うものとする。

(給水停止命令)

第 16 条 市長は、法第 37 条の規定により専用水道又は簡易専用水道による給水を停止すべきことを命ずるときは、給水停止命令書により行うものとする。

(様式)

第 17 条 この規則の規定により使用する様式は別表のとおりとし、その内容は別に定める。

(委任)

第 18 条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 17 条関係）

様式番号	様式の名称	関係条文
第 1 号様式	専用水道布設工事確認申請書	第 2 条
第 2 号様式	専用水道布設工事確認通知書	第 2 条
第 3 号様式	専用水道布設工事不適合通知書	第 2 条
第 4 号様式	専用水道布設工事確認申請書記載事項変更届	第 3 条
第 5 号様式	専用水道給水開始届	第 4 条
第 6 号様式	専用水道技術管理者設置報告書	第 5 条
第 7 号様式	専用水道技術管理者変更報告書	第 5 条
第 8 号様式	専用水道水質検査結果報告書	第 6 条
第 9 号様式	水道維持管理記録	第 7 条
第 10 号様式	専用水道管理業務委託届	第 8 条
第 11 号様式	専用水道管理業務委託契約失効届	第 8 条
第 12 号様式	専用水道管理業務委託届記載事項変更届	第 8 条
第 13 号様式	専用水道廃止届	第 9 条
第 14 号様式	専用水道給水緊急停止報告書	第 10 条
第 15 号様式	簡易専用水道設置届	第 11 条及び第 12 条
第 16 号様式	簡易専用水道設置届記載事項変更届	第 12 条
第 17 号様式	簡易専用水道廃止届	第 13 条
第 18 号様式	簡易専用水道給水緊急停止報告書	第 14 条
第 19 号様式	指示書	第 15 条
第 20 号様式	勧告書	第 15 条
第 21 号様式	給水停止命令書	第 16 条



# 大和市飲用井戸衛生管理要綱

平成 25 年 3 月 29 日告示第 64 号

## (目的)

第 1 条 この要綱は、法令等の適用を受けない飲用井戸の設置者等による自主管理に関する基準及びこれに対し本市が行う措置等の事項について定め、もって飲用井戸の衛生を確保することを目的とする。

## (対象施設等)

第 2 条 この要綱において対象とする施設は、水道法（昭和 32 年法律第 177 号）、建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和 45 年法律第 20 号）及び大和市小規模水道及び小規模貯水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例（平成 24 年大和市条例第 27 号）の適用を受けない本市域内の飲用井戸とする。ただし、食品営業施設、給食施設、旅館、公衆浴場及びプールに設置されたものを除く。

## (定義)

第 3 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 飲用井戸 地下水、表流水又は湧水（以下「地下水等」という。）を水源とする個人用飲用井戸及び業務用飲用井戸をいう。
- (2) 個人用飲用井戸 専ら一戸の住宅に居住する者に対して、井戸、導管その他の工作物により飲用水を給水する施設をいう。
- (3) 業務用飲用井戸 学校、病院、官公庁、店舗、工場その他の事業所等に対して、井戸、導管その他の工作物により飲用水を給水する施設をいう。
- (4) 設置者等 飲用井戸の所有権を有する者又は維持管理の責任を有するものをいう。

## (自主管理基準等)

第 4 条 設置者等は、飲用井戸を次に掲げる基準によって管理するものとし、市長は、当該基準について、必要に応じて設置者等に対し助言するものとする。

- (1) 別表に掲げる飲用井戸自主管理基準（以下「自主管理基準」という。）に基づき、自らの責任において適正な維持管理を行うこと。
- (2) 飲用井戸が汚染されたとき、又はそのおそれがあるときは、速やかに市に連絡すること。
- (3) 給水する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、直ちに給水を停止し、市に連絡するとともに、次の措置を講ずること。
  - ア 利用者に対し、給水を停止した理由の説明を速やかに行い、理解及び協力を求めること。
  - イ 汚染原因の調査及び必要な措置を速やかに行うこと。
  - ウ 水質基準に関する省令（平成 15 年厚生労働省令第 101 号）の表に掲げる事項のうち必要なものについて検査を行い、飲用水の安全性を確認してから給水を再開すること。

(汚染が判明した場合の措置)

第5条 市長は、前条第2号及び第3号の規定により、設置者等から連絡を受けた場合又は飲用井戸の汚染を発見した場合は、次に掲げる措置を速やかに講ずるものとする。

- (1) 設置者等が行う汚染原因の調査及び必要な措置に係る助言を行うとともに、必要に応じて現地調査を行い、その内容を神奈川県その他の関係自治体に連絡すること。
- (2) 前号の現地調査は、必要に応じ、神奈川県その他の関係自治体の協力を得て行うこと。

(連携・協力体制の構築)

第6条 市長は、前条各号に掲げる措置及び神奈川県その他の関係自治体から地下水等の汚染事故の情報提供を受けたときの対応を円滑に行うため、神奈川県その他の関係自治体と地域の実情に即して連携し、及び協力する体制を構築し、これを維持するものとする。

(啓発)

第7条 市長は、次に掲げる事項に基づき、飲用井戸の衛生確保に係る啓発を図るものとする。

- (1) 設置者等へ自主管理基準の周知を図るため、市のホームページ等を活用するなど、市域における広報活動を行うこと。
- (2) 通常の巡回指導、各種届出、許可申請その他の機会において、設置者等に対し、第4条に規定する自主管理基準の遵守についての啓発に努めること。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年3月31日告示第56号)

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年3月30日告示第70号)

この要綱は、公表の日から施行する。

別表（第4条関係）

飲用井戸自主管理基準

給水開始前 水質検査	給水開始前に、給水栓における全項目水質検査を行い、検査結果を1年間保存する。
塩素消毒	井戸水の水質検査の結果から判断して、必要に応じて塩素消毒を行う。
清潔の保持	(1) 飲用井戸には、必要に応じて、柵の設置又は施設等人及び動物が施設に立ち入って井戸水を汚染するのを防止するための措置を講ずる。 (2) 飲用井戸の清掃等を行って常に清潔にし、井戸水の汚染防止に努める。
水質検査	(1) 給水栓における水の色、濁り、臭い、味等の異常の有無に関する検査を随時行う。 (2) 給水栓における残留塩素の濃度 (0.1mg/L以上) の確認を随時行う。 (3) 給水栓における定期水質検査を、毎年1回以上定期に行う。 (4) 給水栓における水に異常を認めるときは、臨時水質検査を速やかに実施する。

備考

- 1 この表において、「全項目水質検査」とは、水質基準に関する省令の表の上欄に掲げる事項（以下「水質基準項目」という。）についての検査をいう。
- 2 この表において、「定期水質検査」とは、水質基準項目のうち一般細菌、大腸菌、亜硝酸態窒素、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン、塩化物イオン、有機物（全有機炭素（TOC）の量）、pH値、味、臭気、色度、濁度その他周辺の水質検査結果から判断して特に必要となる事項についての検査をいう。
- 3 この表において、「臨時水質検査」とは、飲用井戸から給水する水に異常を認めるとき、臨時に行う水質基準項目のうち必要な事項についての検査をいう。

# 大和市浄化槽設置整備事業補助金交付要綱

平成 19 年 6 月 27 日告示第 108 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、生活排水による河川の水質汚濁の進行を防止し、生活環境の保全を図るため、既存単独処理浄化槽又はくみ取り式便槽から浄化槽への設置替えに要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、大和市補助金交付規則（昭和 42 年大和市規則第 21 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 浄化槽 浄化槽法（昭和 58 年法律第 43 号）第 2 条第 1 号に規定する浄化槽で、生物化学的酸素要求量（以下「BOD」という。）除去率 90%以上、放流水の BOD 20 mg/l（日間平均値）以下の機能及び合併処理浄化槽設置整備事業における国庫補助指針（平成 4 年 10 月 30 日衛浄第 34 号）に定める構造を有するものであって、5 人槽から 10 人槽までのものをいう。
- (2) 既存単独処理浄化槽 浄化槽法の一部を改正する法律（平成 12 年法律第 106 号）附則第 2 条に規定する浄化槽をいう。
- (3) 専用住宅 延べ面積の 2 分の 1 以上が申請者及びその家族の居住の用に供する建築物（借家を除く。）をいう。

(対象地域)

第 3 条 補助の対象となる地域（以下「対象地域」という。）は、下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）第 4 条第 1 項の規定により市長が定めた事業計画に記載された予定処理区域以外の区域とする。

(補助対象者)

第 4 条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 対象地域内の専用住宅において、既存単独処理浄化槽又はくみ取り式便槽から浄化槽への設置替えをしようとする者であること。
- (2) 申請者又はその家族が専用住宅に 1 年以上居住していること。
- (3) 浄化槽法第 5 条第 1 項に基づく設置届出を受理され、又は建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 6 条第 1 項に基づく確認を受けていること。
- (4) 販売の目的で建物を建築する者でないこと。

- (5) 申請受付時において、本市の市税等を完納していること（申請者が市外に在住している場合は、対象地域内の専用住宅に居住する世帯主が本市の市税等を完納していること。）。

(補助対象経費)

第5条 補助の対象となる経費は、対象地域内の専用住宅において浄化槽の設置替え（本体設置工事に限る。以下「補助事業」という。）に要する費用とする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、専用住宅の居住の用に供する部分の面積に応じ、それぞれ当該各号に定める額を限度として市長が認める額とする。

- (1) 床面積が130平方メートル以下の場合 332,000円
  - (2) 床面積が130平方メートルを超える場合 414,000円
  - (3) 前2号にかかわらず、台所及び浴室がいずれも2か所以上ある場合 548,000円
- 2 前項の規定にかかわらず、専用住宅の使用状況又は居住者数により、建築物の用途別における尿浄化槽の処理対象人員算定基準（JIS（産業標準化法（昭和24年法律第185号）第20条第1項の日本産業規格をいう。）A3302-2000）に基づき、当該専用住宅の建築用途に応じて算定される処理対象人員を許容するために最も適切な浄化槽を設置すべきであると市長が認めるときは、補助金の限度額を別に定めることができる。

(申請手続)

第7条 申請者は、規則第4条に規定する書類に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。ただし、申請者が他の市町村から本市に住所を移す者であるときは、第6号に掲げる書類については、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第22条の規定による届出の後、速やかに提出するものとする。

- (1) 第4条第3号に掲げる要件を満たすことを証する書類
- (2) 設置場所の案内図
- (3) 浄化槽の構造図
- (4) 配置配管図
- (5) 補助事業に係る見積書の写し
- (6) 申請者に係る本市の住民票の写し（謄本）
- (7) 建物の平面図
- (8) 登録浄化槽管理票（C票）
- (9) 全国浄化槽推進市町村協議会の登録証の写し
- (10) 小規模合併処理浄化槽施行技術特別講習会等の修了証の写し又は浄化槽法第42条第1項に規定する浄化槽設備士免状（昭和63年以降の資格取得者に限る。）

(11) その他市長が必要と認める書類

(工事完了報告書)

第8条 補助対象者は、補助金に係る工事の完了後1月以内（前条の規定により、事業の中止又は廃止の承認を受けた場合は、当該承認通知書を受領した日から1月以内）に工事完了報告書に次の書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 浄化槽保守点検業者及び浄化槽清掃業者との業務委託契約書の写し
- (2) 浄化槽法定検査に係る手数料の受領証の写し
- (3) 浄化槽チェックリストの写し
- (4) 補助事業に係る請求書又は領収書の写し

(補助金の交付時期)

第9条 補助金は、前条の規定により提出された工事完了報告書を審査し、補助事業の成果が、補助金交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認められ、浄化槽の設置が申請のとおり完了したことを確認した後に交付する。

(現場確認)

第10条 市長は、補助事業を適正に執行するため、浄化槽の設置工事の状況を施工の現場において確認する。

(様式)

第11条 この要綱で使用する様式は、別表のとおりとし、その内容は別に定める。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、公表の日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則（平成21年告示第117号）

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成23年告示第50号）

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成24年告示第80号）

この要綱は、平成24年7月9日から施行する。

附 則（平成30年3月29日告示第64号）

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月28日告示第61号）

(施行期日)

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日（以下「公表日」という）から施行する。

(経過措置)

公表日から平成 31 年 6 月 30 日までの間における改正後の第 6 条第 2 項の規定の適用については、同項中「産業標準化法（昭和 24 年法律第 185 号）第 20 条第 1 項の日本産業規格」とあるのは「工業標準化法（昭和 24 年法律第 185 号）第 17 条第 1 項の日本工業規格」とする。

別表（第 11 条関係）

様式番号	様式の名称	関係条文
第 1 号様式	工事完了報告書	第 8 条
第 2 号様式	浄化槽チェックリスト	第 8 条

# 大和市スズメバチ駆除要綱

平成19年6月27日告示第109号

## (目的)

第1条 この要綱は、人に対し危害を及ぼすおそれのあるスズメバチの巣を駆除することにより、安全な市民生活の確保を図ることを目的とする。

## (定義)

第2条 この要綱で「スズメバチ」及び「駆除」とは次のとおりとする。

- (1) 「スズメバチ」とは、膜翅目スズメバチ亜科のスズメバチ類をいう。
- (2) 「駆除」とは、巣を取り除くことをいう。ただし、営巣場所により取り除くことが困難な場合は、殺虫剤散布等による無害化対応を含む。

## (駆除対象)

第3条 市が駆除を行うスズメバチの巣は、次のとおりとする。

- (1) 市内で住宅の用に供する民有地及び民家（共同住宅を含む。）に営巣したもの
- (2) 前号のほか、市長が特に必要と認めたとき。

## (依頼)

第4条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者（以下「依頼者」という。）からスズメバチ依頼・確認・報告書により駆除の依頼を受けた場合は、巣の駆除を行う。

- (1) 前条に規定するスズメバチが営巣した民有地等の所有者又は管理者
- (2) 前号に規定する所有者等の特定が困難な場合、又は緊急性が求められる場合において、当該スズメバチにより危害が及ぶ恐れのある者
- (3) 前2号に掲げる者のほか、市長が特に認めた者

## (指示・確認・報告)

第5条 市長は、前条の依頼によりスズメバチの巣の駆除をするときは、当該スズメバチの巣の場所、数等を記載したスズメバチ指示書により委託業者に調査及び駆除を指示するものとする。

- 2 依頼者は、スズメバチ依頼・確認・報告書により駆除の確認を行うものとする。
- 3 委託業者がスズメバチの巣を駆除したときは、スズメバチ依頼・確認・報告書により市長に報告するものとする。



(管理)

第6条 市長は、スズメバチの巣を駆除した実績等をスズメバチ駆除受付表で管理するものとする。

(駆除以外の作業)

第7条 駆除は、市が行う。ただし、駆除以外の次の作業は、当該家屋等の所有者又は管理者が行うものとする。

- (1) 駆除作業に伴って発生する家屋等の損壊等の復旧。
- (2) 営巣場所が著しく高所にあり、通常の作業道具による駆除が困難な場合の足場の設置及び撤去。
- (3) 営巣場所が屋根裏や床下等で家屋の一部解体を要する場合の解体及び復旧。
- (4) その他、駆除に伴い必要な作業。

2 市長は、前項ただし書に規定する作業について、あらかじめスズメバチ依頼・確認・報告書により当該家屋等の所有者又は管理者の承諾を得るものとする。

(様式)

第8条 この要綱で使用する様式は、別表のとおりとし、その内容は別に定める。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、公表の日から施行する。

附 則 (平成20年告示第18号)

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年告示第26号)

この要綱は、公表の日から施行する。

別表 (第8条関係)

様式番号	様式の名称	関係条文
第1号様式	スズメバチ依頼・確認・報告書	第4条、第5条及び第7条
第2号様式	スズメバチ指示書	第5条
第3号様式	スズメバチ駆除受付表	第6条



快適な生活環境のために  
— 令和6年度版やまとの公害 —  
(令和5年度分報告)

発行 大和市環境施設農政部 生活環境保全課  
〒242-8601 神奈川県大和市下鶴間 1-1-1  
電話 046-260-5106

本書は再生紙を利用しています。